

日新火災の現状

平成19年版/平成18年度決算

2007

はじめに

皆さまには、日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠に ありがとうございます。

このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況などをご説明するためにディスクロージャー誌「日新火災の現状2007」を作成いたしました。

本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまのお役に立てれば幸いです。

本誌は「保険業法(第111条)」及び「同施行規則(第59条)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明資料)です。



会社の概要(平成19年6月22日現在)

社 名 日新火災海上保険株式会社

本店所在地 東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地

TEL 03-3292-8000(大代表)

取締役社長 宮島 洋

創 業 明治41年(1908年)6月

資 本 金 203億円 従業員数 2,741名 代理店数 16,640店

U R L http://www.nisshinfire.co.jp

子会社等

日新火災損害調査株式会社

日新火災キャリアアンドライフサービス株式会社

日新火災総合サービス株式会社 日新情報システム開発株式会社

NISSHIN INSURANCE GUERNSEY

PCC LIMITED

ユニバーサルリスクソリューション株式会社

日新火災インシュアランスサービス

従業員数・代理店数は平成19年3月31日現在



当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、平成20年に100周年を迎える歴史と、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、 また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

瑪米

経営について

商品・サービスについて

111

114

119

日新火災の現状 **2007**

contents

損害保険用語の解説

店舗ネットワーク 一

店舗の一覧 -

7		
ĺ	■トップメッセージ・経営理念 ————	
	行政処分に関するお詫びと今後の取り組み ―――――――	
	トピックス	
		1
2	経営について	
	ミレアグループ概要	16
	経営戦略	18
	代表的な経営指標	20
	平成18年度の事業概況 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	21
	コーポレート・ガバナンスの状況	24
	内部統制基本方針 ————————————————————————————————————	
	CSRの取り組み	27
	コンプライアンスの体制	28
	情報管理方針 ————————————————————————————————————	29
	情報開示 ————————————————————————————————————	_
	勧誘方針 ————————————————————————————————————	32
	リスク管理態勢・リスク管理方針 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	資産運用方針 ————————————————————————————————————	36
	募集制度 ————————————————————————————————————	37
	お客さまにご満足いただくために ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	39
	辛口 共 - ビュについて	
Ī	商品・サービスについて	•
	保険のしくみ	=
	個人向け保険商品 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	個人向けサービス	
	企業向け保険商品 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	
	企業向けサービス	
	新商品の開発状況(主な料率改定) ―――――――――――――――――――――――――――――――――――	54
1	業績データ	
ĺ	主要な業務の状況	56
ı	経理の状況	68
	_	
	コーポレートデータ	
	沿革	100
1	株式の状況	101
	会社の組織	103
	役員の状況 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	104
	従業員の状況 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	107
	企業集団の状況	108
-1	が供の出江	440

トップメッセージ・経営理念



取締役社長 宮島 洋

日頃より、当社業務につきましては、格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、かねてより業務・資本提携関係にあった東京海上日動火災保険株式会社との提携関係をさらに発展させ、昨年9月、株式会社ミレアホールディングスと株式交換による経営統合を行い、同社の完全子会社となりました。これにより当社はミレアグループの中で主にリテール分野を担う損害保険会社として、新たなスタートを切ることとなりました。

こうしたなか、当社は本年3月、第三分野商品(医療保険、がん保険、所得補償保険など)に係る保険金の不適切な不払いを発生させたことを理由として、金融庁から行政処分(業務の一部停止命令及び業務改善命令)を受けました。今回の行政処分により、お客さま並びに多くの関係者の皆さまに多大なるご迷惑・ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、いま一度、当社の経営理念に立ち返り、一日も早くお客さまや社会からの信頼を回復できるよう、再発防止に全力で取り組んでまいります。具体的には、本年4月に金融庁に報告いたしました業務改善計画を着実に実行し、経営管理(ガバナンス)態勢、保険金支払管理態勢、契約者保護・契約者利便、法令等遵守態勢を抜本的に改善・強化してまいります。

経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、 最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとって わかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。

健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示 に努め、株主の負託に応えます。

代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、 相互の発展をはかります。

従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業 風土を築きます。

損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の 地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

本年度よりスタートしました中期経営計画におきましては、「強固な内部統制を土台とした損害保険サービス業への再創造」と「お客さま本位における業界トップランナーの位置を占める企業となること」を目指す姿として明確化をいたしました。コンプライアンスや適正な業務運営の徹底を通じたお客さまからの信頼回復を最優先課題として、商品、サービス、組織、業務のあり方など全てをお客さまの視点で見直し、当社独自のお客さま本位のビジネスモデルをさらに発展させてまいります。また、本年4月に内部監査部の体制強化及び内部管理本部、内部統制部の新設を行い、内部管理態勢と内部統制活動の充実・強化を図りました。

さらに、当社は、リテール市場における強みを最大限に活かし、ミレアグループ各社との共同取り組みを通じた営業の基盤拡大とサービス強化に努め、ミレアグループの企業価値の向上に貢献してまいります。

当社は、これらの諸施策を通じて、リテール市場における確固たる地位を築いていくとともに、最も誠実で真面目な損害保険会社として、お客さま本位のトップランナー企業の実現に向け、全社一丸となって努力していく所存でございます。今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

行政処分に関するお詫びと今後の取り組み

当社は、平成19年3月14日、金融庁より保険業法第132条第1項の規定に基づく業務の一部停止命令並びに業務改善命令を受けました。

保険事業の根幹である保険金支払い業務においてこのような事態を生じさせましたことを深く反省するとともに、 お客さま並びに関係者の皆さまに多大なるご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

処分の内容・原因につきましては以下の通りですが、当社では今回の処分を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、全社をあげて再発防止に取り組んでまいります。

1. 行政処分の概要

(1)第三分野商品の新設及び改定の認可申請・届出、他の保険会社等金融機関からの代理・代行業務の認可申請に関する業務について、平成19年3月15日から平成19年4月14日までの間停止すること。

医療保険、がん保険、所得補償保険、医療費用保険、介護費用保険その他の疾病または介護を支払事由とする保険及び特約条項。ただし、海外旅行傷害保険を除く。

(2)経営管理(ガバナンス)態勢の改善・強化

保険金の不適切な不払いが生じないような適正な業務運営態勢の整備に経営陣が関与する態勢を構築すること。

保険金の不払い状況に係る問題についても、適切に実態を把握し、改善が行われる実効性のある内部監査 態勢を構築すること。

(3)保険金支払管理態勢の改善・強化

公正かつ的確な審査体制・手続きの確立を含め第三分野商品に係る保険金支払管理態勢を整備すること。 第三分野商品に係る保険募集業務、保険金支払業務等の顧客対応に係る全ての業務の検証を行った上で、 適正な業務運営を行うための規定・マニュアル等の必要な見直し・改善を行うこと。

第三分野商品に係る支払事務関係者に対する教育を徹底すること。

判明した保険金の不適切な不払いについて、迅速かつ適切な顧客対応を図るための態勢を整備すること。

(4)契約者保護、契約者利便の改善・強化

第三分野商品に係る適切な保険募集や顧客説明を行うための社員及び代理店に係る管理態勢を確立すること。

苦情を含む商品販売後の事後検証を可能とする実効性のある態勢を整備すること。 苦情に関する情報等の透明性を高めること。

(5)法令等遵守態勢の改善・強化

法令等遵守態勢の見直し・改善を図ること。

法令等遵守の企業風土を醸成するための徹底的な研修の実施及びその後の定期的なフォローアップ研修の実施を図ること。

(6)役職員の責任の明確化

上記の業務停止命令、業務改善命令に至るようになった問題等の原因となった役職員の責任を明確化すること。

(7)改善計画の提出、改善状況の報告

上記(2)から(6)に関して、平成19年4月13日までに、業務改善計画を提出すること。

業務改善計画の実施完了までの間、計画の進捗・実施及び改善状況をとりまとめ、第一回目の報告については平成19年7月13日までに、それ以降については6ヵ月毎に報告すること。

2. 処分の原因となった事実

(1)不適切な不払いの事例

保険責任開始以前の発病(以下「始期前発病」という。)の取扱いについて、社員が医師の診断に基づかずに判定を行う等、免責が不適切に適用された事例

契約者から保険加入時に告知されなかった病歴等と保険金請求原因との間に因果関係がないにも関わらず告知義務違反を適用して不払いとしたり、除斥期間経過後に解除を行う等、告知義務違反を理由とする不払いが不適切に行われた事例等

特定の疾病を不担保とする特約が付されていないにも関わらず、社員が特約は付されていると錯誤したことなどにより、不担保特約を不適切に適用した事例等

その他、顧客が保険金の請求を放棄する旨意思表示をしたとして不払いとしている事案につき、経緯が検証できない事例

(2)不適切な不払いが発生した要因

第三分野商品の特性として留意すべき要素を勘案しない不十分な支払査定マニュアル等が用いられており、 支払判断が担当者の裁量に大きく委ねられていた。

約款解釈や支払査定マニュアルの作成等を行うに際し、商品開発部門と支払管理部門等の連携が不十分であったため、商品特性を踏まえた支払時の適切な事務フローが十分に構築されていなかった。

第三分野商品の特性等に配慮した研修・教育・指導が不足していた。また、支払査定担当者等の人材育成が不十分であったため、担当者等の商品理解が不足したまま支払い業務が行われていた。

保険金支払管理部門による不払い事案の検証プロセスが第三分野商品の特性を踏まえていない、また、苦情の分析を通じた業務の検証・改善も十分に機能していないなど、事後検証の機能発揮は不十分であった。 多数の保険金の不適切な支払いが発生している問題を内部監査部門は把握しておらず、第三分野商品の不払いを検証するための内部監査が十分に機能していなかった。

第三分野商品の特性に関する問題認識等が不足していたため、保険金の不適切な不払いが多数発生し、極めて重大な問題となっていることを経営陣は把握していなかった。

行政処分に関するお詫びと今後の取り組み

3. 再発防止策(業務改善計画の概要)について

当社は、今回の行政処分を受け平成19年4月13日に金融庁に業務改善計画書を提出いたしました。お客さまの信頼回復を一日も早く成し遂げることが重要な責務であると受け止め、業務改善計画を強力に推し進めることで、経営管理(ガバナンス)態勢、保険金支払管理態勢、契約者保護・契約者利便、法令等遵守態勢を抜本的に改善・強化してまいります。また、改善策の実施状況については、経営陣が適切に監視してまいります。

なお、問題の原因となった役職員の責任の所在を明確化し、厳正な処分を実施いたしました。

業務改善計画の概要

(【 】内は実施時期)

.経営管理(ガバナンス)態勢の改善・強化

1 保険金の不適切な不払いが生じないような適正な業務運営態勢の整備に経営陣が関与する態勢の構築

(1)業務執行の監視態勢の強化

内部統制の強化【平成19年4月】

内部管理本部及び内部統制部を新設し、業務執行部門が自ら実施する自主監査の実施状況や結果を管理するとともに、内部監査部による監査で発見された問題点の改善施策の実施状況をフォロー・監督し、改善が確実に実施されることを確保します。

法令遵守態勢の強化【平成19年度】

役職員の人事評価について、法令遵守の評価ウェートを高め運用の徹底を図るとともに、平成19年度の営業計画においては、適正な保険販売と契約の適正化を最重要課題としていきます。

(2)内部監査結果の報告態勢の強化【平成19年4月】

社長が内部監査部を担当することで内部監査部の独立性を高めるとともに、経営トップが内部監査の結果や機能状況をダイレクトに把握する態勢としました。

(3)業務改善計画の実施状況の監視態勢の強化【平成19年4月】

業務改善計画の実施状況を点検する業務管理部会を経営会議の下に位置づけ、経営全体で計画の進捗状況を管理する態勢に改めます。

2 保険金の不払い状況に係る問題について、適切に実態を把握し、改善が行われる実効性 のある内部監査態勢の構築

(1)内部監査態勢の強化【平成19年4月】

体制の強化【平成19年4月】

内部監査部の要員を増員するとともに、本社管理部門を監査対象とするグループと、営業部門や損害サービス部門を監査対象とするグループを編成し、専門性が高く実効性のある内部監査を実施していきます。

監査手法の抜本的見直しの実施【平成19年4月~】

各部門が執行する業務に内在するリスクに着目した監査手法を取り入れるとともに、これに伴う内部監査マニュアルの策定等に着手しております。

保険金不払いに対する監査の強化【平成19年7月】

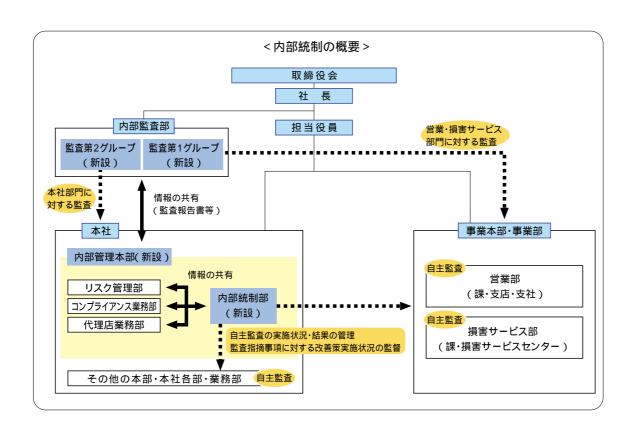
過去の不備事項を洗い出し、潜在リスクも考慮のうえ監査要領を改訂します。第三分野商品については損害サービス業務部が行う保険金支払管理態勢の整備内容も監査します。

代理店監査の強化【平成19年7月】

代理店業務部が行う代理店監査の品質評価について、内部監査部が監査を実施することに加え、内部監査部も自ら代理店の業務遂行状況を監査することによって、代理店に対する監査の強化に努めます。

(2)改善策の実効性の確保【平成19年4月】

内部統制部を新設し、被監査部門が提供した改善報告書に基づく改善策の遂行状況を監督し、業務運営改善の実効性を確保します。



.保険金支払管理態勢の改善・強化

1 公正かつ的確な審査体制・手続きの確立を含めた第三分野商品に係る保険金支払管理態勢の整備

(1)第三分野商品の保険金支払業務の集中化【平成19年4月】

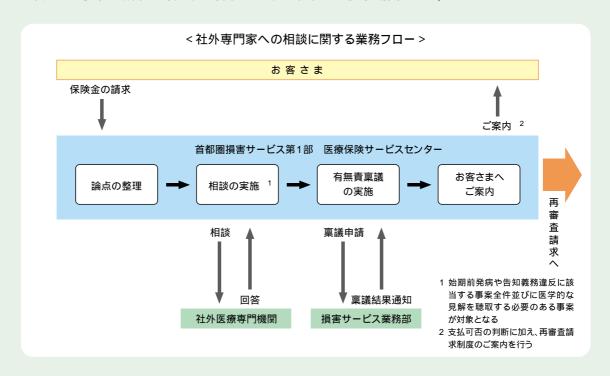
第三分野商品の疾病事案について、全店分の保険金支払査定を本社(首都圏損害サービス第1部 医療保険サービスセンター)で集中処理し、保険金支払(支払わない場合も含む)判断の適正化・均質化を図ります。

(2)第三分野商品の支払不能事案の事前稟議【平成19年4月】

第三分野商品の疾病事案で、始期前発病や告知義務違反に該当する事案及び約款免責に該当する事案 全件の決裁権限を本社(損害サービス業務部長)とし、適切な判断・対応を行う態勢とします。

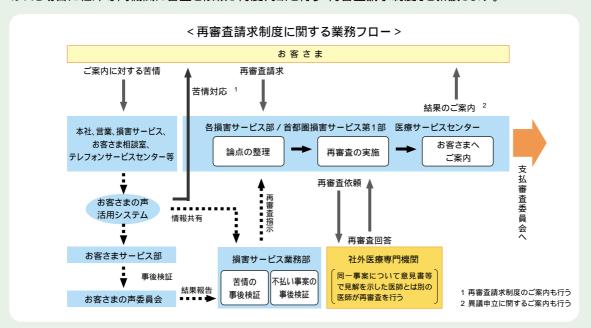
(3)支払査定時における社外専門家への協力態勢の構築【平成19年5月】

第三分野商品について、始期前発病や告知義務違反に該当する事案全件及び医学的な見解を聴取する必要がある事案の場合には、社外の専門医の意見を聴取する態勢を構築します。



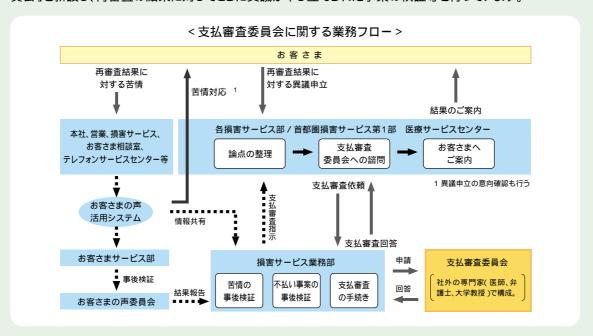
(4)再審査請求制度の新設【平成19年4月】

第三分野商品及び傷害保険のうち、始期前発病や告知義務違反に該当する事案、医学的な検討が必要な後遺障害等級認定及び不払い判断を行った事案について、当社の判断に対しお客さまより再審査の請求があった場合に社外専門機関に審査を依頼し再度判断を行う「再審査請求制度」を新設します。



(5)支払審査委員会による監視体制の確保【平成18年12月~】

外部の専門家である社外委員3名(医師、弁護士、大学教授)及び社内委員3名で構成された「支払審査委員会」を新設し、再審査の結果に対してさらに異議が申し立てられた事案の検証等を行っています。



(6)不払事案の事後検証【平成18年11月~】

保険金をお支払いしなかった第三分野商品の疾病事案については、本社(損害サービス業務部)において 全件の事後検証を実施することとしました。

行政処分に関するお詫びと今後の取り組み

2 適正な業務運営を行うための規定・マニュアル等の必要な見直し・改善

(1)保険募集に係るマニュアル等の作成【平成19年6月】

第三分野商品を含めた保険募集ガイドブックの作成等、募集にあたって必要なテキスト・マニュアル等を整備 し、募集に関わる各種帳票(説明資料・健康状態告知書)の改善を図ります。

(2)保険金支払いに関わる規程等の見直し・改善

始期前発病、告知義務違反解除の手続き・基準を確立します。【平成19年4月】 介護費用保険における要介護状態の認定ルールを策定します。【平成19年6月】

(3)苦情把握方法の見直しと把握漏れの改善

帳票に苦情点検欄を設置し、苦情点検のルール化を行います。【平成19年6月】

苦情事例を明記した「苦情入力ガイドライン」を作成し、関連会社を含む全社員に周知させます。【平成19年4月】 代理店に寄せられた苦情について、代理店版「お客さまの声活用マニュアル」を全代理店に備え付け、当社への報告を徹底し、指導を強化していきます。【平成19年4月より順次】

代理店に寄せられた苦情について、代理店システムに入力することにより当社「お客さまの声活用システム」 に登録し、社内での情報の共有化を図ります。【平成19年6月】

3 第三分野商品に係る支払事務関係者に対する教育の徹底

(1)商品・約款に関する研修【平成19年4月】

第三分野商品の疾病事故を担当する医療保険サービスセンターの社員に対して、告知義務違反や始期前 発病の取り扱い等についての研修、及び実効性を確保するための確認テストを実施します。

(2)医療知識に関する研修【平成19年9月】

第三分野商品の疾病事故に関わる医学知識の向上を図るため、医療保険サービスセンターの社員に対する研修、及び実効性を確保するための手段を講じていきます。

4 判明した保険金の不適切な不払いについて、迅速かつ適切な顧客対応を図るための態勢整備

保険金をお支払いしなかった事案の事後検証を適切に担保するために、今回判明した不適切な不払いの対応状況や事案の事後検証の概要、並びに支払審査委員会における第三分野商品の審査状況について、当社ホームページ上に開示していきます。

.契約者保護、契約者利便の改善・強化

- 1 第三分野商品に係る適切な保険募集や顧客説明を行うための社員及び代理店に係る管理 態勢の確立
 - (1)重要事項説明・告知の受領・意向確認などに関するテキスト・マニュアルを整備します。 【平成19年6月】

- (2)社員及び代理店の教育【平成19年10月】 研修講師を確保し研修体系を整備するとともに、資格試験制度及び試験運営体制を構築します。
- (3)代理店業務監査マニュアルを改定します。【平成19年6月実施分より】
- 2 苦情を含む商品販売後の事後検証を可能とする実効性のある態勢整備
 - (1)平成18年7月以降に保険金をお支払いしなかった第三分野商品の疾病事案については、本社(損害サービス業務部)において、毎月全件の事後検証をする態勢としました。また、第三分野商品の疾病事故の完了事案について、モニタリング点検を行います。 【平成19年4月】
 - (2)商品募集時の代理店対応や社員対応状況の事後的、継続的な点検として、Webやはがきによる事後アンケートを契約者に対して実施していきます。なお、アンケート結果は、代理店指導や商品開発等に反映させます。【平成19年7月】
- 3 苦情に関する情報等の透明性の強化

不払いに関する苦情をはじめ苦情の実事例、苦情に対する改善施策事例等を当社ホームページ上で開示します。【平成19年5月】

また、当業務改善計画の進捗状況について、定期的にホームページ上で開示していきます。

.法令等遵守態勢の改善・強化

- 1 法令等遵守熊勢の見直し・改善
 - (1)コンプライアンス委員会の社外委員(学識経験者を予定)の増員【平成19年度】 平成19年度よりさらに社外委員(学識経験者を予定)の増員を行い、外部の視点によるコンプライアンスの推進、徹底の取り組みを強化し、法令遵守態勢の透明性を確保していきます。
 - (2)コンプライアンスマインドの徹底

コンプライアンスに対する意識改革の徹底を図っていくため、役職員から誓約書を提出させることとします。 【平成19年6月】

人事評価においてコンプライアンス項目を重視していきます。【平成19年度】

(3)不祥事件への適切・迅速な対応

不祥事件の当局への届出基準について改定を行い、また不祥事件対応マニュアルについて全面的に見直し、不祥事件への適切・迅速な対応を確保します。【平成19年6月】

コンプライアンス業務部を増員し、実効性の高い再発防止策を策定・推進します。【平成19年4月】

状

- 2 法令等遵守の企業風土を醸成するための徹底的な研修の実施及びその後の定期的なフォローアップ【平成19年度】
 - (1)社員・代理店に対するコンプライアンス研修の徹底 コンプライアンス研修を階層別と部門別に実施し、コンプライアンス重視のマインドの定着を図ります。
 - (2)社員・代理店に対するフォロー研修の実施

営業・損害サービスの役職員に対し、研修の実効性を検証するためにオンサイトモニタリングを実施するとともに、全役職員に対しコンプライアンスの推進状況についての自主点検を実施します。また、全代理店について研修状況の管理・フォローを行います。

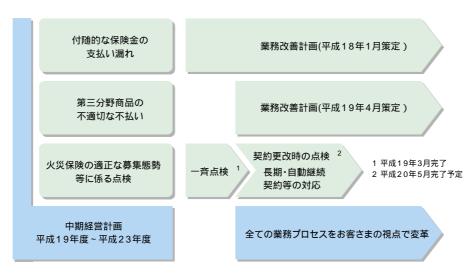
(3)業務停止期間を踏まえた研修【平成19年4月】

全社員に対して第三分野商品の適切な販売等を中心としたコンプライアンス研修を緊急に実施します。なお、 損害サービス部門の第三分野支払担当の管理職及び社員に対しては、告知義務違反の適切な運用に関する 研修を実施します。

4. 信頼回復に向けた取り組み

当社では、付随的な保険金の支払い漏れに関する行政処分に加え、先に記載した通り、第三分野商品の不適切な不払いに関して業務の一部停止命令を含む行政処分を受けました。さらに、火災保険契約の一部について構造級別や適用保険料の誤りにより保険料をいただき過ぎていたことが判明しました。

こうした事態を受けまして、当社ではお客さまの信頼を回復するために先に記載の業務改善計画を中心とした再発防止策に全社を挙げて取り組んでまいます。また、今年度から新たにスタートさせた中期経営計画の中で、商品開発から保険の募集、保険金のお支払いにいたる全ての業務プロセスをこれまで以上にお客さまの視点で変革し、二度と同様の事態を発生させないことはもちろん、お客さまにとってよりわかりやすい商品、サービスをよりわかりやすい方法でご提供していくことに取り組んでまいます。



- *中期経営計画の概要については、P.19「日新火災の中期経営計画」をご参照ください。
- *付随的な保険金支払い漏れ、火災保険の適正な募集態勢等に係る点検に関する詳細については、当社ホームページをご参照ください。

トピックス

「火災保険ご契約内容確認マップ」開発



体化の一環として、現在の火災保険のご契約内容がわかりやすく理解できる「火災保険ご契約内容確認マップ」 を開発しました。

当社は、平成17年10月に、お客さまの現在のご契約内容に関する基本的な確認事項や補償の過不足等を視覚的にわかりやすく表現した、業界初となる「自動車保険ご契約内容確認マップ」をリリースしており、「火災保険ご契約内容確認マップ」は自動車に続く第2弾です。

火災保険は、建物の評価や保険金支払い基準が難解で、契約時に保険の対象の加入額を適切に定めないと事故が発生した際に十分な保険金が受け取れないなど、お客さまに不利益を生じさせる恐れがあります。 本マップは、この問題に徹底して対処しようとするものであり、現在のご契約内容をわかりやすく表示し、お客さまにとって最適な保険をご提案できるツールとなっています。

また、火災保険の内容をよりわかりやすくご理解いただくためのツールとして、キャラクターを使用したCGアニメーションによるドラマ仕立ての動画「見てわいる火災保険」を開発しました。火災保険の補償の範囲、建物の価値等について、動物のキャラクターが丁寧にわかりやすくご説明しています。DVDをご用意したほか、当社ホームページでもご覧いただけます。

(http://www.nisshinfire.co.jp)



「インターネット約款」開発

平成18年11月、「お客さまにわかりやすくご納得いただける商品提供」の具体化の一環として、自動車保険「インターネット約款」を開発しました。



「インターネット

約款」は、リンク機能や動画機能などのインターネット技術を活用し、保険証券の記載内容をわかりやすく解説するとともに、保険証券と保険約款を結びつけ、スムーズに保険商品の内容をご理解いただけるようにした、保険版「取扱説明書」を目指したツールです。

「保険証券ガイド」、「シーン別簡単説明」といったコンテンツをご用意し、保険証券の記載内容、ご契約内容の詳細、事故時やご契約内容の変更時の手続き方法といったご契約内容の全体をご確認いただくことができます。

「インターネット約款」は、専用アドレス(http://www.net-yakkan.com)でご覧いただけるほか、当社ホームページ(http://www.nisshinfire.co.jp)からもアクセスいただけます。

「安心サービスセンター」24時間対応スタート

当社は、万が一の事故の際の"お客さまへのより一層の安心の提供"を目指し、平成17年10月、夜間・休日に受け付けた事故について専門家による初期対応を行う「安心サービスセンター」を設立しましたが、平成18年9月1日より、この「安心サービスセンター」の対応を24時間365日体制に拡大しました。

これにより、自動車事故に遭われた全てのお客さまに対して、24時間365日、事故対応の専門家が事故の相手方との連絡や修理工場・病院との打ち合わせ等の初期対応を行うことが可能になりました。



ミレアホールディングスとの経営統合

平成18年9月30日、株式会社ミレアホールディングスと経営統合を行い、ミレアグループの損害保険会社として新たなスタートを切りました。

今回の経営統合は、かねてより業務・資本提携関係にあった東京海上日動火災保険株式会社との提携関係をさらに発展させたものであり、これにより自由化以降より多様化するお客さまや代理店からのニーズに、迅速かつ的確に、高品質な商品・サービス等をもってお応えしていくことができます。

当社はミレアグループの中で主にリテール分野を担う保険会社として、引き続き当社リテール戦略を強力に推進していきます。また、当社と東京海上日動社の両社が持つ強みを最大限に活かしながら互いに補完し合うことによって、ミレアグループ全体の成長と効率化を実現し、企業価値を向上させていきます。

国産間伐材の普及を目指す 「グリーン・エコプロジェクト」に協賛

平成19年2月、神戸ハーバーランドで開催された「グリーン・エコプロジェクト」に協賛しました。このプロジェクトは、松蔭高校(神戸市灘区)の生徒が中心となり、国産間伐材を利用したエコ割り箸「アドバシ」の配布等を行い、環境へのメッセージを発信する環境保護啓発活動です。「アドバシ」とは、国産間伐材で作られた企業の広告入り割り箸のことで、Advertisement(広告)+Hashi(箸)から名付けられています。

現在、日本人が消費する割り箸の95%以上が輸入材ですが、輸入材割り箸の一部には安全性への不安の声があがっている一方、日本の森林は間伐の滞りによる衰退・荒廃が進行しており、木材資源の有効利用の必要性が叫ばれています。しかし、国産材は輸入材の流通価格の約4倍と高コストであるため、同プロジェクトでは割り箸袋を広告媒体にして、その広告収入で価格差を縮小し、国産材割り箸の導入・普及を図っています。

期間中は、神戸の中心街で当社の環境配慮型自動車保険「アサンテ」の広告入り「アドバシ」15,000膳が配布されたほか、神戸阪急百貨店1階吹き抜けスペースにて、「アサンテ」のノベルティ(エコバッグ・風呂敷)の配布も行われました。



自動車事故防止総合プログラム「SD3」の提供開始

平成18年10月、企業が管理する自動車の交通事故リスクを軽減するための総合プログラム「SD3」を新たに開発し、提供を開始しました。

「SD3」とは、安全運転者(Safe Driver)を育成し、企業の自己防衛力(Self Defence)を「1交通事故防止対策を紹介」、「2成功企業による取り組み事例を紹介」、「3事故防止サポートサービスを紹介」という「3つのステップ」で強化する自動車事故防止のためのサポートツールです。

このサービスは、当社から一方的にご提案するのではなく、お客さまと直接コミュニケーションをとりながら、お客さまご自身に自社で必要な対策を認識してい

ただくことを第一の目的とした、お客さまの「気づき」をサポートするサービスです。

当社は、「SD3」を通じ、 自動車事故防止のための様々 な情報やサービスを、幅広く、 きめ細かく、かつわかりやす く企業のお客さまに提供し、 お客さまの事故防止対策が 効果をあげるようサポート を行っていきます。



平成18年度社会貢献活動

平成19年3月、社会貢献活動の一環として、昨年度 一年間に全国の店舗より集められた、使用済み切手・ プリペイドカード類及び未使用切手を取りまとめ、(社) 日本キリスト教海外医療協力会をはじめ3団体へ寄贈 しました。

使用済み切手・プリペイドカード類は、収集家等の協力により換金され、保健医療が不十分な地域への医療従事者の派遣費用や、ボランティアの現地での活動資金の一部として役立てられています。また、未使用切手は骨髄バンクのドナー登録募集に活用されています。

また、2月には、ケニア共和国のワンガリ=マータイ氏が主催するグリーンベルト運動に役立てていただくため、毎日新聞社に50万円を寄託しました。

当社は、今後も社員の理解と協力のもと、積極的な社会貢献活動を続けていきます。

経営について

ミレアグループ概要	16
経営戦略 ————————————————————————————————————	18
代表的な経営指標	20
平成18年度の事業概況 ―――――	21
コーポレート・ガバナンスの状況 ――――	24
内部統制基本方針 ————————	26
CSRの取り組み	27
コンプライアンスの体制 ――――	28
情報管理方針 ————————————————————————————————————	29
情報開示	32
勧誘方針 ————————————————————————————————————	32
リスク管理態勢・リスク管理方針 ――――	33
資産運用方針 ————————————————————————————————————	36
募集制度 ————————————————————————————————————	37
お客さまにご満足いただくために ――――	39

ミレアグル - プ概要

ミレアグループ経営理念

ミレアグループは、お客様の信頼をあらゆる活動の原点におき、企業価値を永続的に高めていきます。 お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、安心と安全をひろげます。

株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を備えた事業をグローバルに展開します。

社員一人ひとりが創造性を発揮できる自由闊達な企業風土を築きます。

良き企業市民として公正な経営を貫き、広く社会の発展に貢献します。

ミレアホールディングスの業務内容

ミレアホールディングスは、グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、法務・内部監査・リスク管理・CSR等の基本方針を策定し、各事業子会社の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革と事業子会社間のシナジー効果を追求します。

会社の概要(平成19年3月31日現在)

名 称 : 株式会社ミレアホールディングス (英文名称「Millea Holdings, Inc.」)

所 在 地 :東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

東京海上日動ビル新館9F 〒100 - 0005

電話 03-6212-3333(代表) 設立日:平成14年(2002年)4月2日

資 本 金 :1500億円 従業員数 :305名

株式上場取引所:東京証券取引所第一部、

大阪証券取引所第一部

事業内容 :保険持株会社として傘下子会社の経営

管理およびそれに附帯する業務を営む

ホームページアドレス http://www.millea.co.jp

ミレアホールディングスの直接子会社



ミレアグループの事業領域と主なグループ会社

「リスクコンサルティング事業]

東京海上日動リスクコンサルティング ユニバーサルリスクソリューション

[総合人材サービス事業]

東京海上日動キャリアサービス 日新火災キャリアアンドライフサービス

[ファシリティマネジメント事業]

東京海上日動ファシリティーズ

[トータルヘルスケアコンサルティング事業] 東京海上日動メディカルサービス

「シルバー事業]

東京海上日動サミュエル 東京海上日動ベターライフサービス

[アシスタンス事業] ミレア・モンディアル インターナショナルアシスタンス

「IT支援サービス事業]

東京海上日動コミュニケーションズ

「保険代理業 1

東京海上日動あんしんコンサルティング

etc.

東京海上日動 日新火災

> 東京海上日動あんしん生命 東京海上日動フィナンシャル生命

- 国内損保事業

お客さま

国内生保事業

金融事業

一般事業

東京海上アセットマネジメント投信

(投資顧問・投資信託業務)

東京海上キャピタル

(プライベートエクイティ投資業務)

東京海上フィナンシャルソリューションズ

(デリバティブ・証券業務)

ミレア・リアルエステイトリスク・マネジメント

(不動産投資顧問業務)

東京海上日動アトラディウス・クレジットマネジメント

(貿易保険に関するリスク評価業務)

Tokio Marine Investment Services, Ltd.

(投資顧問業務)

etc.

海外保険事業

Tokio Marine Management, Inc.(米国)

Tokio Marine Seguradora S.A.(Real Seguros S.A.)(ブラジル)

Tokio Marine Europe Insurance Ltd.(欧州各国)

Tokio Marine Asia Pte. Ltd.(アジア各国)

東京海上日動上海支店(中国)

etc.

海外ネットワーク

海外拠点:36力国·地域、260都市

(天安保険を除く)

駐在員数:162名

現地スタッフ数:約10,200名(天安保険を除く)

クレームエージェント数:250の国・地域

(平成19年7月1日現在・現地スタッフ数は平成19年3月31日現在)

経営戦略

信頼回復に向けて

ミレアグループでは、グループの中核である国内保険事業において、付随的な保険金の支払い漏れをはじめとした 一連の問題を発生させてしまったことを深く反省し、かかる事態が二度と生じないよう、適正な業務運営に向けた取り 組みを徹底し、再発防止・信頼回復に努めてまいります。

ミレアグループの目指す姿・中長期戦略および中期計画「ステージ拡大 2008」

「ミレアグループは、保険のステージを拡大し、世界トップクラスの保険グループを目指します。」を中長期的に目指す姿(ビジョン)として掲げ、グループ総合力を結集してグローバルに安心と安全の拡大を目指します。

「商品・サービス」「販売チャネル」「事業地域」における戦略的ステージ拡大

商品・サービス戦略の ステージ拡大	多様化するお客さまニーズを捉え、創造的な商品を開発していくとともに、事前の事故防止サービス・事故後のケアサービスとの融合や周辺サービスの拡充など、 持株会社の優位性を最大限に活かして、お客さまニーズにお応えする商品・サー ビスを提供します。
販売チャネル戦略の ステージ拡大	銀行窓販の全面解禁など、今後の事業環境の変化を的確に捉え、お客さまとの最適なコンタクトポイント(販売チャネル)を構築します。
事業地域のステージ拡大 (グローバル戦略)	進出国の地域特性に合わせ、きめ細かなマーケティング・商品戦略をベースとした成長戦略と、M&Aや提携戦略等を組み合わせた事業展開を大胆に推進し、各国の保険事業の拡大を図ります。

グループの総合力の結集

ミレアグループでは、「経営資源の最適配分」「グループ横断のマーケティング機能の強化」「グローバルな資産運用体制の強化」などを通じ、グループ総合力を結集し、グローバルに安心と安全の拡大を図ります。

資本効率の向上

ミレアグループでは、定量的・体系的な統合リスク管理により、事業を取り巻くリスクを定量的に把握し、資本の範囲内にリスクを抑える管理を行う一方で、事業領域を広げるために収益性・成長性の高い戦略的な事業分野に資本を振り向けるとともに、株主還元策を充実させることにより、資本効率の向上を図っていきます。

長期戦略・中期計画「ステージ拡大 2008」における数値目標および平成19年度計画

中期計画(平成20年度目標)では、修正利益約1,900億円、修正ROE5%程度を達成し、長期的(10年以内)に修正利益約3倍(平成17年度対比)、修正ROE8%以上を目指します。
(億円)

事業ドメイン	平成17年度実績	平成18年度修正計画	平成18年度実績	平成19年度計画
国内損保事業	915	923	890	886
東京海上日動	908	912	881	864
日新火災	7	10	8	21
国内生保事業	346	516	482	361
東京海上日動あんしん生命	294	252	304	227
東京海上日動フィナンシャル生命	52	263	177	131
海外保険事業	77	210	286	278
元受	136	137	170	172
再保険	- 52	79	123	111
金融・一般事業	49	29	38	36
グループ合計	1,387	1,679	1,697	1,563
グループ合計ROE	3.7%	4.0%	3.8%	3.4%

収益・ROEは、企業価値を的確に把握し、その拡大に努める観点から「修正利益ベース」で定めます。

- <修正利益の定義>(1)国内損保事業:財務会計上の当期純利益から、異常危険準備金・価格変動準備金や株式等の売却・評価損益などの影響を除外した数値
 - (2)国内外生保事業:エンベディッド・バリュー(EV)の増加額(プラジルの生保事業は、(3)の基準で算出)
 - (3)海外損保事業:財務会計上の当期純利益から本社費を控除した数値

日新火災の中期経営計画

日新火災は、第2期リテール戦略を中核とした3ヵ年の中期経営計画を平成17年4月にスタートさせ、「お客さま本位の体制づくり」に取り組んできましたが、株式会社ミレアホールディングスとの経営統合により事業環境が大きく変化したことを受けて、本計画を平成18年度で打ち切ることとしました。

平成19年4月からは、前中期経営計画の到達点や保険金不払いの問題等を踏まえ、新たに5ヵ年の中期経営計画をスタートさせています。この計画では、「お客さま本位の保険会社」として損害保険業界のトップランナーとなることを目指す姿の第一に掲げ、商品、サービス、組織や業務のあり方全般をこれまで以上にお客さまの視点で変革することに取り組みます。

中期経営計画の目指す姿

- 1 一番誠実で真面目な、また内部統制が最も貫かれた「お客さま本位の保険会社」として、損害保険業界のトップランナーとしての位置を占める企業
- 2 国内のリテール損害保険市場において「損害保険業」から「損害保険サービス業」へと業務全般のあり方を見直し、お客さまのニーズや信頼に効果的にお応えできる企業
- 3 ミレアグループ各社との共同取り組みによって業容の拡大を達成し、ミレアグループの一員としてより存在感のある企業
- 4 独自のビジネスモデルを用いて成長力を維持し、より効率的に事業運営を行う企業
- 5 社員が「お客さま本位」の理念を共有し、自らの業務に具体化している企業

中期経営計画の概要

1.お客さま本位の事業展開

お客さまのニーズに合致し、シンプルでわかりやすい商品の提供や丁寧でわかりやすい募集ツールの整備、代理店 指導の強化とカスタマーサービスセンターの業務拡大による均質で高品質な説明態勢の強化、親身で丁寧な損害 サービスの提供と公正で適正な保険金支払いなど、募集から保険金支払いに至るまでの全ての業務プロセスを見直 していきます。

2.事業展開を支えるインフラの充実・効率化

事業の土台となる人材の育成やサービス基盤と考えている店舗機能のお客さま視点での見直し、カスタマーサービスセンター機能の充実、インターネットの活用、機能に重点を置いた代理店制度の構築、損害サービス体制の強化、財務力の充実、全てのサービス提供において適正な業務遂行を確保するための態勢強化に加え、お客さまサービス力の拡大に向けた効率化に取り組みます。

3.内部統制の強化

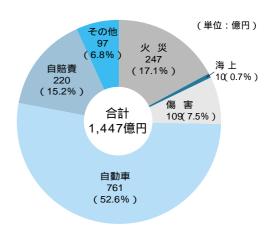
平成19年4月に内部管理本部や内部統制部の設置、内部監査部の態勢強化を行いました。新たな態勢の中で代理店の業務を含む当社全体の業務を横断的にチェックするとともに、内部統制基本方針に則った業務運営がなされているかという観点から各部門の業務の監督を行い、「業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全」という内部統制の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を確保していきます。また、個人情報保護を配慮した上での苦情の公表や当社に係る不祥事件の公表など、当社にとってのマイナス情報をも公開し、企業運営の透明性を拡大していくことに取り組みます。

代表的な経営指標

平成18年度の代表的な経営指標

正味収入保険料(注1)························· 1,447億円
正味損害率(注2)************************************
正味事業費率(注3)************************************
保険引受利益(注4)************************************
経常利益(注5)6億円
当期純利益(注6)4億円
ソルベンシー・マージン比率(注7) 1,012.6%
総資産額 5,164億円
純資産額 •••••• 1,182億円
その他有価証券評価差額(注8)・・・・・・・・ 725億円
リスク管理債権の対貸付金比率(注9) 0.8%

- 注1 契約者から引き受けた保険料(元受保険料)から再保険料を加減(出 再保険料を控除し、受再保険料を加える)し、積立保険料を控除したも のです。
- 注2 保険会社が受け取った保険料(正味収入保険料)に対し、支払った保険金と損害調査に要した費用の合計額の割合を示したものです。
- 注3 保険会社が受け取った保険料(正味収入保険料)に対し、保険の募集や維持管理のために使用した費用の割合を示したものです。
- 注4 保険引受に係るものだけを集めて算出した利益であり、保険引受収益 - 保険引受費用 - 保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収 支にて算出したものです。
- 注5-保険の営業や資産の運用などの通常の活動で生じた利益です。
- 注6 経常利益に特別損益・法人税等を加減したものであり、事業年度の最終的な利益をいいます。
- 注7 P.67をご参照ください。
- 注8-期末において時価評価されたその他有価証券の貸借対照表計上額と取得原価との差額をいいます。
- 注9 貸付金に対するリスク管理債権の割合は0.8%と大変低い水準です。 リスク管理債権の詳細については P.85をご参照ください。



正味収入保険料の種目別構成比

取得格付(平成19年6月末日現在)

JCR(日本格付研究所)

R&I(格付投資情報センター)

S&P(スタンダード&プアーズ)

ΛΛ 1

 $\Delta \Delta$ ²

Δ 3

- 1 長期優先債務格付
- 2 発行体格付
- 3 保険財務力格付

平成18年度の事業概況

営業の経過及び成果と今後の課題

当年度のわが国経済は、個人消費に弱さが見られた ものの、企業収益の改善や設備投資の増加など企業 部門の好調さが持続し、地価や金利の上昇といったデ フレ脱却の兆しも見られる中、景気は緩やかな拡大基 調で推移しました。

損害保険業界においては、好調な経済環境を反映して、マーケットは緩やかですが拡大しました。その一方で、保険募集及び保険金支払いの業務において不適切な取り扱いがあったことにより、お客さまや社会からの信頼を損なう事態が生じました。

こうした状況の中、当社は平成19年3月、第三分野商品に係る保険金の不適切な不払いを発生させたことを理由として、金融庁から行政処分(第三分野商品の新設及び改定の認可申請・届出、他の保険会社等金融機関からの代理・代行業務の認可申請に関する業務の停止を伴う業務改善命令)を受けました。当社は、日頃から事故対応サービスの充実に向けて真摯に取り組んでいたにも関わらず、お客さまに多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、一日も早くお客さまや社会からの信頼を回復できるよう、業務運営全般にわたる適正化の取り組みを徹底し、再発防止に努めていきます。

当期の業績

経常収益は前期に比べ28億円減少し、1,699億円となりました。一方、経常費用は、台風の被害に伴う損害保険金支払いが増加したことや、当期からIBNR備金の算出に新たに統計的手法を導入したことによる、支払備金の積み増し負担額増加の影響などにより18億円増加し、1,692億円となりました。経常損益は前期と比べ47億円減少し、6億円の経常利益となりました。

また、特別損益は3億円の損失を計上し、法人税及び住民税並びに法人税等調整額を控除した当期純利益は、4億円となりました。

なお、保険会社の経営の健全性を測るうえでの重要な判断指標であるソルベンシー・マージン比率は1,012.6%となり、引き続き健全な水準を維持しています。

株式会社ミレアホールディングスとの経営統合

当社と東京海上日動火災保険株式会社は長年友好関係にありましたが、平成15年3月19日付で業務提携・資本提携契約を締結し、東京海上日動社による当社株式取得、営業面における共同取り組み等を実施するなど、両社の関係を強化してきました。

こうした中で、2社の提携関係をさらに発展させ、当社が推進するお客さま本位の業務運営を強化し、お客さまからのご要望に一層お応えできる体制を構築するため、当社は平成18年9月30日付で株式会社ミレアホールディングスと経営統合し、ミレアホールディングスの完全子会社となりました。

当社はミレアグループの中で主にリテール分野を担う損害保険会社として、リテール戦略を引き続き推進するとともに、東京海上日動社との共同取り組みやミレアグループ各社との業務面での連携を進め、営業基盤の拡充やお客さま対応力の強化を図っていきます。

販売網の強化

お客さまの信頼を勝ち得る販売網の確立を推進してきました。お客さまの声に基づき、代理店の業務運営の標準として定めた「お客さま信頼スタンダード」を、全代理店に定着させる取り組みを行っています。「お客さま信頼スタンダード」の達成度の高い代理店において、特約付帯率や増収率で高い実績を挙げるなど、着実に成果を挙げています。また、平成18年11月から、個々の代理店の実態に応じて代理店業務をサポートするために、お客さまサービスセンターにおいて代理店業務の一部を受託することを可能とし、徐々に成果を挙げてきています。

商品・サービス

お客さまにわかりやすくご納得いただける商品を提供するための取り組みを推進してきました。自動車保険では、インターネット約款の開発を行うとともに、「ご契約内容確認マップ」の対象の拡大とお客さま・代理店のご意見を踏まえた改定を行いました。また、火災保険についても「ご契約内容確認マップ」と「見てわ・か・る火災保険」(DVD)を開発し、ご契約に関する基本的な確認事項や補償の過不足等をお客さまの視覚に訴えることで、わかりやすい商品の提供を可能にしました。

平成18年度の事業概況

損害サービス

従来から取り組んでいる「ご安心4コール(ご安心コール・リターンコール・経過コール・解決コール)」及び「ドライビングサポート24によるロードサービス」に加え、平成18年9月からは「安心サービスセンター」において24時間365日体制での損害サービス対応を実現し、「事故の際のお客さまへのより一層の安心」をお届けするサービスの充実に努めてきました。

組織運営

全社的なCS運動である「お客さま満足度向上キャンペーン」を実施し、お客さまからいただいた貴重なご意見・ご要望を会社運営や業務運営に反映させることに努めたほか、苦情やご意見については「お客さまの声活用システム」に登録し、本社苦情改善対策チームにて改善策を検討し、よりよい事業運営につなげるなど、迅速かつ適切な対応を行ってきました。

コンプライアンスの推進及びリスク管理

コンプライアンス・プログラムに基づき、会社全体でコンプライアンスの推進に取り組むとともに、個人情報保護に係る諸課題の克服に向けても徹底して取り組んでいます。また、リスク管理については、分野別のリスク管理状況を把握するとともに、統合リスク管理の強化に取り組んでいます。

当社が対処すべき課題

平成19年度のわが国経済は、企業部門、家計部門ともに改善傾向が持続し、景気は引き続き緩やかに拡大していくものと見込まれています。また、損害保険業界においては、お客さまや社会からの信頼回復に向けた経営管理態勢の整備や保険金支払管理態勢の改善・強化が重要な課題となっています。

こうした状況に対処するため、当社は、平成19年度より強固な内部統制を土台とした損害保険サービス業への再創造を進める5ヵ年の中期経営計画をスタートさせました。商品、サービス、組織、業務のあり方など全てをお客さまの視点で見直し、当社独自のお客さま本位のビジネスモデルを確立し、そのビジネスモデルを継続的に改善していきます。また、内部監査態勢の充実・強化に取り組むとともに、内部管理本部、内部統制部を新設し、内部管理態勢を強化し、内部統制活動の充実・強化に努めます。なお、これまで第2期リテール戦略で取り組んできた諸課題については、新しい中期経営計画の中でさらにレベルアップして推進していきます。

また、当社は、ミレアグループの一員として、リテール市場における強みを最大限に活かし、ミレアグループ各社との共同取り組みによって営業の基盤拡大とサービス強化に努め、ミレアグループの企業価値の向上に貢献していきます。

当社は、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を図ることにより企業の社会的責任を果たすとともに、適正な業務運営の徹底を通じて、お客さまや社会からの信頼を回復できるよう全力で取り組んでいきます。

当社は、これらの諸施策を通じて、リテール市場における確固たる地位を築いていくとともに、最も誠実で真面目な損害保険会社として、お客さま本位のトップランナー企業の実現に向け、全社一丸となって努力していきます。

保険引受の概況

保険引受収益1,595億円のうち正味収入保険料については、従来から取り組んでいる専業代理店、兼業代理店を中心とした募集チャネルの開発により、主力の自動車保険が増収に転じ、全種目合計の正味収入保険料は1,447億円と、前期に比べ9千万円、0.1%の増収となりました。また、保険引受費用1,387億円のうち正味支払保険金については、台風13号の影響が大きかったこと等を要因として火災保険について損害率が上昇したため、全種目合計で822億円と前期に比べ40億円の増加となり、正味損害率は3.1ポイン

ト上昇し、62.1%となりました。保険引受に係る営業費及び一般管理費については、272億円と1億円減少しました。一方、諸手数料及び集金費は253億円となりました。その結果、正味事業費率は36.4%となりました。これらに収入積立保険料、満期返れい金、支払備金繰入額及び責任準備金繰入額などを加減した結果、67億円の保険引受損失となりました。

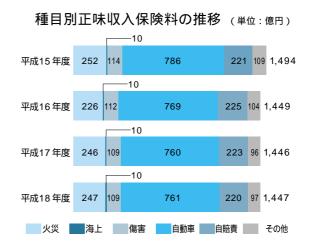
主な保険種目の状況は下記の通りです。

保険種目別の概況

保険種目	正味収入保険料	正味損害率
火災保険	247億円	54.8%
海上保険	10億円	46.4%
傷害保険	109億円	47.7%
自動車保険	761億円	64.3%
自動車損害賠償責任保険	220億円	72.8%
その他の保険	97億円	57.2%

賠償責任保険、動産総合保険、労働者災害補償責任保険、運送保険などが主なものです。





コーポレート・ガバナンスの状況

当社は、「経営理念」を経営戦略の策定や経営の意思決定の拠りどころとなる諸活動の基本方針と位置付け、コーポレート・ガバナンスの充実に努め、お客さま、代理店、株主の皆さまとの円滑な関係を築き、健全な企業経営を維持していくために、経営責任の明確化、速やかな意思決定、経営監視機能の強化を図っています。

1.取締役会·監查役会

当社の取締役会は、現在、取締役9名(うち社外取締役1名)で構成され、経営の重要な意思決定を行い、取締役の職務の執行を監督しています。なお、平成14年6月より、各事業年度の経営責任を明確にするため取締役の任期を1年としています。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、監 査役4名(うち社外監査役2名)で構成されています。 各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監 査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議 への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締 役の職務執行を監査しています。

社外取締役及び社外監査役は、当社のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当社との間に特別な利害関係はありません。

2.経営会議・執行役員会議

当社では、取締役会の下で経営の意思決定を迅速 化し経営効率を向上させるため、経営会議を設置し、 経営に関する全般的な重要事項を審議しています。経 営会議は、取締役9名(うち社外取締役1名)と常勤監 査役2名で構成されています。

また、業務執行責任の一層の明確化を図るために執行役員制度を取り入れ、執行役員会議において業務執行に関する重要な事項を審議しています。執行役員会議は、社長と15名の執行役員で構成されています。

3.取締役会委員会

当社では、取締役会から付託を受けた事項について、計画の立案、課題の推進、推進状況の把握とそれを踏まえた改善策の立案を行うために以下の委員会を設置しています。それぞれの委員会は、必要な取締役と常勤監査役及び部長で構成されています。ただし、コンプライアンス委員会については、社外委員を含みます。

(1)リスク管理委員会

保険引受リスク及び資産運用リスク等の分野別のリスク管理状況を把握するとともに、会社全体としての事業に係るリスク量を的確に管理していくために、リスク管理委員会を設置しています。当委員会は、リスク管理に関する基本方針及びリスク管理計画の策定、リスク管理態勢の整備状況の点検と改善策の立案等の役割を担っています。

(2)コンプライアンス委員会

当社におけるコンプライアンス推進態勢を構築し、 推進状況を的確に管理していくために、コンプライア ンス委員会を設置しています。当委員会は、コンプラ イアンスに関する諸施策の検討、コンプライアンスプ ログラムの推進状況の検証、不祥事件の報告、再発防 止策の検討、法令等違反リスクの管理に関する諸施策 及び推進状況の検討等の役割を担っています。

(3)個人情報保護管理委員会

当社では、個人情報保護に係る基本ルールの定着を浸透させ、個人情報保護の推進状況を的確に管理していくため、個人情報保護管理委員会を設置しています。当委員会は、個人情報保護に関する諸施策の検討、個人情報保護マネジメントシステムの推進状況の検証、個人情報の紛失等への対応や再発防止策の検討等の役割を担っています。

4. 監查役 · 監查役会

監査役は、独立した機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行について監査を実施します。監査役数は4名で、うち2名が社外監査役です。

監査の実施にあたっては、監査役会で定めた監査役会規則、監査役監査基準等に従い、質の高い監査を実施するよう努めています。

5.社外・社内の監査・検査態勢

(1)社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として「会社法及び証券取引法に基づく監査法人による外部監査」並びに「保険業法に基づく金融庁及び財務省財務局による検査」を受けています。

(2)社内の監査態勢

当社は、監査役が行なう監査と、他の部門から制約を受けることのない独立した組織である内部監査部による内部監査を実施しています。

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成を図るために、企業における全ての業務を対象とした内部管理態勢(法令等遵守、リスク管理態勢を含む)等の適切性、有効性を検証するプロセスであり、内部事

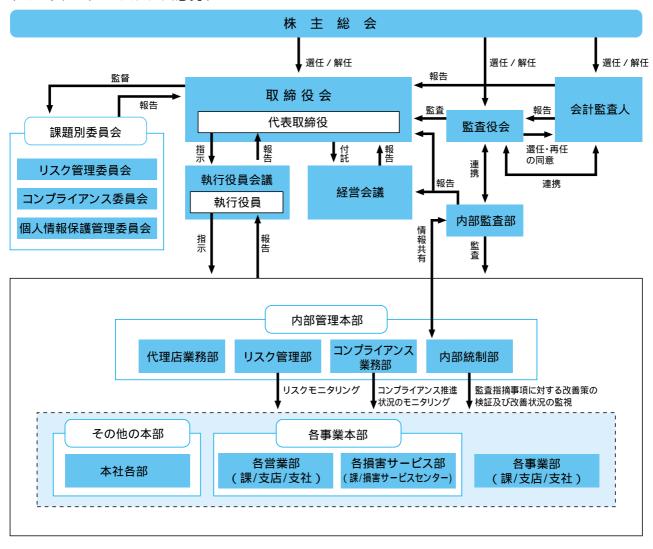
務処理等の問題点の発見、指摘にとどまらず、内部管理態勢等の評価及び問題点の改善方法の提言等を目的とする。」と定義し、当社の全ての組織・業務としています。

内部監査は、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき実施されており、内部監査結果は、代表取締役、内部監査部担当取締役等に報告されています。

6 ミレアホールディングスによる統治の仕組み

ミレアホールディングスは、健全で透明性の高いコーポレート・ガバナンスを構築し、持株会社としてミレアグループ各社を適切に統治していくため、「コーポレート・ガバナンス方針」を策定し、グループとしてのガバナンスを効かせています。

[コーポレート・ガバナンス態勢]



内部統制基本方針

平成18年5月の会社法施行を受けて、当社は「内部統制基本方針」を制定しました(平成18年5月19日)。さらに、ミレアグループの一員となったことに伴うグループ会社としての対応及び取り組み状況の総括実施による点検結果等の観点からの見直しを行い、平成19年3月30日に一部を改定しました。

内部統制の構築と運用は、企業が業務を適正かつ効率的に行うために極めて重要な体制及びプロセスです。当社は本方針に則り、内部統制の整備・構築を進めます。

内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制基本方針を定める。

- 1 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを 確保するための体制
- (1)当社は、ミレアグループのコンプライアンス行動規範および日新 火災行動規範に則り、取締役が、率先して研修等へ参加すること を通じ、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべて の役職員が事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンス を遵守・実践するよう周知徹底を図る。
- (2)当社は、コンプライアンスを推進するために、体制を整備するとともに、毎年度ごとに、コンプライアンス方針およびコンプライアンスプログラムを策定し、定期的に取り組みの評価・検証を行う。また、これらを審議する機関として、取締役会の下に社外委員も含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、全社的なコンプライアンス推進を統括する部門を設置する。
- (3)当社は、役職員の遵守すべき法令および社内ルールの具体的な 内容を明示したコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職 員に配付し研修等によりコンプライアンス・マインドの定着と高 揚を図る。
- (4)当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に社内外にコンプライアンスホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (5)当社は、内部監査規程を定め、被監査部門から独立した内部監査部門が、実効性のある内部監査を実施する。
- 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)当社は、リスク管理を推進するために、体制の整備、リスク管理に係る基本方針および諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理の推進状況の定期的な検証を行う。またこれらを検討する機関として、取締役会の下にリスク管理委員会を設置するとともに、全社的なリスク管理を統括する部門を設置する。
- (2)当社は、リスク管理に係る基本方針の下に分類されたリスクごとのリスク管理規程を定め、リスクの特定、評価、制御による管理を実施し、これらの状況を定期的に検証することにより、リスク管理の実効性を確保していく。また、大地震等の発生や長期間のコンピュータシステム機能停止が発生した場合のコンティンジェンシープランを策定することにより、危機管理体制を構築する。
- 3 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、経営方針に沿った計画を策定する。この経営計画に基 づき取締役等は職務執行を行い、その遂行状況等について定期 的に取締役会に報告する。
- (2)当社は、職制規程、職務権限規程により、当社の機構および職位ならびにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。
- (3)当社は、取締役会の機能を強化し経営効率を向上させるため、 取締役会の下に経営会議等を設置するとともに、経営の意思決

定の迅速化と責任体制の一層の明確化を図るために執行役員制度を設け、諸施策の遂行に努める。

- 4 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (1)当社は、法令および文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
- (2)取締役および監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- 5 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1)当社は、関連会社管理規程を定め、子会社における経営上の重要 事項の決定を当社の事前承認事項とすること等により、子会社 の経営管理を行う。
- (2)監査役は、監査役監査基準等に基づき、親会社および子会社の監査役と密接な連係を保ち、効果的な監査を実施するよう努める。 また、監査役は、必要に応じて、子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務および財産の状況を調査する。
- (3)内部監査部門は、子会社の内部監査を実施し、内部管理体制等 の適切性・有効性を検証し、その結果を取締役会等に報告する。
- 6 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)当社は、以下の事項を中心に、取締役会その他重要な会議への 監査役出席、取締役および使用人からの監査役への報告を通じ、 監査役への適切な報告体制を確保する。

内部統制システムの構築状況、運用状況

競業取引利益相反取引、会社がする無償の財産上の利益供与、 子会社もしくは株主との通例でない取引等

会計方針、会計処理の方法、計算書類等の記載方法の変更苦情の処理

ホットライン等の運営状況および重要な報告・相談事項 内部監査部門の監査結果

営業の報告、業務、財産の状況

上記のほか、監査役が求める事項

- (2)監査役は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と 緊密に連係し、定期的に会合をもつなど意見および情報交換を 行い、内部監査部門とも緊密な連係を保つ。
- (3)監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項(当該使用人の 取締役からの独立性に関する事項を含む)

監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の事務局を設置する。事務局には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するのに必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤の監査役の同意を得た上で行う。

平成18年5月19日 制定 平成19年3月30日 改定

CSRの取り組み

当社では、経営理念を実践し、お客さま、株主、代理店、社員、地域社会という各ステークホルダーにご提供する価値を高めていくことがCSR(企業の社会的責任)であると位置づけています。

ミレアグループCSR憲章

ミレアグループでは、グループの全役職員がCSR(企業の社会的責任)に対する認識を共有化し、経営理念を具体的に実践していくための行動指針として「ミレアグループCSR憲章」を定めています。

ミレアグループCSR憲章

ミレアグループは、以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。

商品・サービス

・広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・ サービスを提供します。

人間尊重

- ・すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的 に取り組みます。
- ・安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、 人材育成をはかります。
- ・プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。 地球環境保護
- ・地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。

地域・社会への貢献

・地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化 や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる 社会貢献活動を積極的に推進します。

コンプライアンス

・常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面 において、コンプライアンスを徹底します。

コミュニケーション

・すべてのステークホルダーに対して、適時適切な 情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企 業運営に活かします。

当社のCSRの主な取り組み

当社では、ミレアグループCSR憲章を踏まえCSR活動に取り組んでいます。主な、取り組みは次の通りです。

(1)商品・サービス

安心してご契約いただけるわかりやすい商品並びに ご説明ツールの開発に加え、「お客さまの声」に基づ いてサービスや業務の改善に取り組んでいます。

(2)人間尊重

社員の60歳以降の雇用延長を制度化するとともに 社員の健康増進や人権啓発に積極的に取り組んでい ます。

(3)地球環境保護

環境配慮型自動車保険「アサンテ」によるリサイクル部品の利用促進や、紙の約款に代えてWeb上で保険約款を参照していただく「インターネット約款」による紙資源の節約に取り組んでいます。

VAP(総合自動車保険)に「リサイクル部品使用特約」及び「指定修理工場入庫条件付車両保険特約」をセットした商品です。

(4)地域・社会への貢献

使用済み切手・プリペイドカード類及び未使用切手を取りまとめ、(社)日本キリスト教海外医療協力会をはじめ3団体へ寄贈するなど、積極的な社会貢献活動に取り組んでいます。

(5)コンプライアンス

「コンプライアンスの体制」については、P 28をご 参照ください。

(6)コミュニケーション

積極的な情報開示に努めるとともに、お客さまによりご満足いただくために「お客さまの声(苦情を含む)」への迅速な対応やサービス改善への活用等に取り組んでいます。なお、「お客さまの声」については、P.39をご参照ください。

コンプライアンスの体制

当社は、損害保険会社としての社会的責任と公共的使命を果たしていくために、業務執行については、その最高意思決定機関である取締役会での決定を踏まえて行い、監査役会による監査を受け、その記録を取締役会議事録、監査役会議事録として整備しています。

本格的な自由化時代においては、自己責任体制を明確にし、公正かつ透明な企業行動・事業運営が求められます。当社では、コンプライアンスに関する重要な事項は、取締役会において審議・決定しており、経営トップをはじめ全役職員に対する法令遵守徹底の基本方針として「日新火災行動規範」を制定しました。

また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進諸施策の立案などを行うとともに、傘下にコンプライアンス推進責任者及び推進担当者、並びに推進リーダー及び推進スタッフを配置し、コンプライアンス推進体制を確立しています。

コンプライアンス基本方針(日新火災行動規範)

当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために右記の行動規範を定め、全役職員はこれを誠実に遵守・実践します。

全役職員には行動規範を記載した「コンプライアンスカード」を配布し、各自が署名の上、常時携行することを義務づけることにより、その徹底を図っています。

コンプライアンス・マニュアル

日新火災行動規範、コンプライアンス規程、社内報告ルール、コンプライアンスホットライン、コンプライアンスルール等の内容を掲載したコンプライアンス・マニュアルを社員全員に配布し、研修等を通じコンプライアンス・マインドの高揚を図っています。

日新火災行動規範 < 骨子 >

人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に 関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位 を実践するために誠意を持って行動します。

法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

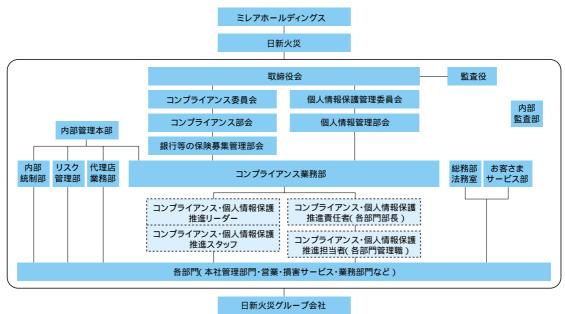
適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に 高めるため、社会貢献活動や環境問題の取り組みなど、 社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

[コンプライアンス・個人情報保護体制図]



情報管理方針

当社は個人情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)」、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損保指針等に従って、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報の取り扱いが適正に行われるように、代理店及び従業者等への教育・指導を徹底するほか、個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善していきます。

当社の個人情報に対する取り組み方針等は「お客さま情報の取り扱いについて < 個人情報保護宣言 > 」としてホームページに常時掲載するとともに、当社各店舗の店頭に掲示・備え付けをし、広く一般に公表しています。

お客さま情報の取り扱いについて <個人情報保護宣言>

2006年9月30日 日新火災海上保険株式会社 代表取締役社長 宮島 洋

弊社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドラインや 社団法人 日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理については、金融庁及び 社団法人 日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な措置を講じます。

弊社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように、弊社 代理店及び弊社業務に従事している従業者等への教育・指 導の徹底に努めます。また、弊社の個人情報の取り扱い及び 安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善い たします。

1.個人情報の取得

弊社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得いたします。

なお、個人情報のご提供はお客さまのご意思によりますが、必要な情報をご提供いただけない場合は、保険契約の締結等手続きができないことがあります。

2.個人情報の利用目的

弊社は、取得した個人情報を、以下の目的ならびに後記4.及び5.に掲げる目的に必要な範囲で利用し、これらの目的以外には利用いたしません。

また、利用目的は、ホームページで公表するほか、申込書・パンフレット等に記載します。 さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- (1)保険契約のお申し込みに係る保険契約の適正な引受や リスクの審査及び管理
- (2)保険契約の履行及び付帯サービスの提供

- (3)再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保 険金の請求
- (4)弊社が取り扱う当該契約以外の商品やサービスの案内・ 提供
- (5)ミレアグループ各社・提携先企業が取り扱う商品や サービスの案内
- (6)請求に係る保険事故の調査(関係先への照会を含みます)
- (7)請求に係る保険金のお支払い
- (8)弊社が有する債権の回収
- (9)保険金不正請求等の犯罪防止・排除
- (10)弊社が取り扱う融資、国債窓販の各種手続き及び管理
- (11)弊社又は弊社代理店が提供する商品やサービス等に関するアンケートの実施
- (12)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による新たな商品やサービスの開発
- (13)弊社社員の採用・雇用管理、販売網基盤(代理店等)の 新設・維持管理
- (14)他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務
- (15)その他、上記(1)~(14)に付随する業務ならびにお客 さまとのお取り引き、及び弊社の業務運営を適切かつ円 滑に履行するために行う業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときには、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

3.個人データの外部への提供・委託

弊社は、以下の場合を除いて、個人データを外部に提供・委託 することはありません。

- (1)お客さまが同意されている場合
- (2)法令に基づく場合
- (3)医療機関をはじめ、保険金の請求及び支払いに関する 関係先等に対して、申込内容や告知事項に関する照会 等を行う場合
- (4)質権及び抵当権等の担保権者が、担保権の設定等に係る事務手続き及び担保権の維持・管理・行使のために個人情報を当該担保権者に提供する場合
- (5)上記2.の利用目的を達成するために必要な業務の全部 又は一部を、弊社関連会社及び委託先(保険代理店を含 みます)に委託する場合

情報管理方針

- (6)再保険会社と再保険契約の締結、再保険金の請求等を行 う場合
- (7)ミレアグループ各社・提携先企業との間で共同利用する場合(以下「4.グループ会社・提携先企業との共同利用」をご覧ください)
- (8)社団法人 日本損害保険協会及び損害保険会社等の間で共同利用を行う場合(以下「5.情報交換制度等」をご覧ください)
- (9)損害保険料率算出機構との間で共同利用を行う場合(以下「5.情報交換制度等」をご覧ください)
- (10)国土交通省との間で共同利用を行う場合(以下「5.情報 交換制度等」をご覧ください)

4.グループ会社・提携先企業との共同利用

前記2(1)から(15)に記載した利用目的のため、ならびに持株会社による子会社の経営管理のために、弊社(弊社の子会社・関連会社を含む)とミレアグループ各社・提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用いたします。

- (1)個人データの項目:住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容及び事故状況、保険金支払状況等の内容
- (2)管理責任者:弊社

弊社のグループ会社・提携先企業は、以下のとおりです。

┌【グループ会社】-

東京海上日動火災保険株式会社及び子会社、関連会社 http://www.millea.co.jp/group/tm_group.html 東京海上日動あんしん生命保険株式会社・ミレアグループ各社 http://www.millea.co.jp/group/index.html

【提携先企業】

個人データを弊社が提供している提携先企業はございません。

弊社の子会社・関連会社は以下のとおりです。

日新火災損害調査株式会社	自動車保険、新種保険等の 損害調査
日新火災キャリアアンド ライフサービス株式会社	人材派遣、給与厚生事務
日新情報システム開発株式会社	情報システムの開発、運用
日新総合サービス株式会社*	帳票管理と発送、印刷
ユニバーサル リスクソリューション株式会社	保険引受のためのリスク調査、 防災
トークビルサービス株式会社*	不動産管理、物品販売
日新火災インシュアランス サービス株式会社	損害保険代理業

^{*}上記2社については、平成19年6月1日付で合併し、日新火災総合サービス株式会社となっています。

5.情報交換制度等

(1)損害保険業界の情報交換制度について

弊社は、保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不 正行為を排除するために、損害保険会社等との間で個人データ を共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人 日本損 害保険協会のホームページをご覧いただくか、下記窓口までお 問い合わせください。

-【お問い合わせ窓口】

社団法人 日本損害保険協会 / そんがいほけん相談室

所在地:〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話:(03)3255-1467

(受付時間/午前9時~午後5時())

ホームページ: http://www.sonpo.or.jp

(2)損害保険料率算出機構との共同利用について

弊社は、自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」といいます)に関する適正な支払のために、損害保険料率算出機構との間で個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、損害保険料率算出機構のホームページをご覧いただくか、下記窓口までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】-

損害保険料率算出機構 / 総務企画部 個人情報相談窓口 所在地:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1丁目9番地 電話:(03)3233-4141

ホームページ: http://www.nliro.or.jp

(3)代理店等情報確認業務について

弊社は、損害保険代理店の適切な監督や弊社の社員採用等のために、損害保険会社との間で損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用いたします。また、損害保険代理店の委託等のために、社団法人 日本損害保険協会が実施する損害保険募集人試験等の合格者情報に係る個人データを共同利用いたします。詳細につきましては、社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ窓口】

社団法人 日本損害保険協会

所在地:〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

ホームページ: http://www.sonpo.or.jp

業務企画部 企画・安全技術グループ

(損害保険代理店等の従業者に係る個人データについて)

電話:(03)3255-1942

(受付時間/午前9時~午後5時)

業務運営部 試験運営グループ

(損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データについて)

電話:(03)3255-1481

(受付時間/午前9時~午後5時())

(4)原動機付自転車・軽二輪自動車に係る無保険車防止のため の「国土交通省への自賠責保険のデータ提供」について

弊社は、原動機付自転車及び軽二輪自動車の自賠責保険の無保 険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間 が満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締 結確認のはがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に 関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者と して同省との間で共同利用いたします。 共同利用する個人データの項目は、以下のとおりです

- ・契約者の氏名、住所
- ·証明書番号、保険期間
- ・自動車の種別
- ・車台番号、標識番号又は車両番号

詳細につきましては、国土交通省のホームページをご覧いただくか、下記窓口までお問い合わせください。

- 【お問い合わせ窓口】-

国土交诵省/自動車交诵局 保障課自動車事故対策係

所在地:〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番地3号 電話:(03)5253-8111(内線 41417)

(受付時間/午前9時30分~午後5時45分))

ホームページ: http://www.jibai.jp

6.信用情報の取り扱い

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集及び弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます)から提供を受けた情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の9」に基づき、返済能力の調査に限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力の調査 以外には利用いたしません。

7.センシティブ情報の取り扱い

お客さまの健康状態・病歴などのセンシティブ情報の利用目的につきましては、「保険業法施行規則第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客さまの同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に限定されています。

弊社は、これ以外には、センシティブ情報を取得、利用又は第三者提供いたしません。

8.ご契約内容・事故等に関するご照会

ご契約内容や事故に関するご照会については、保険証券記載も しくは最寄の弊社支店・支社・損害サービスセンター、又はご契 約の取扱代理店までお問い合わせください。ご照会者がご本人 であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

9.個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、 開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、弊社「個 人情報保護法に基づく開示等請求について」をご覧いただくか、 下記「11 お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。ご請 求者がご本人であることを確認させていただくとともに、弊社 所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日原則 として書面で回答いたします。

10.個人データの安全管理等

弊社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他、個人データの安全管理のため取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じています。また、弊社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

11.お問い合わせ窓口

弊社は、お客さま情報の取り扱いに関する苦情やご相談に対し、 適切・迅速に対応いたします。

弊社の個人情報の取り扱いや個人データの安全管理措置、保有個人データに関するご照会・ご相談は、下記のお問い合わせ先で承っております。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品やサービスの案内について、ご希望なさらない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。

【お問い合わせ先】

	電話番号	受付時間
テレフォン サービスセンター	(0120)25-7474	24時間・年中無休
お客さま相談室	(03)3292-8000	平日午前9時~ 午後5時()
弊社支店・支社・ 損害サービスセンター	お手元の保険証券もしくは 保険約款に記載しております。	平日午前9時~ 午後5時()

12 認定個人情報保護団体

弊社は、認定個人情報保護団体である社団法人 日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受付けています。

【お問い合わせ窓口】

社団法人日本損害保険協会 / そんがいほけん相談室

所在地:〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町2丁目9番地

電話:(03)3255-1470

(受付時間/午前9時~午後5時())

ホームページ: http://www.sonpo.or.jp

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報については対象としていません。

【日新火災の個人情報全般に関するご連絡先】

個人情報管理室長: 03-5282-5699

【日新火災のホームページ】

http://www.nisshinfire.co.ip

()土日祝休日及び年末年始を除く

情報開示

当社は次のような方法で経営に関する情報を公正かつ適時・適切に開示しています。

ディスクロージャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を発行しています。当社の概要、 業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・ 財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、ミレアホールディングスでは、ミレアホールディングス及びその事業子会社の業務及び財産の状況を説明した「ミレアホールディングスの現状」を発行しています。

アニュアルレポート

英文開示資料「アニュアルレポート」を毎年発行し、 当社の取り組み、決算・財務情報についてお知らせし ています。

ホームページ

商品、サービス、各種お手続きのご案内などの情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社で発表しているニュースリリースについてもご覧いただけます。(http://www.nisshinfire.co.jp)

CSR報告書

ミレアグループではCSRに関する取り組みについて「ミレアグループCSR報告書」を作成し、ステークホルダーの皆さまとのコミュニケーションツールとして活用しています。

勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融商品の販売等に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の営業所で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守及び勧誘方針の策定、公表を指導しています。

[当社の勧誘方針]

- 1 保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法及びその他各種法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- 2 保険商品の販売に際しましては、お客さまに重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。 また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。
- 3 お客さまの保険商品に関する知識、加入経験、 加入目的、財産状況等を総合的に勘案し、お客 さまのご意向と実情に適合した保険商品の説 明と提供に努めます。
- 4 保険商品の販売・勧誘にあたっては、深夜や早朝などお客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。

- 5 保険事故が発生した場合には、保険金のお支払いについて迅速かつ的確に処理するように努めます。
- 6 お客さまの様々なご意見・ご要望等の収集に努め、 商品開発や保険販売に生かしてまいります。
- 7 保険商品の適切な販売を確保するために、社内 体制の整備と販売に当たる者の研修に取り組 みます。
- 8 お客さまに関する情報については、業務上必要 な目的の範囲内で使用し、漏洩防止等の管理を 厳格に行います。
- 9 お客さまのご質問、苦情等につきましては、お客さま相談室にて速やかに対応させていただきます。

リスク管理態勢・リスク管理方針

リスク管理の基本方針

金融自由化の一層の進展など事業環境の大きな 変化に伴い、保険会社を取り巻くリスクは複雑化・多 様化しています。

このような環境下においては、経営の健全性を維持するとともに、お客さまへのサービスの向上やステークホルダーの皆さまからの信頼確保のため、様々なリスクを総合的に把握し、厳格な管理態勢のもと

で適切な対策を講じていくことが重要となります。

以上のような認識に基づき、当社では取締役会が リスク管理に関する基本指針として「リスク管理基本 方針」を制定するとともに、この方針に則って「個別 リスク管理方針」及び「統合リスク管理方針」を定め ています。

リスク管理体制

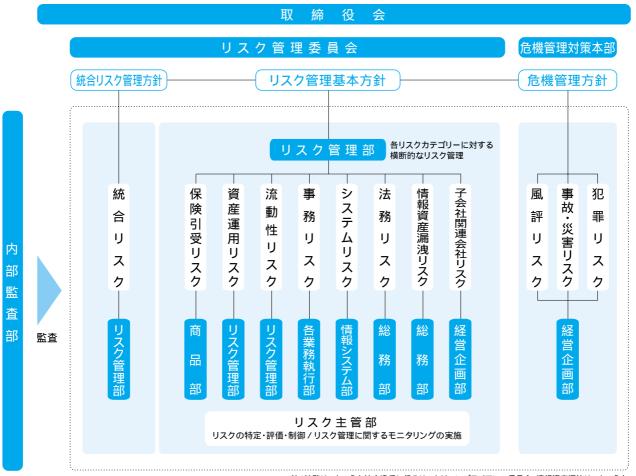
当社では取締役会において選出された委員により 構成するリスク管理委員会のもと、リスク・カテゴリー ごとに定められたリスク主管部がリスクの特定・評価・ 制御を行うほか、業務執行部門が適切なリスク管理 を実行しているかなどについてモニタリングを実施 しています。

またリスク管理部が各リスク・カテゴリーに対する

横断的なリスク管理を実施するとともに、内部統制部がリスク主管部のモニタリング実施状況に対して検証を行うなど、リスク管理の実効性の確保に努めています。

さらに、経営計画の一環として年度ごとに「リスク 管理計画」を策定・実行し、リスク管理の推進・強化を 図っています。

〔リスク管理体制図〕



注)法務リスクのうち法令違反に係るリスクはコンプライアンス委員会、情報資産漏洩リスクのうち個人情報に係るリスクは個人情報保護管理委員会の所管事項としています。

リスク管理態勢・リスク管理方針

個別リスクに関する管理方針

保険引受リスク

当社では、保険引受リスクを「商品開発リスク」、「元受保険引受リスク」、「受再保険引受リスク」、「責任準備金・支払備金積立リスク」に分類した上で、それぞれのリスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。

1. 商品開発リスク

商品開発リスクとは、新商品の開発及び改定に際して、保険約款や保険料率の設定等が適切になされないことにより損失を被るリスクです。当社では、商品開発・改定時の関連部門との協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うことでリスクの防止を図っています。

2. 元受保険引受リスク

元受保険引受リスクとは、契約の引受にあたり、引受方針に則った引受がなされないこと、再保険等の適切な手配がなされないことなどにより損失を被るリスクです。当社では、「一般保険リスク」、「巨大災害リスク」、「自然災害リスク」などの種類に応じたリスク管理を実施することで適切な保険ポートフォリオの構築に努めています。

3. 受再保険引受リスク

受再保険引受リスクとは、受再保険の引受にあたり、 引受方針に則った引受がなされないことなどにより損 失を被るリスクです。当社では、引受条件、過去の成績 や集積リスク等を十分に検証した上で、引受方針に沿 った慎重な引受判断を行うとともに、リスクの分散化 に努めています。

4. 責任準備金・支払備金積立リスク

責任準備金・支払備金積立リスクとは、保険契約準備金としての責任準備金及び支払備金の決算期における積立が適切に行われないことにより財務諸表が正確に作成されないリスクです。当社では、責任準備金及び支払備金の積立に関する規程を整備するとともに検証態勢を構築することでリスクの防止を図っています。

資産運用リスク

当社では、資産運用リスクを「市場リスク」、「信用リスク」、「ALMリスク」、「不動産投資リスク」に分類した上で、それぞれのリスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。

1. 市場リスク

市場リスクとは、金利・為替・株価などの変動によって損失を被るリスクです。当社では、適切な分散投資と保有限度額の設定により損失発生の可能性を制御するとともに、リスク量を算定する代表的な手法であるバリュー・アット・リスク(VaR)を導入して、リスク・リターンの最適化を目指しつつ、より望ましい運用資産ポートフォリオの構築に取り組んでいます。

2. 信用リスク

信用リスクとは、与信先の倒産等に伴い貸付金・債券等の元利金の回収が困難になるリスクです。当社では、相手先の信用度を判定する「社内格付制度」の充実を図って信用力判定の態勢を強化するとともに、特定業種や特定企業グループに集中するリスクを回避するために、与信枠に制限を設けて厳格に運営しています。

3. ALMリスク

ALMリスクとは、負債の特性に応じた資産管理が行えないことが原因で、不利な条件で流動性を確保せざるを得なくなることや運用利回りが予定利率を下回ることにより損失を被るリスクです。当社では、積立型保険などの長期の保険負債において資産・負債に関する総合管理を行うことで、リスクの最小化を図っています。

4. 不動産投資リスク

不動産投資リスクとは、賃貸料の変動等による不動産収益の減少、または市況の変化等による不動産価格減少のリスクです。当社では、不動産の投資利回りや含み損の状況などを的確に管理し、リスクの軽減、投資効率の向上に努めています。

流動性リスク

流動性リスクとは、巨大災害に伴う多額の保険金支払いや市場の混乱等により資金繰りが悪化し損失を被るリスクです。当社では、保険金支払いに十分な流動性資産と多様な資金調達手段の確保に努めています。

事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故により発生するリスクです。当社では、社員・代理店別に対策を整理し、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における業務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査部門を中心とした社内検査を全社において着実に実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブルなどにより損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT開発リスク」、「IT運用リスク」、「IT基盤リスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面も含めた様々なセキュリティ対策の強化など、リスク特性に応じた適切な手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震などの有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

その他のリスク

当社では、左記のリスク以外に「法務リスク」、「子会社関連会社リスク」、「情報資産漏洩リスク」、「風評リスク」、「事故災害リスク」、「犯罪リスク」についてそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた適切な手法に基づくリスク管理を実施しています。

なお、災害リスク管理の一貫として、当社では、大規模地震などの広域災害が全国のいかなる地において発生した場合でも、迅速な損害サービスや保険金支払いを可能とするシステム・事務処理対策を講じるほか、東京圏における大規模地震の際の東京・さいたま両本社機能の維持・確保に向けての諸対策も講じています。

統合リスク管理に関する方針

当社では、保険引受リスク、資産運用リスクなどリスク・カテゴリーごとのリスク量の合計額を資本の範囲内に収めることにより、格付の維持及び倒産の防止を図るリスク管理(「統合リスク管理」といいます。)を実施しています。それぞれのリスクは確率論に基づく計測手法により計量化を行っており、リスク管理部はリスク量

がビジネスユニットごとに定めた限度額を超過していないかどうかを検証しています。

なお、ストレス・テスト(想定される将来の不利益が 生じた場合の影響に関する分析)についてはこの「統 合リスク管理」の中で実施しています。

資産運用方針

資産運用の概況

資産運用方針

損害保険会社の資産は、将来の保険金支払いへの備え、あるいは積立型保険に係る満期返れい金等の支払いのための準備金としての性質を有しています。こうした社会性・公共性の高い資産を運用するにあたり、当社では、安全性・有利性・流動性の確保を大原則として、貸付金・債券を中心とした運用を行うとともに、資金の効率的な活用により安定的な収益を確保することを資産運用の基本方針としています。

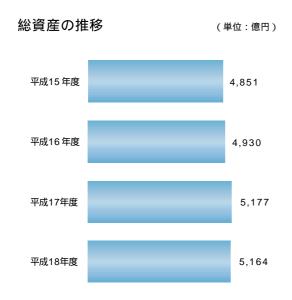
近年、金融市場の国際化・自由化が進展する中で、 資産運用に係るリスクは多様化・複雑化しています。こ うした中、当社では、投融資の実行部署と管理・審査部 署の分離による相互牽制機能の強化、システムの高度 利用によるリスク分析・管理機能の向上、社内のルー ルに則った業務の厳正処理による内部管理の強化など、 総合的なリスク管理態勢の強化に努めています。

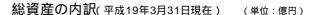
また、積立資産の運用にあたっては金利動向等に留意しつつ、資産・負債の両面を考慮したポートフォリオ構築に取り組んでいます。

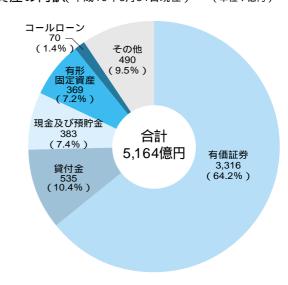
資産運用概況

当期末の総資産は5,164億円となり、前期に対し 135億円の減少となりました。このうち、運用資産は 4,662億円となり、4億円の減少となりました。

資産運用については、安全性、収益性及び流動性に 留意しつつリスク管理の面でも徹底を図り、安定的な 運用収益の確保に努め、利息及び配当金収入は、前期 に対し11.1%、8億円増加し85億円となりました。こ れに有価証券売却益、積立保険料等運用益振替など を加減した資産運用収益は、1億円増加し100億円と なりました。一方、資産運用費用は、有価証券売却損は 減少しましたが、有価証券評価損及び有価証券償還損 が増加したことから、前期に対し4億円増加し16億円 となりました。







募集制度

代理店

当社では、全国16,640店の代理店が、お客さまの安心と安全をお守りするため、適切な保険ときめ細かなサービスをご提供しています。

代理店の役割と業務内容

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

代理店の役割

代理店は、保険会社の委託を受けて保険契約の募集・締結の代理を行うことを基本業務としていますが、お客さまを取り巻く様々な危険に対して最適な保険をご提供することも重要な仕事です。

当社では代理店の自主性・独立性を尊重するととも に、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展を図 ることを推進しています。

代理店の業務

代理店の主な業務は次の通りです。

1.保険契約の取り扱い

保険商品の説明

重要事項の説明

告知の受領

意向確認

保険契約の締結

保険料の領収または返還

保険料領収証の発行・交付

保険会社への契約報告

保険契約の変更・解除等の申し出の受付

保険料の保管・保険会社への精算

2.事故発生時の取り扱い

お客さまからの事故連絡の受付

保険会社への通知

保険金請求手続の援助

3.保険に関する各種サービスのご提供

お客さまのニーズに合った保険の企画・設計

保険の内容に関する相談

損害保険代理店制度

損害保険代理店制度は、保険業法や当社の定める 募集関係諸規程等に基づいて実施・運営されています。

代理店の登録・届出

代理店を始めるには「保険業法」第276条に基づいて主務官庁に登録し、また代理店として保険募集をする者は同法第302条に基づいて届出をすることが義務づけられています。

当社の代理店制度概要

当社の代理店制度は、自動車保険・火災保険・傷害保険・新種保険などを広範囲に取り扱う「総合代理店」と自動車損害賠償責任保険などを専門に取り扱う「専門代理店」とに分類され、それぞれの代理店制度における充実したお客さまサービスの提供に努めています。

代理店によるお客さまサービスのさらなる充実とコンプライアンスの徹底を図るため、新代理店手数料体系・代理店教育体系を中心とした代理店制度を策定し、より一層の代理店資質の向上を目指しています。

代理店数の推移

平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
16,581店	16,950店	16,640店

代理店の教育

代理店資格講習の開催

損害保険代理店資格を取得するためには、資格試験 に合格しなければなりません。当社は損害保険代理店 資格取得希望者のための講習を全国で実施しています。

独自の資格制度・講習制度の充実

当社は商品知識を中心とした損害保険代理店資格の他にも、当社独自の資格・講習制度として、事故対応力(SA)資格制度と実務講習制度を実施しています。 高度な商品知識と優れた業務能力、迅速かつ適切な事故対応を通じて、お客さまの信頼に応える代理店を育成しています。

各種研修・セミナーの開催

代理店としての商品知識、販売技法、経営手法等の 習得だけではなく、金融・経済情勢の研究や、経験交流 を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

営業部・営業課支店等における教育

全国の営業部・営業課支店等において、代理店の業務能力、商品知識の向上を目的とした研修を随時開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまの様々なニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。



代理店経営者養成制度

プロ代理店の養成制度

当社の専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集及びこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要な様々な知識と実務を習得する制度です。

当社の制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修効果を高めるため、研修内容や待遇面など、制度を効果的に組み立て運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一環 した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険 のプロフェッショナルへと導きます。 さらに独立後のセ ミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店 の活動を応援しています。

やる気にこたえる待遇制度

給与は固定給+歩合給制度(各種手当あり)をとり、 やる気が持てる待遇制度となっています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。

入社1ヵ月

入社直後、本社での基礎研修を通じ、主に保険知識や販売手法などの実践スキルを身につけます。

入社当月より、本社育成スタッフと現地営業社員の連携による個別指導を行い、販売手法や行動管理など個々のリスクアドバイザー社員に適した指導を継続します。

入社5ヵ月 前後

今後の活動において最も重要な新規顧客開拓手 法を具体的に決定するとともに、保険知識の習得 や事故対応、業務処理のスキルアップを図ります。

入社10ヵ月 前後

1年目の活動の分析と今後の課題を洗い出し、最 も重要な2年目の具体策を決定するとともに、事故 対応、業務処理のさらなるスキルアップを図ります。

入社18ヵ月 前後

独立後を意識した経営計画を策定するとともに、より高度な知識を身につけます。

独立後

プロ代理店として独立した後、さらなる飛躍を図れるよう、行動管理に重点を置いた指導を行います。

お客さまにご満足いただくために

当社は、「お客さまに最も身近で信頼される損害保険会社」を目指し、全社員がお客さまの声に真摯に耳を傾け、お客さまの満足の向上に向けて会社業務の改革や改善に取り組んでいます。

「お客さまの声」をお聴きする取り組み

「お客さまの声」の受付窓口

当社ではお客さまのご契約を担当する代理店を通じて、また、全国の営業店や損害サービスセンターの各拠点、及びテレフォンサービスセンターなどのお客さま相談窓口でお客さまの声を承っています。特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

なお、いずれの窓口にご連絡いただきましても専門 スタッフが責任をもって対応しています。

最寄りの営業店、及び損害サービスセンター

(受付時間 平日 9:00~17:00)

ご契約に関するご質問やご相談は最寄りの営業店に、また、事故の経過確認・解決についてのご相談はお客さまの事故対応を担当する損害サービスセンターにお問い合わせください。

テレフォンサービスセンター

(受付時間 24時間365日)

万一のときの事故受付をはじめ、商品や営業サービス、事故サービスへのご照会などをいつでもお気軽にご相談いただけるよう「テレフォンサービスセンター」を設置し、休日・夜間でも専門スタッフが対応しています。

(平成18年度受付件数 110 566件[うち苦情 2,034件])

お客さま相談室

(受付時間 平日 9:00~17:00)

本社のお客さま相談対応窓口として「お客さま相談室」を設置しています。お客さまからの各種商品内容やサービス内容へのご照会、当社の募集活動や事故対応等に係るご意見・ご要望、及び当社や当社代理店へのご不満に専門スタッフが対応しています。

(平成18年度受付件数 4,158件[うち苦情 750件])

ホームページ照会窓口

(http://www.nisshinfire.co.jp)

当社ホームページ上にもお客さまからのご照会窓口を設置し、商品やサービス、あるいは損害保険全般についてのご照会や、日新火災へのご意見を承っています。

お客さまアンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見をお聴きする取り組みとして、平成16年度から自動車保険のご契約者を対象に「お客さまアンケート」を実施しています。 平成18年度のアンケートは全国の自動車保険のご契約者の中から無作為に抽出した3,000名を対象に実施し、703名のお客さまからご回答をいただきました。

調査項目は「契約時における代理店の説明の評価」、「代理店に求める対応」、「日新火災に求めるサービス」、「自動車保険の選択基準」など全21項目にわたっています。

お客さまが「契約手続きの際に聞きたい説明内容」は、前年度と同様「契約に関する補償内容全般」がトップでした。実際に受けた説明への評価は、前年度のアンケート結果を受け、お客さまへのわかりやすい説明の実施に取り組んだ結果、「十分な説明・提案を受けた」、「ひととおりの説明・提案を受けた」と回答されたお客さまの合計ウエートは83.3%となり、前年度(77.8%)を上回る評価を得ることができました。

「代理店に求める能力」、「自動車保険選択の際、最も重視するもの」では、いずれも前年度と同様、「事故時の対応」が大きな割合を占めていますが、「豊富な知識」や「商品説明のわかりやすさ」、「お客さまにあった商品の提案力」、「商品内容(補償範囲)」など、商品に関わる内容が大きな割合を占めていることから、商品内容やご契約内容をわかりやすく説明した販売ツールや説明資料の開発・活用に努めてきました。

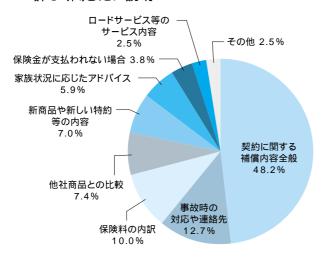
具体的には、「お客さまが求める代理店対応」を標準化した「お客さま信頼スタンダード」の定着、文字が大きく見やすい「インターネット約款」の提供、補償内容が一目でわかることで好評の「自動車保険ご契約内容確認マップ」に続く「火災保険ご契約内容確認マップ」の作成などに"お客さまの声"を反映しています。

P.13トピックス参照

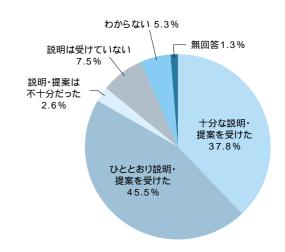
お客さまにご満足いただくために

平成18年度お客さまアンケートより

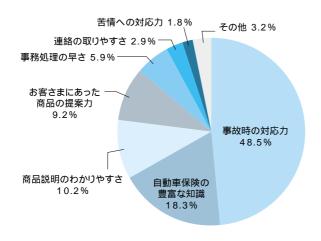
詳しく聞きたい説明



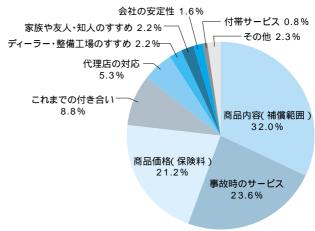
契約時における代理店の説明度合い



代理店に求める能力



自動車保険選択の際、最も重視するもの



お客さまからの苦情への対応

お客さまからの「苦情」とは

当社では、苦情を「お客さまから当社に申し立てられた当社に対するお客さまの不平・不満のうち、謝罪・改善・訂正・再処理等当社が業務上の責務としての対応を求められたもの」と定義し、幅広く受け止め、迅速かつ丁寧な対応を行うとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善に活かしています。

「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」を稼動させるなど、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を記録する取り組みを行っています。中でも苦情についてお客さまのご不満を幅広く受け止めるよう努めた結果、平成18年度の苦情受付状況は次ページの通りでした。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例などはホームページにも開示しています。

(当社ホームページ: http://www.nisshinfire.co.jp)

「お客さまの声(苦情)」の受付件数

	お客さまの声(苦情内容)	平成18年度合計
	満期案内の遅れや満期更改手続きに不備があったなど、更改手続きに関する声	351
	商品の説明が不十分だった、契約の意思確認に不備があったなど契約時の説明に関する声	422
商品·募集業務	保険料の計算に誤りがあった、保険料の引き落としに不備があったなど保険料計算・受領に関する声	60
	保険商品の内容や付帯サービスに関する声	7
	パンフレットがわかりづらいなど帳票類に関する声	20
	証券が届かない、証券の記載に誤りがあったなど証券に関する声	337
契約管理業務	ご契約内容の変更手続きが遅い、変更手続きに誤りがあったなどご契約の変更・手続きに関する声	612
	満期返れい金の支払いが遅いなど満期返れい金の支払いに関する声	14
/口际会士! 光羽	示談交渉時の説明が不十分だった、保険金額に納得がいかないなど損害認定や保険金額に関する声	844
保険金支払業務	事故担当社員からの連絡が遅い、事故担当社員の対応が悪いなど事故対応に関する声	1,054
接客態度・その他	接客態度や社員のマナー、誤FAXなど個人情報に関する声	309
	合計	4,030

(注)上記件数には、テレフォンサービスセンター、お客さま相談室での受付件数を含みます。

公平・中立な立場でお応えする機関のご紹介

(社)日本損害保険協会の損害保険調停委員会

日本損害保険協会では、そんがいほけん相談室において、 損害保険全般に関する相談や苦情を受け付けています。そんがいほけん相談室は、損害保険会社に苦情の解決を依頼する など、適正な解決に努めますが、当事者間で問題の解決がつ かない場合に対応するため、中立・公平な立場から調停を行う 損害保険調停委員会が設けられています。個人の方から苦情 の申立を受け、原則として2ヵ月を経過しても問題が解決しな い場合、苦情申立人の希望により損害保険調停委員会をご利 用いただけます。

詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。 (http://www.sonpo.or.jp)

(財)自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険[自賠責共済]の保険金[共済金]の支払いをめぐる紛争の、公正かつ的確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、(財)自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が自賠責保険[自賠責共済]の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険[自賠責共済]の保険金[共済金]の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご参照ください。

(http://www.jibai-adr.or.jp)

「お客さまの声」を施策に活かす取り組み

「お客さまの声」を施策に活かす体制づくり

お客さまからお寄せいただいた苦情やアンケートなどのご意見については、お客さまの声を施策に活かすための専任組織であるお客さまサービス部において一元管理し、苦情再発防止策を検討するとともに、苦情改善対策検討チームを中心に業務プロセスや商品等の改善など当社の施策に活かしていきます。

お客さまの声委員会

損害サービス部門における苦情への対応や保険金をお支払いできなかった事案の点検などを行うため「お客さまの声委員会」を本社及び各損害サービス部に設置し、適正かつ円滑な保険金支払いに努めています。

お客さまの声活用システム

「お客さまの声」や「代理店の声」、及びお客さまの 視点に立った社員からの提案である「社員の声」など を一元管理するために平成17年8月からお客さまの 声活用システムを稼動しています。受付情報及び対応 経過も全て一元管理され、閲覧が必要な社員がリアル タイムで情報共有することができます。

(平成18年度の入力総件数は、4931件)

苦情改善対策検討チーム

苦情をはじめとしたお客さまの声をもとに本社各部門が検討した改善策の点検・フォローを行うため、本社関連部門で構成する「苦情改善対策検討チーム」を設置しています。本チームの検討状況は、経営会議に報告し、経営として適切な審議・指示を行っています。

お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」をもとに実施した改善事例

お客さまの声(苦情、ご意見、ご要望)

改善事例

「約款が読みづらい、わかりやすくしてほしい」という声への改善策

自動車保険の約款の文字が小さくて読みづらい。 また保険の言葉が難しくてわからない。 インターネットのWeb画面上で"大きな文字"で読める「インターネット 約款」を開発しました。簡単な操作でお客さまのご契約にあった約款をお選びいただけます。保険約款以外にも、保険証券に記載されている内容を簡単にご説明した「保険証券ガイド」や、主な補償内容などをアニメと共に簡単にご説明した「シーン別簡単説明」などもご覧いただくことができます。

「保険商品の内容をわかりやすく」という声への改善策

火災保険の契約内容や補償範囲がわかりづらい。

ご好評をいただいている自動車保険の「ご契約内容確認マップ」に続いて、火災保険についてもご契約内容をイラストを使ってわかりやすく表示した「ご契約内容確認マップ」を作成し、満期契約のご案内時にお一人おひとりのオリジナルマップとしてご提供しています。また、火災保険の仕組みをアニメーションでわかりやすく解説した「見てわ・か・る火災保険」を作成し、DVDで配布するほかホームページにも掲載しています。

「休日・夜間でも専門家に事故対応してほしい」という声への改善策

事故は休日にも起こるのに、事故受付だけで専門社員の対応や連絡が休み明けになるのはおかしい。

休日及び夜間に受け付けた自動車事故については、翌営業日を待つ ことなく事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、 病院、整備工場との打ち合わせなどの初期対応を行う「安心サービス センター」を開設し、全国の事故に対応しています。

「自動車保険の料率クラスの仕組みを知りたい」という声への改善策

自動車保険を更改したら、料率クラスがアップ して保険料が上がった。料率クラス制度がわか る資料がほしい。 自動車保険の保険料の仕組みをわかりやすく解説した「自動車保険 『ノンフリート等級』と『料率クラス』のご案内」チラシを作成しました。

「保険証券の表示内容がわかりづらい」という声への改善策

自動車保険証券の表記内容がよくわからない。 年齢条件など記載の仕方が紛らわしい。 自動車保険の改定時にあわせ証券そのものをA3版に大型化するとともに、保険の対象者や特約等に関する表現をわかりやすく改めました。

「重要事項説明書を見やすくしてほしい」という声への改善策

重要事項説明書の文字が小さく、白地にブルー の文字で読みづらいので、見やすくしてほしい。 重要事項説明書を全面的に改定し、できる限りわかりやすい表示を工 夫するとともに、文字色のコントラストをはっきりさせ、見やすくしました。

「保険金請求書の書き方がわからない」という声への改善策

保険金請求書の支払指図欄の書き方を教えて ほしい。また、請求書に添付する書類がわかり づらい。 保険金請求書を大幅に改定し、書き方をわかりやすくしたほか、同封 書類が一目でわかるような工夫をしました。

商品・サービス について

保険のしくみ ―――――	44
個人向け保険商品	48
個人向けサービスーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	50
企業向け保険商品	52
企業向けサービス	53
新商品の開発状況(主な料率改定)	54

保険のしくみ

損害保険のしくみ

損害保険とは、同じ種類の経済上の危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を出しあって、万一事故に遭った場合に、その損害に対して一定の基準による給付(保険金)を受ける相互扶助制度です。その幅広い普及により、個人や企業などを様々な危険や災害から守り、個人生活や企業の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

保険料率

「保険料率」は保険の価格のもとになる数値であり、 保険金の支払原資に相当する「純保険料率」と、保険 会社の事業運営のコストに相当する「付加保険料率」 があります。

保険の販売価格に相当するものは「営業保険料率」で、「純保険料率」と「付加保険料率」をもとに算出されたものです。

「純保険料率」には、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された「損害保険料率算出機構」が算出し参考値として各損害保険会社に提供される「参考純率」と、各損害保険会社が独自に算出する「純保険料率」があります。各損害保険会社はこれに自社で算出した「付加保険料率」を加えて「営業保険料率」を算出し、保険業法の規定に基づき、各社ごとに金融庁に認可または届出の手続きを行っています。

なお、公共性がより高い地震保険並びに自動車損害 賠償責任保険は、「損害保険料率算出機構」がそれぞ れ「営業保険料率(基準料率)」の算出を行うとともに、 金融庁への届出の手続きを行っています。

約款

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。「約款」には保険種類ごとに「普通保険約款」と「特別約款」、「特約条項」があり、保険会社が作成し、金融庁に届出あるいは認可を取得しているものです。

具体的には「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない場合」、「保険金のお支払いの基準」などの保険の効力に関する事項や、「お客さまからご通知・告知いただく事項」、「保険契約の解約・解除・無効の場合」などの保険契約の維持管理に関する事項等について、ご契約者・被保険者と保険会社の双方の権利・義務を定め、双方を拘束するものとなっています。

保険料の収受、請求・返還

保険料は保険契約締結と同時にその全額を領収することが原則となっており、保険種類によっては各種の特約条項を付帯することで、分割払を利用することができます。

また、保険契約が締結されても、特に約定がある場合を除き、保険料あるいは分割払保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金が支払われないことが、保険約款に定められています。

保険期間中に生じた、お客さまのお申し出による保険契約の条件変更やお客さまのご都合による解約、保険会社が行う解除・無効などの場合は、約款の定めの他、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を請求または返還することとしています。なお、所定の計算式については、金融庁に届出・認可を取得した各種の書類をもとに保険会社が定めたものとなっています。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定めた満期返れい金が保険契約の満期時にご契約者に支払われます。加えて、保険期間中の運用利回りがあらかじめ予定した利率を上回った場合には、契約者配当金が支払われます。

再保険

当社では保険契約の引受にあたり、当社自らが保有するあらかじめ定めた額を超過するリスクについて国内外の保険会社に転嫁(出再)するとともに、他の保険会社が引き受けた契約に係るリスクの引受(受再)を行うことで、ポートフォリオを分散し事業成績の安定化に努めています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」と言います。

1.保有・出再の一般的な方針

保有及び出再の一般的な方針はリスクの特性に応じて策定しています。

地震や台風などの自然災害の集積リスクについては、 定量的な評価に努めるとともに、同一年度内に、関東 大震災規模の地震災害及び伊勢湾台風規模の台風災 害が発生しても経営の安定が保てるよう、異常危険準 備金の残高等を考慮しながら慎重に保有並びに出再 方針を定めています。

保有額を超過するリスクについては、再保険プログラムを適切に組み合わせリスク転嫁を図るとともに、 効率的かつ安定的な再保険カバーとなるよう努めています。

火災保険や自動車保険等における通常リスクについては、リスクの内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等を十分に考慮し、発生頻度の低い大口事故に際しても損害率が単年度で大きく変動することがないよう保有と出再方針を定め、保有額を超過するリスクについては適切な再保険カバーによりリスク転嫁を図るとともに、安定した再保険カバーとなるよう努めています。

なお、再保険は極めて専門性が高く国際的な取引であるため、基本的に海外の再保険市場に精通した複数の再保険プローカーを介して行うことで、妥当性、安全性の確保に努めています。

また、出再先である再保険者の選定にあたっては、 確実な再保険金回収を期するため、外部格付機関による一定以上の格付けを有する再保険者とするとともに、 特定の再保険者に過度のリスクが偏らないよう管理を 行っています。さらに、出再後も常時再保険者の格付 けの変動に留意し、支払能力に不安が生じた際には速 やかに適切な対応を行うように努めています。

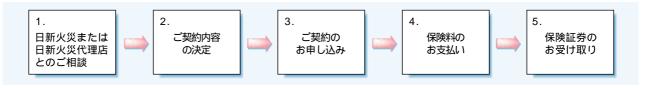
2.受再の一般的な方針

受再の引受にあたっては、個々のリスクの把握が難 しく、成績の変動が激しいことから慎重な引受を行っ ています。

引受に際しては、引受条件・責任額・成績等を十分精査し、地理的分散やリスクの集積をも考慮して優良な案件を選択することで、当社保有リスクの分散化を図っています。なお、一般的にリスクが高いとされる再保険代理店を通じた引受や米国の賠償責任保険のみの引受は行っていません。

また、引受後も成績動向やリスク状況の変化について監視・検証を行い、引受方針の見直しを定期的に行っています。

保険のしくみ(ご契約の流れ)



1.日新火災または日新火災代理店とのご相談

損害保険の契約は、 代理店による募集、 保険仲立人(保険ブローカー)の媒介による保険会社の直接引受、 保険会社の役職員による直接の募集、のいずれかの方法によりご契約いただいています。

当社が取り扱っている保険商品のほとんどは「 代理店による募集」であり、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店が、当社の代理人としてお客さまとの保険契約の締結にあたっています。

2.ご契約内容の決定

ご契約内容をご確認ください

損害保険は目に見えない商品であり、契約の内容は「約款」(普通保険約款・特別約款・特約条項)により定められています。ご契約前にはこれらをよくお読みいただき、 当社代理店・社員から十分な説明をお受けください。

適切な保険金額でご契約ください

保険契約は、保険事故によって被った損害を保険金で補うことを目的としていますので、適切な保険金額でご契約いただくことが重要です。例えば、火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物などの評価額を超過した保険金額でご契約になっても、超過部分の保険金はお支払いできません。また、評価額を下回るご契約の場合も「一部保険」となり、十分な補償が受けられないことがあります。

3.ご契約のお申し込み

「ご契約内容確認書」にご記入ください

保険契約がお客さまのご希望に沿った内容になっているか、お客さまに適切なご契約を適正な保険料でご提供できているかをご確認いただくために、平成19年4月よりご契約内容確認の取り組みを行っています。

ご契約のお申し込み時に、「ご契約内容確認書」にて保険料の決定や保険金のお支払いなどに関わる重要な項目についてご確認いただき、ご記入のうえご提出ください。

申込書は正しくご記入ください

保険契約は、ご契約者による契約のお申し込みと保 険会社による承諾という双方の合意により成立し、申 込書に記載された事項がご契約者と当社の双方を拘 束するものとなります。

したがって、申込書の記載内容が事実と異なる場合、 保険金をお支払いできないことがありますのでご注意 ください。

4.保険料のお支払い

保険料はご契約と同時にお支払いください

保険料は、ご契約と同時に全額(分割払の場合は初回保険料)を現金または小切手(クレジットカードやデビットカードは除くでお支払いください。その際には、保険料受領の証として当社所定の保険料領収証を発行します。

保険料または分割保険料を領収する前に生じた事故による損害に対しては、特に約定がある場合を除き、 保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

あらかじめ取り決めをすることにより、クレジットカード、デビットカード、口座振替などにより、保険料をお支払いいただくことができる場合があります。

5.保険証券のお受け取り

保険証券の内容をご確認ください

保険契約後、ご契約の証として保険証券を発行しますので、内容をご確認のうえ大切に保管してください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

ご契約内容に変更が生じた時は、すぐにご連絡ください

ご契約後に保険証券に記載されている内容に変更 が生じたときは、直ちに当社代理店または当社にご連絡ください。

ご連絡をいただくまでの期間に生じた事故による損害については、保険金をお支払いできない場合があります。

保険証券はときどき見直してください

事故が起きた時、すでに保険期間が終了していたり、 ご契約内容の変更のご連絡を忘れていたということの ないよう、保険証券を定期的に見直し、保険期間や契 約内容をご確認いただくことをおすすめします。

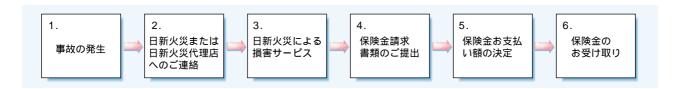
なお、ご契約内容は、全国の当社営業課支店にてご 照会いただけます。

クーリングオフについて

ご契約のお申し込み後であっても、「保険期間が1年を超える個人契約」で、かつ「お申し込み日または『クーリングオフ説明書』が交付された日のいずれか遅い日から起算して8日以内」であれば、書面によりお申し込みの撤回、またはご契約の解除(クーリングオフ)を行える場合があります(一部例外もあります)。

ご契約時には「クーリングオフ説明書」を必ずお受け取りください。

保険のしくみ(事故発生から保険金お受け取りまでの流れ)



不幸にしてお客さまが事故に遭われた場合、お客さまの立場になって、迅速で適切な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、平成11年10月にワークフローによる損害サービス業務支援システム「S(しんらい)ネット」を導入し、損害サービス業務の細部にまでわたる工程管理を強化しています。

1事故の発生

万一事故が発生したら、まず損害の拡大を防止し、 負傷者を救護してください。また同時に、警察署・消防 署などへ速やかにご通報ください。自動車事故の場合 は、相手方の住所・氏名・勤務先・保険会社などを確認 してください。

2 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、直ちに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(ご契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名などを伺います。

当社のテレフォンサービスセンターでは、夜間・休日を問わず、24時間体制で多様な事故対応サービスを 実施しています。

テレフォンサービスセンター **0120-25-747**

3 日新火災による損害サービス

当社の各サービスセンターで、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに保険料の入金状況・担保条件・特約条項等のご契約内容を確認します。

その後、当社の社員、関連会社のアジャスター(車両損害鑑定人)、日本損害保険協会に登録された鑑定人などが、事故物件・罹災現場の調査や修理業者・病院への照会など、様々な調査活動を行います。また、お客さまには進捗状況を節目節目にご連絡します。

なお、解決までの相手方との示談交渉は、お客さま とご相談の上、進めていきます。

4 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、 必要な書類を当社へご提出いただきます。

5 保険金お支払い額の決定

ご契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と交渉 し、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証などの資料 を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

6 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、安全で迅速な銀行あるいは 郵便貯金口座振込等をご指定いただきます。

[保険金のお支払いに必要な書類の例]

- ·保険金請求書
- ·修理費見積書
- ・事故車両の写真

個人向け保険商品

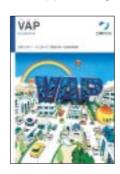
当社は、お客さまのニーズに合った様々な商品をご用意しています。

くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせた サービス網で、カーライフに安心をお届けします。

VAP(総合自動車保険)

相手の方への賠償、ご自身とご 家族の補償やご契約のお車の 補償など、自動車保険の基本 的な補償から様々な費用まで、 お客さまのニーズに合わせて、 ピッタリのご契約条件をご提案 します。



アサンテ

お車の事故の際、リサイクル部品を使用して日新火災 が指定する優良工場で修理していただくことで、車両

ます。



保険料を10%割り引く環境配慮型自動車保険です。当社の指定工場で修理していただきますので、質の高い修理とご満足いただけるサービスをご提供でき

■住まいの保険■

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの 安心をお約束します。

生活大臣

日常生活における損害賠償、失火時のお隣への損害賠償など各種の特約をライフスタイルに合わせ、自由に設計することにより、「生活大臣」ひとつで日常生活の様々な損害を補償します。



LプランSuper

賃貸用のマンション・アパートにお住まいの方向けの家財専用火災保険です。火災や盗難などによる家財の損害を補償するほか、家主に対する賠償責任や修理費用、日常生活における第三者への賠償責任などもまとめて補償します。



からだの保険

お客さまご自身やご家族などの予測 できない事故や病気に対して、確か な補償をお届けします。

ジョイエ傷害保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガや、日常生活 上の賠償責任を補償します。ご契約の満期時には、満 期返れい金をお支払いします。



スポーツ・レジャーの保険

スポーツやレジャーの間の事故、用 品の損害を補償して、楽しい余暇を サポートします。

レジャーの保険

レジャー中の危険はもちろん、就業中を除く日常生活 を幅広く補償します。



商品ラインナップ(主要商品一覧)



くるまの保険

総合自動車保険(VAP)

家庭用自動車保険(HAP)

自動車運転者損害賠償責任保険(ドライバー保険)

自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

無事故円満(長期無事故払戻金特約付総合自動車保険)



住まいの保険

生活安全総合保険

(一般住宅用=生活大臣)

(マンション共用部分用)

(賃貸住宅ご入居者用 = LプランSuper)

住宅火災保険

住宅総合保険

団地保険

すまいの保険(住自在)

地震保険

個人賠償責任保険

セーフリーファイヤー

ボランティア活動保険

車いす利用者総合補償保険

積立生活総合保険

ジョイエ火災保険

からだの保険



普通傷害保険

家族傷害保険

総合補償保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

学生・生徒総合補償保険(こども総合保険)

自転車総合保険

所得補償保険

積立ファミリー交通傷害保険

積立家族·普通傷害保険

悠(積立普通傷害保険(個人賠償責任特約付)・

動産総合保険のセット商品)

積立女性保険

積立こども総合保険

積立いきいき生活傷害保険(プライムAA)

年金払積立傷害保険

ジョイエ傷害保険

ジョイエ傷害保険(レディースプラン、キッズプラン、

ファミリープラン、アクティブプラン)



スポーツ・レジャーの保険

海外旅行保険

国内旅行傷害保険

国内航空傷害保険

ゴルファー保険

レジャーの保険

ヨット・モーターボート総合保険

個人向けサービス

事故時のサービス

当社では、全国のサービスセンターで専門スタッフが丁寧な損害サービスを提供しています。また、テレフォンサービスセンター「サービス24」をはじめ、次の通り多様なサービスを展開しています。

サービス24

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の 受付及び事故相談など、様々なサービスをご提供して います。

ブリーダイヤル ジョ ナシナシ 00000120-25-7474



ドライビングサポート24

ロードサービス(レッカー急行、けん引、緊急軽修理、高速道路上でのガス欠時給油、脱輪・落輪引き上げ)を必要とするお客きまから「サービス24」にご連絡をいただいた場合、提携業者にお取り次ぎします(24時間・365日)。



無料ロードサービスの対象車種は下記の通りです。

- ・人身傷害補償保険付きのご契約車両
- ・無事故円満のご契約車両
- ・アサンテ(旧 Eco-ひいき)のご契約車両
- ・HAPのご契約車両
- ・すべてのフリートご契約車両

自動車事故 休日急行サービス

休日に「サービス24」で受け付けた自動車事故の うち、相手方が死亡・入院された事故で、お客さまが訪 問によるアドバイスを希望された場合、お客さまを訪 問し、今後の事故解決の流れをご説明します。

東京・名古屋・大阪地区の13都府県にて実施中

火災・漏水事故 休日急行サービス

休日に「サービス24」で受け付けた火災・水漏れ事故について、専門のスタッフが現場へと急行し、事故対応をします。

首都圏・名古屋・京阪神・札幌・仙台・広島・九州地区(沖縄を除く)にて実施中

すまいのサポート24

生活安全総合保険(生活大臣・LプランSuper)をご契約のお客さまが、トイレ・台所等の給配水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けを必要とした場合、「サービス24」にご連絡をいただければ、提携業者に無料でお取り次ぎします(24時間・365日)。



日新火災デジカメセンター

全国の修理工場よりフリーダイヤルで送られる事故 車両の写真画像を受信します(24時間・365日)。受 信した画像は「社内ネットワーク」により、送信された 修理工場の最寄りのサービスセンターに転送され、ア ジャスター(車両損害鑑定人)が損害額を協定します。 土日祝休日には、安心サービスセンターに駐在してい るアジャスターが担当します。

安心サービスセンター

夜間・休日など当社の営業時間外に受け付けた自動車事故については、翌営業日を待つことなく「安心サービスセンター」にて専門家による初期対応を行っています。

安心サービスセンターでは、夜間・休日に事故のご連絡をいただいた事案について、事故対応の専門家が、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡を始め、事故後のアドバイスや保険適用の判断、修理工場・病院との打ち合わせ、代車の手配などの初期対応を迅速に行っています。

その他のサービス

入院事故クイックサービス

事故受付日から3営業日以内にお客さまと相手方に対して面談を行い、お客さまの不安を取り除きます。

ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目で、 お電話による経過等のご連絡を行っています。

ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(ご契約者・当事者) とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応 から解決までの流れをご説明します。お客さま に担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関す る不明な部分をご説明することによってお客さ まの不安を取り除きます。

リターンコール

ご安心コール後、相手方・修理業者・病院等との 打ち合わせ内容を迅速にご報告します。

経過コール

進捗状況を節目節目でご報告します。

解決コール

事故が解決(示談完了)したことを、いち早くお客さまにご報告します。また、確定した支払保険金額についてもお知らせします。

事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・ハガキ等により、お客さま及び関係者の 方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしてい ます。

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付センターを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスをご提供しています。

病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険の契約内容や保険金の ご請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

その他のアシスタンスサービス

- ・通訳の手配 ・弁護士の手配
- ・緊急帰国のための航空券の手配 等

医療相談サービス

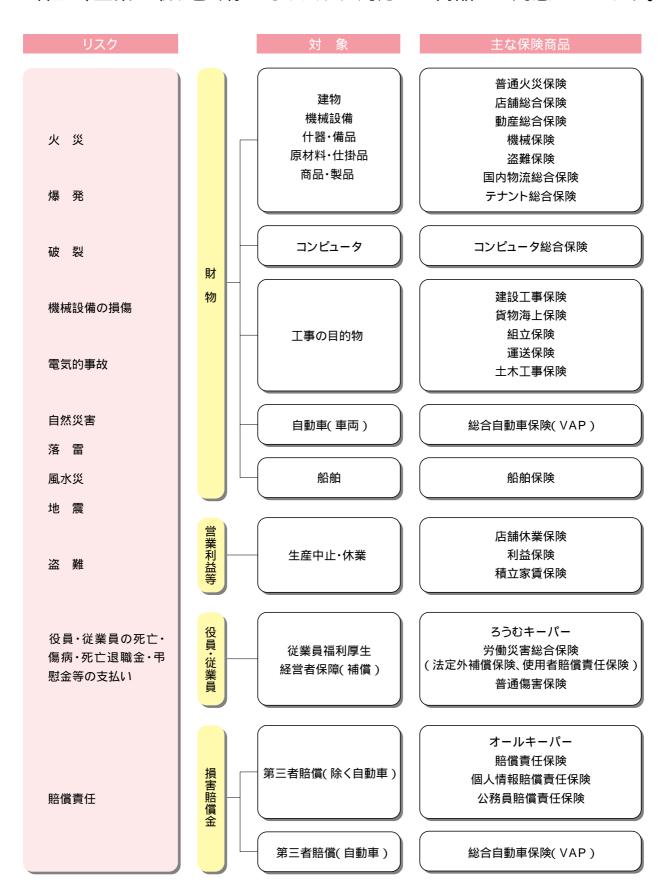
医療のサポート24

医療に関する様々なご質問について、専門スタッフが24時間・365日フリーダイヤルにてご相談に応じます。ジョイエ医療保険をご契約のお客さまとそのご家族であれば、いつでも本サービスをご利用いただけます。

- ・突然の病気やケガへの対処方法についての救急専 門医によるアドバイス
- ・日ごろのお体の不調やお悩みに関するご相談
- ・夜間・休日の救急医療機関、旅先での最寄りの医療 機関のご案内 等

企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻く様々なリスクに対応した商品をご用意しています。



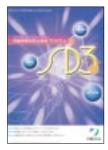
企業向けサービス

企業や個人を取り巻く様々なリスクに対し、各リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極め、費用対効果を考えた 適切な対策をご提案します。

自動車防災サービス

自動車事故防止総合プログラム「SD3」

企業や団体における交通事故防止対策強化のため、安全運転者(Safe Driver)を育成し、企業の自己防衛力(Self Defense)を「3つのステップ」で強化する自動車事故防止のためのサポートツール「SD3」をご提供しています。自動車事故防止のための様々



な情報やサービスを、幅広く、きめ細かく、わかりやす くお客さま企業に提供し、お客さまの事故防止対策が 効果をあげるようサポートを行っています。

< SD3の概要>

【ステップ1】交通事故防止対策をご紹介

42項目の一般的な自動車事故防止対策の中から、お客さまが現在実施していない対策や、思うように効果のあがっていない取り組みなど、ご関心のある対策をチェックしていただきます。

【ステップ2】成功企業による取り組み事例をご紹介 事故防止の効果をあげた企業の事例をご紹介すること で、具体的な成功ノウハウのヒントをつかんでいただき ます。

【ステップ3】事故防止サポートサービスをご紹介30種類のサポートサービスをご用意しており、効果的な自動車事故防止対策実施のために、ご関心のあるサービスをご利用いただきます。

各種診断サービス

防災診断サービス

火災・爆発や自然災害など、施設・ 設備にダメージを与え、企業活動 を阻害する恐れのあるリスクへ の対応状況を診断し、予防・軽減 対策等をご提案します。



リスク診断サービス

アンケートへのご回答をもとにリスクマネジメント 診断を行い、リスク分類に応じた対策等をご提案します。 < 法人向けサービス >

- ・情報リスク診断 ・危機管理体制診断
- ・コンプライアンス体制診断 ・雷リスク診断
- ・瞬低・停電リスク診断 ・土壌汚染リスク診断
- ・中小企業・法人向けリスク診断
- <個人向けサービス>
- ・らくらくファミリーリスクマネジメント診断

火災保険物件調査サービス

企業のビルや工場等について、適切な保険金額をお決めいただくために、建物・機械等を調査・評価します。また、建物ごとの適正な保険料率と割引適用が可能かどうかを調査し、合理的な契約方式も含め、適切な火災保険契約をご提案します。

賠償リスク診断サービス

社会の変化や法制化等を背景として、企業活動にダメージを与える賠償リスクへの対応状況診断や予防軽減策をご提案します。

- ・PL(生産物賠償責任)防災サービス
- ・個人情報保護支援サービス

リスクマネジメント情報の提供

「Safety Information」の発行

情報ネットワークの拡大、技術の高度化、社会環境の変化等により、企業リスクはますます多様化・巨大化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」では、リスクから企業をどう守っていくのか、そのヒントとなる最新情報を様々な角度から取り上げてお届けしています。



防災資料の作成

火災・爆発、交通災害、傷害・賠償事故などの各種リスクに対する事故例や、防災対策に関する資料を、お客さまのご依頼に応じて作成し、ご提供します。

新商品の開発状況(主な料率改定)

最近の新商品開発と約款・料率の改定

年 月	事項
平成	
12年(2000年) 2月	「車両新価保険」発売
2月	「介護·福祉事業者補償制度」発売
2月	「デビットカード盗難保険」発売
4月	介護費用保険約款改定
6月	自動車保険「等級プロテクト特約」、「子供
	運転特約」、「臨時運転者特約」発売
6月	指定居宅介護支援事業者・指定居宅サー
	ビス事業者賠償責任保険を「介護総合賠
	償責任保険」に改定
7月	交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、
	国内旅行傷害保険料率改定
7月	「商売安心」(新テナント総合保険)発売
8月	「公務員賠償責任保険」発売
10月	「食品総合保険」発売
10月	「ホールインワン懸賞金保険」発売
13年(2001年)1月	自動車保険フリート制度改定
3月	自動車保険「ノンフリート多数割引」創設
3月	「無事故円満」(長期無事故払戻金特約付
	総合自動車保険)発売
3月	「バスジャック対応費用保険」発売
4月	「生活大臣」(生活安全総合保険)発売
4月	「学生・生徒総合補償保険」(こども総合保険)
	発売
5月	「共済等運営費用保険」(フーリガン被害共
	済制度運営費用保険 等)発売
6月	普通傷害保険「企業·事業者等包括付保契
	約特約」発売
7月	「がん保険」発売
9月	自動車保険フリートの特約自由方式の実施
10月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
10月	プライムAA「100・30・mini」発売
10月	傷害保険付帯「医療基本特約」「がん基本
	特約」発売
11月	火災保険「リスクサーベイ割引」導入
14年(2002年)1月	「PCプロテクション」(コンピュータ総合保険)
	発売

年 月	事項
14年(2002年)1月	「学費免除費用保険」発売
2月	「コミュニティ活動補償制度費用保険」発売
3月	銀行窓販用商品の一般代理店での販売開始
6月	「無事故円満」(長期無事故払戻金特約付
	総合自動車保険)改定
7月	「オールキーパー(企業総合賠償責任保険)
	発売
11月	リサイクル部品・指定修理工場入庫条件付自
	動車保険「Eco-ひいき (現 アサンテ)発売
11月	「39Harvest」(積立普通傷害保険)
	「39Harvest Smile」(新積立女性保険)発売
15年(2003年)4月	「ろうむキーパー」(企業向け傷害保険)発売
4月	「すまいの保険・住自在」(住宅ローン利用者
	向け火災保険)発売
5月	建設工事保険の改定
7月	「HAP」(家庭用自動車保険)発売
8月	「住宅ローン利用者等長期火災保険」を改定、
	「いえすまいホーム」に名称変更
16年(2004年)2月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
2月	火災保険工場物件料率改定
4月	「レジャーの保険」発売
5月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
10月	「LプランSuper」(生活安全総合保険)発売
10月	「HAP」(家庭用自動車保険)の改定
12月	「個人情報賠償責任保険」発売
17年(2005年)2月	自動車保険「ノンフリート多数割引」の改定
3月	「ジョイエ医療保険」(積立型医療保険)発売
6月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
18年(2006年)3月	「Eco-ひいき」を「アサンテ」に名称変更
3月	「海外旅行保険」発売
4月	「生活大臣」(生活安全総合保険)の改定
10月	「公務員賠償責任保険」の改定
19年(2007年)1月	「VAP」(総合自動車保険)の改定
1月	「HAP」(家庭用自動車保険)の改定
1月	建設工事保険の改定

業績データ

主要な業務の状況	56
経理の状況 ――――	68

主要な業務の状況

1 最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

			I		(単位:百万円)
年 度 項 目	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
正味収入保険料	149,067	149,422	144,962	144,620	144,711
(対前期増減率)	(2.83%)	(0.24%)	(2.98%)	(0.24%)	(0.06%)
経 常 収 益	193,492	182,724	183,689	172,776	169,908
(対前期増減率)	(3.45%)	(5.57%)	(0.53%)	(5.94%)	(1.66%)
保 険 引 受 利 益	7,692	6,122	1,793	2,496	6,789
(対前期増減率)	(%)	(20.41%)	(70.70%)	(239.21%)	(%)
経 常 利 益	4,849	8,819	5,254	5,359	652
(対前期増減率)	(%)	(81.85%)	(40.43%)	(2.01%)	(87.83%)
当期 純 利 益	2,317	3,010	2,659	2,943	423
(対前期増減率)	(%)	(29.93%)	(11.65%)	(10.68%)	(85.62%)
正味損害率	53.89%	53.88%	63.37%	59.05%	62.11%
正味事業費率	35.40%	35.14%	35.88%	36.50%	36.37%
利息及び配当金収入	6,952	6,398	6,694	7,692	8,545
(対前期増減率)	(11.45%)	(7.97%)	(4.62%)	(14.91%)	(11.09%)
運 用 資 産 利 回 り (インカム利回り)	1.64%	1.57%	1.70%	1.94%	2.13%
資産運用利回り (実現利回り)	0.58%	1.69%	1.94%	3.03%	2.97%
資本金 金 (発行済株式総数)	15,634 (189,157千株)	15,634 (189,157千株)	15,635 (189,159千株)	20,389 (212,696千株)	20,389 (210,320千株)
純 資 産 額	57,141	70,338	88,551	124,638	118,278
総 資 産 額	482,374	485,133	493,070	517,768	516,415
積立勘定として経理された資産額	143,211	127,159	114,969	105,585	100,101
責任準備金残高	347,226	343,446	331,739	330,829	332,566
貸 付 金 残 高	40,174	36,470	47,158	64,666	53,503
有 価 証 券 残 高	259,436	277,047	276,959	307,669	331,661
保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	846.0%	1,010.4%	1,110.9%	1,132.5%	1,012.6%
自己資本比率	11.85%	14.50%	17.96%	24.07%	22.90%
自己資本利益率(ROE)	3.87%	4.72%	3.35%	2.76%	0.35%
株 価 収 益 率(PER)	17.99倍	20.55 倍	24.72倍	35.81 倍	倍
配当性向	55.73%	39.41%	41.69%	51.15%	398.01%
従 業 員 数	2,261名	2,350名	2,493名	2,662名	2,741名

⁽注)1.保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率(ソルベンシー・マージン比率)の算出方法については、「P.67 5.ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

^{2.} 純資産額の算定にあたり、平成19年3月期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」、企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」、企業会計基準適用指針第8号を適用しています。

2 保険引受の状況

(1)保険料の推移

正味収入保険料

(単位:百万円)

	年	度	:	平成16年度			平成17年度			平成18年度	
種	目		金額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火		災	22,684	15.7	10.1	24,689	17.1	8.8	24,782	17.1	0.4
海		上	1,046	0.7	0.2	1,004	0.7	4.1	1,034	0.7	3.0
傷		害	11,229	7.8	1.7	10,931	7.6	2.7	10,903	7.5	0.3
自	動	車	76,986	53.1	2.1	76,015	52.5	1.3	76,162	52.6	0.2
自動	車損害賠	償責任	22,522	15.5	1.7	22,320	15.4	0.9	22,047	15.2	1.2
そ	の	他	10,493	7.2	4.0	9,658	6.7	8.0	9,781	6.8	1.3
台	ì	計	144,962	100.0	3.0	144,620	100.0	0.2	144,711	100.0	0.1

(注)正味収入保険料とは、元受及び受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

元受正味保険料(含む積立保険料)

(単位:百万円)

	年	度		平成16年度			平成17年度			平成18年度	
種	目		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火		災	31,203	18.5	2.2 %	31,832	19.4	2.0 %	30,872	19.0 %	3.0 %
海		上	948	0.6	1.7	897	0.5	5.4	954	0.6	6.3
傷		害	23,490	14.0	0.3	21,448	13.1	8.7	19,573	12.1	8.7
自	動	車	77,418	46.0	2.1	76,433	46.5	1.3	76,580	47.2	0.2
自動	車損害賠償	賞責任	24,306	14.4	1.6	23,527	14.3	3.2	23,892	14.7	1.6
そ	の	他	11,013	6.5	3.8	10,183	6.2	7.5	10,405	6.4	2.2
合		計	168,381	100.0	0.7	164,322	100.0	2.4	162,278	100.0	1.2
	€ 員 一 人 当 味保険料(含む積)		67		6.4	61		8.6	59		4.1

(注)1.元受正味保険料(含む積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返れい金及び元受その他返れい金を控除したものをいいます。 2.従業員一人当たり元受正味保険料(含む積立保険料)=元受正味保険料(含む積立保険料)÷従業員数

受再正味保険料

(単位:百万円)

	年	度		平成16年度			平成17年度			平成18年度	:
種	目		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火		災	1,385	7.2 %	64.9	2,049	10.4 %	47.9 %	3,003	14.9 %	46.5
海		上	297	1.5	12.8	289	1.5	3.0	250	1.2	13.3
傷		害	10	0.0	15.9	13	0.1	30.7	13	0.1	1.9
自	動	車	54	0.3	15.1	49	0.3	8.0	47	0.2	5.7
自動	車損害賠	音償責任	16,885	87.4	1.6	16,749	84.6	0.8	16,333	81.0	2.5
そ	Ø	他	690	3.6	23.1	618	3.1	10.4	511	2.5	17.3
合	ì	計	19,323	100.0	11.7	19,770	100.0	2.3	20,159	100.0	2.0

(注)受再正味保険料とは、受再保険料から受再解約返れい金及び受再その他返れい金を控除したものをいいます。

主要な業務の状況

支払再保険料

(単位:百万円)

	年	度	<u> </u>	平成16年度		:	平成17年度		:	平成18年度	
種	目		金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火		災	5,778	21.9	19.8	5,977	23.1 %	3.4 %	6,251	23.8	4.6
海		上	199	0.8	12.9	182	0.7	8.8	170	0.6	6.4
傷		害	144	0.5	10.3	145	0.6	0.8	133	0.5	8.3
自	動	車	486	1.8	4.7	467	1.8	3.8	465	1.8	0.6
自動	車損害賠	償責任	18,669	70.6	1.5	17,956	69.4	3.8	18,178	69.1	1.2
そ	Ø	他	1,152	4.4	18.5	1,143	4.4	0.7	1,114	4.2	2.6
슽	ì	計	26,431	100.0	3.5	25,873	100.0	2.1	26,313	100.0	1.7

⁽注)支払再保険料とは、再保険料から再保険返れい金及びその他再保険収入を控除したものをいいます。

[国内契約・海外契約別の収入保険料の割合]

X	分	年度分		平成16年度	平成17年度	平成18年度
国	国内契約		約	99.7%	99.4%	98.8%
海	外	契	約	0.3%	0.6%	1.2%

⁽注)上表は、収入保険料(元受正味保険料(除く収入積立保険料)と受再正味保険料の合計)について国内契約及び海外契約の割合を記載しています。

(2)解約返れい金

(単位:百万円)

種目	年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
火	災	1,798	2,075	1,643
海	上	48	50	43
傷	害	2,466	2,126	1,879
自	動 車	894	911	869
自動車拍	員害賠償責任	737	770	811
₹	の 他	442	409	294
合	計	6,388	6,342	5,541

⁽注)解約返れい金とは、元受解約返れい金、受再解約返れい金及び積立解約返れい金の合計額をいいます。

(3)保険引受利益

					(十四,口)111
種	年目	度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
火		災	5,729	4,100	5,613
海		上	252	59	201
傷		害	835	687	222
自	動	車	5,892	1,442	819
自動	車損害賠	償責任			
そ	Ø	他	543	466	780
合	ì	計	1,793	2,496	6,789

(4)保険金の推移

正味支払保険金

(単位:百万円)

	年 度 平成16年度			平成17年度			平成18年度				
種	目		金額	構成比	正 味 損害率	金 額	構成比	正 味 損害率	金額	構成比	正 味 損害率
火		災	16,690	19.7	76.3	10,068	12.9	42.7	13,095	15.9	54.8
海		上	490	0.6	50.2	562	0.7	59.5	441	0.5	46.4
傷		害	4,520	5.3	44.3	4,344	5.6	43.8	4,719	5.7	47.7
自	動	車	44,185	52.3	63.1	44,125	56.4	64.0	44,120	53.7	64.3
自動	車損害賠	償責任	12,250	14.5	60.1	14,207	18.2	69.4	14,770	18.0	72.8
そ	の	他	6,392	7.6	65.9	4,818	6.2	55.2	5,064	6.2	57.2
合		計	84,529	100.0	63.4	78,126	100.0	59.0	82,212	100.0	62.1

⁽注)1 正味支払保険金とは、元受及び受再契約の支払保険金から出再契約による回収再保険金を控除したものをいいます。

元受正味保険金

(単位:百万円)

	年 度 平成16年度		平成1	平成17年度		8年度		
種	目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火		災	20,559	22.5	10,375	12.9	12,695	15.2
海		上	286	0.3	373	0.5	345	0.4
傷		害	4,517	4.9	4,341	5.4	4,713	5.6
自	動	車	44,855	49.0	44,698	55.4	44,625	53.3
自動	車損害賠	償責任	15,859	17.3	16,024	19.9	16,238	19.4
そ	Ø	他	5,526	6.0	4,766	5.9	5,120	6.1
合	,	計	91,605	100.0	80,579	100.0	83,738	100.0

⁽注)元受正味保険金とは、元受保険金から元受保険金戻入を控除したものをいいます。

受再正味保険金

	年	度	平成1	6年度	平成17年度		平成18年度	
種	目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火		災	1,319	8.8	1,380	8.4	1,341	8.1
海		上	287	1.9	242	1.5	183	1.1
傷		害	4	0.0	5	0.0	7	0.0
自	動	車	48	0.3	42	0.3	34	0.2
自動	車損害賠償	責任	12,250	82.0	14,207	86.8	14,770	89.7
そ	の	他	1,037	7.0	490	3.0	125	0.8
合		計	14,946	100.0	16,368	100.0	16,463	100.0

⁽注)受再正味保険金とは、受再保険金から受再保険金戻入を控除したものをいいます。

² 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷ 正味収入保険料

主要な業務の状況

回収再保険金

(単位:百万円)

	年	年 度 平成16年度 平成17年度		7年度	平成18年度			
種	目		金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
火		災	5,188	23.5	1,688	9.0	940	5.2
海		上	82	0.4	54	0.3	88	0.5
傷		害	0	0.0	1	0.0	1	0.0
自	動	車	718	3.3	615	3.3	539	3.0
自動	車損害賠	償責任	15,859	72.0	16,024	85.1	16,238	90.3
そ	の	他	172	0.8	437	2.3	181	1.0
合	ì	計	22,022	100.0	18,820	100.0	17,989	100.0

⁽注)回収再保険金とは、再保険金から再保険金割戻を控除したものをいいます。

[未収再保険金の推移]

(単位:百万円)

区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
年 度 開 始 時 の 未 収 再 保 険 金	337	2,140	321
当該年度に回収できる事由が発生した額	5,353	2,189	1,684
当 該 年 度 回 収 等	3,549	4,009	1,061
年度末の未収再保険金 = + -	2,140	321	944

⁽注)地震保険・自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いています。

(5)積立保険(貯蓄型保険)の契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、保険期間が終了し満期を迎えたご契約者に対して、満期返れい金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いします(運用利回りが予定の利回りを超えなかった場合、契約者配当金はお支払いしません)。

従いまして契約者配当金は毎月変動しますが、平成18年6月及び平成19年6月に満期を迎えた積立ファミリー交通傷害 保険のご契約に対してお支払いした契約者配当金は以下のとおりです。

〔満期返れい金100万円の例〕

払込方法 満期月 及び保険期間		一時払契約	年払契約	半年払契約	月払契約	団体扱契約
	3 年	0円	0円	0円	0円	0円
平成18年6月	5 年	0円	0円	0円	0円	0円
	10 年	0円	0円	0円	0円	0円
	3 年	0円	0円	0円	0円	0円
平成19年6月	5 年	0円	0円	0円	0円	0円
	10 年	0円	0円	0円	0円	0円

(6)正味損害率、正味事業費率及びその合算率

	年	度		平成17年度		平成18年度		
種	目		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火		災	42.7 %	46.2	89.0 %	54.8	45.5	100.2 %
海		上	59.5	41.2	100.7	46.4	41.6	88.0
傷		害	43.8	49.2	93.0	47.7	48.7	96.4
自	動	車	64.0	34.6	98.6	64.3	34.5	98.8
自動	車損害賠	償責任	69.4	19.6	89.0	72.8	20.1	92.9
そ	Ø	他	55.2	50.6	105.7	57.2	50.5	107.7
合		計	59.0	36.5	95.5	62.1	36.4	98.5

- (注)1.正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料
 - 2.正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び一般管理費+諸手数料及び集金費)÷正味収入保険料
 - 3.合算率=正味損害率+正味事業費率

(7) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

		年 度		平成17年度 平成18年度				
種	目		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火		災	56.4 %	49.2 %	105.6 %	64.1 %	47.4 %	111.6 %
海		上	68.4	35.6	104.0	29.9	36.2	66.1
傷		害	44.1	48.5	92.5	48.6	48.1	96.7
(=	5 5 医	療)				(3.8)		
(-	うちか	、ん)				(62.4)		
自	動	車	63.8	34.3	98.1	66.9	34.3	101.2
そ	の	他	47.0	43.5	90.5	50.4	46.1	96.5
(>	ち介護	費用)				()		
合		計	59.1	39.3	98.4	62.9	39.2	102.1

- (注)1.地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 - 2.発生損害率 = (出再控除前の発生損害額+損害調査費)÷ 出再控除前の既経過保険料
 - 3.事業費率 = (保険引受に係る営業費及び一般管理費+支払諸手数料及び集金費)÷出再控除前の既経過保険料
 - 4.合算率 = 発生損害率+事業費率
 - 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金+出再控除前の支払備金積増額
 - 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 出再控除前の未経過保険料積増額

主要な業務の状況

(8)事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車

(単位:百万円)

累計保険金

支払備金

	事故発生年度		平成18年度	Į.		
		金 額	比率	変 動		
累	事故発生年度末	42,678				
計 保 除	1年後					
金 +:	2年後					
累計保険金 + 支払備金	3年後					
金	4年後					
最終	最終損害見積り額		42,678			
累計保険金		30,017				
支払	備金	12,661				

傷害	傷害 (単位:百万円)						
	事故発生年度	平成18年度					
		金額	比率	変 動			
累	事故発生年度末	3,934					
計 保 除	1年後						
金 +	2年後						
累計保険金 + 支払備金	3年後						
金	4年後						
最終損害見積り額			3,934				

1,911 2,022

賠償責任

(単位:百万円)

	*****			- -				
	事故発生年度		平成18年度	Ž				
		金 額	比率	変 動				
累	事故発生年度末	2,727						
累計保険金 + 支払備金	1年後							
金 +	2年後							
支 払 備	3年後							
金	4年後							
最終	損害見積り額	2,727						
累計	保険金	1,392						
支払	備金		1,335					

- (注)1.国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 - 2.「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しますが、本表は平成 18年度からの開示であるため、該当数値はありません。
 - 3.「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しますが、本表は平成18 年度からの開示であるため、該当数値はありません。
 - 4. 本表は平成18年度からの開示であるため、「累計保険金+支払備金」の数値のうち網掛け部分については該当がありません。
 - 5. 傷害保険は、統計的見積法を導入していないことから、最終損害見積り額は、「累計保険金+支払備金」としています。

(9) 損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計算方法	増加する発生損害額 = 既経過保険料×1% 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発 生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 増加する異常危険準備金取崩額 = 正味支払保険金の増加を考慮した取崩額 - 決算時取崩額 経常利益の減少額 = 増加する発生損害額 - 増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	985百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 230百万円

(注)地震保険、自動車損害賠償責任保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の 取崩等により相殺しています。

(10)出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
平成18年度	56	43.8%
平成17年度	56	45.7%

⁽注)出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

(11)出再保険料の格付ごとの割合

格付区分	A-以上	BBB+ ~ BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合 計	
平成18年度	88.3%	6.5%	5.2%	100.0%	
平成17年度	83.5%	7.0%	9.5%	100.0%	

(注)特約再保険を出再している再保険者(プール出再を除く)を対象としています。

格付区分は、以下の方法により区分しています。

格付区分の方法

- 1 スタンダード・アンド・プアーズ社の格付けを使用しています。
- 2 スタンダード・アンド・プアーズ社の格付けを持たない場合は、エイ・エム・ベスト社、ムーディーズ社、フィッチ社の順で格付けの有無を確認し、利用できる格付けに読み替えて使用しています。
- 3 格付けの読み替えは以下のとおりです。

スタンダード・アンド・プアーズ	A-以上	BBB+ ~ BBB-	BB+以下
エイ・エム・ベスト	B+以上		B以下
ムーディーズ	A3以上	Baa1 ~ Baa3	Ba1以下
フィッチ	A-以上	BBB+ ~ BBB-	BB+以下

3 資産運用の状況

(1)総資産及び運用資産の推移

	年	度	म	成16年度末	₹	Σ	P成17年度	ŧ	ম	^Z 成18年度末	₹
区	分			構成比	増減率		構成比	増減率		構成比	増減率
総	資	産	493,070	100.0	1.6	517,768	100.0	5.0	516,415	100.0	0.3
運	用 資	産	431,478	87.5	2.7	466,750	90.1	8.2	466,254	90.3	0.1
,=	預 貯	金	58,107	11.8	14.9	52,220	10.1	10.1	38,224	7.4	26.8
運	コールロ・	- ン							7,000	1.4	
用資	買入金銭信	責権	12,561	2.5	31.5	5,950	1.1	52.6	608	0.1	89.8
産り	有 価 証 (うち株	券 式)	276,959 (93,962)	56.2 (19.1)	0.0 (6.3)	307,669 (132,516)	59.4 (25.6)	11.1 (41.0)	331,661 (123,987)	64.2 (24.0)	7.8 (6.4)
訳	貸 付	金	47,158	9.6	29.3	64,666	12.5	37.1	53,503	10.4	17.3
	土地・建	物	36,692	7.4	2.2	36,242	7.0	1.2	35,256	6.8	2.7

主要な業務の状況

(2)利息及び配当金収入と運用資産利回(パインカム利回り)の推移

(単位:百万円)

年度	平成1	6年度	平成1	7年度	平成1	8年度
区分		利回り		利回り		利回り
預 貯 金	54	0.10	64	0.12	74	0.17
コールローン					1	0.25
買入金銭債権	40	0.47	33	0.46	41	0.52
有 価 証 券 (うち株式)	5,462 (1,073)	2.18 (1.81)	6,295 (1,365)	2.64 (2.37)	6,849 (1,538)	2.77 (2.63)
貸 付 金	637	1.68	878	1.56	1,124	1.86
土地・建物	402	1.08	335	0.91	340	0.94
小計	6,597	1.70	7,606	1.94	8,430	2.13
そ の 他	96		85		114	
合 計	6,694		7,692		8,545	

⁽注)運用資産利回り(インカム利回り)…運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標。分子は運用 資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

(3)資産運用利回以実現利回り)

年 度		平成16年度			平成17年度			平成18年度	
区分	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	年利回り
預 貯 金	116	53,230	0.22	105	54,234	0.19	235	42,826	0.55
コールローン							1	397	0.25
買入金銭債権	40	8,554	0.47	33	7,271	0.46	41	7,943	0.53
有 価 証 券	6,396	251,012	2.55	10,130	238,496	4.25	9,816	247,554	3.97
(うち公社債)	(1,279)	(74,488)	(1.72)	(1,541)	(74,266)	(2.08)	(1,794)	(93,582)	(1.92)
(うち株式)	(3,051)	(59,418)	(5.13)	(4,014)	(57,526)	(6.98)	(4,090)	(58,461)	(7.00)
(うち外国証券)	(1,662)	(93,748)	(1.77)	(3,441)	(82,238)	(4.19)	(2,498)	(74,473)	(3.35)
(うちその他の証券)	(404)	(23,356)	(1.73)	(1,133)	(24,465)	(4.63)	(1,433)	(21,037)	(6.82)
貸 付 金	671	37,981	1.77	952	56,404	1.69	1,159	60,535	1.92
土 地 ・ 建 物	402	37,392	1.08	335	36,703	0.91	340	36,036	0.94
金融派生商品	188			285			52		
そ の 他	92			74			112		
合 計	7,530	388,171	1.94	11,917	393,111	3.03	11,759	395,294	2.97

- (注)資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標。
 - ・資産運用損益(実現ベース)=資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用±特別損益のうち資産運用関連損益
 - ・平均運用額(取得原価ベース)=取得原価又は償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均。ただし、買入金銭債権は日々残高の平均)

(4) 参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

年 度		平成16年度			平成17年度			平成18年度	
区分	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	年利回り
預 貯 金	116	53,230	0.22	105	54,324	0.19	235	42,826	0.55
コールローン							1	397	0.25
買入金銭債権	40	8,554	0.47	33	7,271	0.46	41	7,943	0.53
有 価 証 券	15,769	281,961	5.59	49,294	278,873	17.68	2,692	327,234	0.82
(うち公社債)	(1,396)	(76,927)	(1.82)	(1,472)	(76,822)	(1.92)	(2,182)	(96,070)	(2.27)
(うち株式)	(10,422)	(88,538)	(11.77)	(42,132)	(94,017)	(44.81)	(3,731)	(133,070)	(2.80)
(うち外国証券)	(3,424)	(92,757)	(3.69)	(2,980)	(83,064)	(3.59)	(3,255)	(74,977)	(4.34)
(うちその他の証券)	(525)	(23,738)	(2.21)	(2,708)	(24,968)	(10.85)	(986)	(23,115)	(4.27)
貸 付 金	671	37,981	1.77	952	56,404	1.69	1,159	60,535	1.92
土 地 ・ 建 物	402	37,392	1.08	335	36,703	0.91	340	36,036	0.94
金融派生商品	1,544			287			93		
そ の 他	92			74			112		
合 計	15,547	419,120	3.71	51,083	433,487	11.78	4,489	474,973	0.95

- (注)時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。
 - ・資産運用損益等(時価ベース)=(資産運用収益+積立保険料等運用益-資産運用費用±特別損益のうち資産運用関連損益) +(当期未評価差額(*)-前期未評価差額(*))+繰延ヘッジ損益増減
 - ・平均運用額(時価ベース)=取得原価又は償却原価による平均残高+その他有価証券に係る前期末評価差額(*)
 - + 売買目的有価証券に係る前期末評価損益
 - (*)税効果控除前の金額によっています。

(5)海外投融資残高の内訳と利回りの推移

	年 度	平成16	5年度末	平成1	7年度末	平成18	3年度末	
区	分		構成比		構成比		構成比	
外	外 国 公 社 債 外 国 株 式	26,981	% 30.6	19,834	% 25.5	19,691 25.5		
貨 建	その他	7,236	8.2	3,372	4.3	5,098	6.6	
	計	34,218	38.8	23,207	29.8	24,789	32.1	
	非居住者貸付	525	0.6	500	0.6	500	0.7	
円	外国公社債	26,465	30.0	19,359	24.9	22,219	28.7	
貨建	その他	27,046	30.6	34,781	44.7	29,807	38.6	
建	計	54,037	61.2	54,640	70.2	52,527	67.9	
	合 計	88,255	100.0	77,848	100.0	77,317	100.0	
,	インカム利回り	2.96%		3.6	67%	3.6	1%	
5	実現利回り	1.8	4%	4.2	20%	3.46%		
В	時価総合利回り	2.2	9%	3.6	60%	4.27%		

- (注)1.外貨建及び円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。
 - 2.インカム利回り... 利息・配当金収入から示す利回り
 - 3.実現利回り、時価総合利回り... P.64(3)及び上記(4)をご参照ください。

主要な業務の状況

(6)公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

	年 度	平成1	6年度	平成1	7年度	平成1	8年度
×	分		構成比		構成比		構成比
			%		%		%
公	国 債	541	36.9	333	24.6		
社	地 方 債						
質	公社・公団債	14	1.0	15	1.1	11	69.1
限	小 計	556	37.9	349	25.7	11	69.1
貸	公 共 団 体						
^貝 付	公社・公団	911	62.1	1,009	74.3	5	30.9
ניו	小 計	911	62.1	1,009	74.3	5	30.9
	合 計	1,467	100.0	1,358	100.0	16	100.0

(7)各種ローン金利

(単位:%)

貸	出	の	種	類						利		率					
	一般貸付標準金利平 (長期プライムレート)成	金利	平成17年 4月1日	平成17年 4月8日	平成17年 5月10日	平成17年 6月10日		平成17年 8月10日	平成17年 9月9日		平成17年 11月10日	平成17年 12月9日	平成18年 1月11日	平成18年 2月10日	平成18年 3月10日		
成		- ト)	1.65	1.55	1.50	1.45		1.60	1.55	1.80	1.90	1.85	1.80	2.00	2.10		
17 年 度	消	費者		- ン	平成17年 4月1日			平成17年 6月6日						平成17年 12月5日			
	mgan /		5.46			5.41						5.31					
		设貸付			平成18年 4月1日	平成18年 4月11日	平成18年 5月10日	平成18年 6月9日	平成18年 7月11日	平成18年 8月10日	平成18年 9月8日		平成18年 11月10日	平成18年 12月8日	平成19年 1月10日	平成19年 2月9日	平成19年 3月9日
平成	(長	朝プラ・	イムレ・	- ト)	2.10	2.45	2.50	2.45	2.65	2.50	2.30	2.35	2.30	2.35	2.40	2.30	2.20
18 年 度	18 年	- ン	平成18年 4月1日			平成18年 6月5日						平成18年 12月5日					
					5.31			5.86						6.06			

(8)公共債窓販状況

該当ありません。

4 特別勘定に関する指標

- (1)特別勘定資産残高 該当ありません。
- (2)特別勘定資産 該当ありません。
- (3)特別勘定の運用収支 該当ありません。

5 ソルベンシー・マージン比率

(単位:百万円)

			(単位:白万円
年 度 区 分	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
(A)ソルベンシー・マージン総額	177,496	226,596	222,374
資本の部合計(社外流出予定額、繰延資産及び その他有価証券評価差額金を除く)	61,424	72,150	
純資産の部合計(社外流出予定額、繰延資産及び評価・換算差額等を除く)			70,834
価格変動準備金	2,876	3,272	3,686
異常危険準備金	61,881	64,310	66,079
一般貸倒引当金	174	232	182
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	36,420	71,667	65,255
土地の含み損益	2,126	2,371	92
負債性資本調達手段等			
控除項目			
その他	16,845	17,333	16,428
(B) リスクの合計額 $\sqrt{R_1^2 + (R_2 + R_3)^2} + R_4 + R_5$	31,955	40,017	43,921
一般保険リスク(R ₁)	7,710	7,744	8,177
予定利率リスク(R ₂)	187	180	175
資産運用リスク(R ₃)	14,150	18,188	18,222
経営管理リスク(R ₄)	739	905	987
巨大災害リスク(R _s)	14,935	19,177	22,799
(C)ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100	1,110.9%	1,132.5%	1,012.6%

⁽注)上記の金額及び数値は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。 なお、当期から保険業法施行規則等の改正によりソルベンシー・マージン比率の算出方法が変更されています。このため、前期と当期 の数値はそれぞれ異なる基準によって算出しています。

ソルベンシー・マージン比率とは

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返れい金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。この「通常の予測を超える危険」に対して「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(上記の表(C))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。

保険引受上の危険:保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を(一般保険リスク) 除く)

予定利率上の危険:積立保険について、実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し (予定利率リスク) 得る危険

資産運用上の危険:保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等 (資産運用リスク)

経営管理上の危険:業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記 ~ 及び 以外のもの (経営管理リスク)

巨大災害に係る危険:通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険(巨大災害リスク)

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余カ」とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)土地の含み損益の一部等の総額です。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に経営の健全性を判断するために活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、平成18年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、あらた監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。平成17年度の貸借対照表、損益計算書等について、旧「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、中央青山監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

当社は、平成17年度の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書について、証券取引法第193条の2の規定に基づき、中央青山監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

1 計算書類

(1)貸借対照表

年 度	平成17年 (平成18年3月31		平成18年 (平成19年3月31)		比較増減
科目	金額	構成比	金額	構成比	LU+X-11/1%
(資産の部)		%		%	
現金及び預貯金	52,373	10.12	38,364	7.43	14,008
現 金	153	10.12	140	7.40	14,000
預 貯 金	52,220		38,224		
コールコーン	02,220		7,000	1.36	7,000
買入金銭債権	5,950	1.15	608	0.12	5,342
有 価 証 券	307,669	59.42	331,661	64.22	23,991
国	21,096		35,047	-	,,,,,
,	1,107		754		
社 往 債	50,954		72,557		
株式	132,516		123,987		
外 国 証 券	76,290		76,123		
その他の証券	25,704		23,191		
貸 付 金	64,666	12.49	53,503	10.36	11,163
保険約款貸付	772		764		
一 般 貸 付	63,893		52,738		
不動産及び動産	38,088	7.36			
土 地	20,670				
建物	15,572				
動產	1,846				
有 形 固 定 資 産			36,927	7.15	
土 地			20,494		
建物			14,761		
その他の有形固定資産			1,671		
無形固定資産			112	0.02	
その他資産	44,440	8.58	38,706	7.50	5,733
未 収 保 険 料	37		24		
代 理 店 貸	8,940		8,667		
共同保険貸	390		401		
再保険貸	6,037		5,979		
外国再保険貸	1,434		1,956		
未 収 金	8,894		2,044		
未収収益	451		738		
預託金	1,395		1,206		
地震保険預託金	8,988		9,541		
仮 払 金	4,091		4,267		
金融派生商品操延へッジ損失	135 690		59		
に			3,820		
その他の真座 繰延税金資産	2,952 5,225	1.01	3,820 10,497	2.03	5,272
除 処 枕 並 貝 煌 貸 倒 引 当 金	646	0.13	967	0.19	321
資産の部合計	517,768	100.00	516,415	100.00	1,353

					(単位:百万円
年 度		平成17年度 (平成18年3月31日現在)		平成18年度 (平成19年3月31日現在)	
科目	金 額	構成比	金額	構成比	比較増減
(負債の部)		%		%	
保険契約準備金	372,597	71.96	377,134	73.03	4,536
支 払 備 金	41,767	7	44,567	75.55	.,000
責任準備金	330,829		332,566		
その他負債	14,067	2.72	14,254	2.76	186
共 同 保 険 借	551		576		
再 保 険 借	5,826		5,918		
外 国 再 保 険 借	870		650		
未払法人税等	1,636		1,310		
預り金	531		555		
前 受 収 益	52		35		
未 払 金	1,145		1,743		
仮 受 金	3,278		3,415		
金融派生商品	115		46		
操延ヘッジ利益	56				
その他の負債	2		2		
退職給付引当金	2,508	0.49	2,309	0.45	199
賞 与 引 当 金	685	0.13	752	0.15	67
特 別 法 上 の 準 備 金	3,272	0.63	3,686	0.71	414
一	3,272		3,686		
負債の部合計	393,130	75.93	398,136	77.10	5,006
	000,100	75.55	000,100	77.10	3,000
(資本の部)	20.200	2.04			
資 本 資 本 剰 余 金 金	20,389	3.94			
	16,502	3.19			
資本準備金 その他資本剰余金	12,620				
利益剰余金	3,882	7.31			
利益料 ボ 並 利益準備金	37,868 5,235	7.31			
日	28,137				
	20,340				
配当引当積立金	6,000				
不動産圧縮積立金	1,596				
不動產圧縮特別勘定積立金	200				
当期未処分利益	4,495				
(当期純利益)	(2,943)				
株式等評価差額金	50,804	9.81	,		
自 己 株 式	927	0.18			
資本の部合計	124,638	24.07			
負債及び資本の部合計	517,768	100.00			
(純資産の部)					
上 一 本 金			20,389	3.95	
資本剰余金			15,518	3.01	
資本準備金			12,620		
その他資本剰余金			2,898		
利 益 剰 余 金			36,608	7.09	
利益準備金			5,635		
その他利益剰余金			30,973		
特別準備金			20,840		
配当引当積立金			6,300		
不動産圧縮積立金			1,742		
繰越利益剰余金			2,090		
株 主 資 本 合 計			72,516	14.04	
その他有価証券評価差額金			46,259	8.96	
操延へッジ損益			497	0.10	
評価・換算差額等合計		1	45,761	8.86	
純 資 産 の 部 合 計			118,278	22.90	
負債及び純資産の部合計			516,415	100.00	

経理の状況

平成18年度の注記事項

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりです。
 - (1)子会社株式、子法人等株式及び関連法人等株式の評価は、移動平均法に基づく原価法により行っています。
 - (2)その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っています。 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - (3)その他有価証券のうち時価のないものの評価は、移動平均法に基づく原価法又は償却原価法により行っています。
- 2. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- 3 . 有形固定資産の減価償却は定率法により行っています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)については、定額法により行っています。
- 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
- 5.貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。 破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質 的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められ る額等を控除し、その残額を計上しています。

今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しています。また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理することと しています。

上記のほか、役員の退職慰労金に備えるため、内規に基づく当期末の要支給額315百万円を退職給付引当金に含めて計上しています。

- 7. 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しています。
- 8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。 (表示方法の変更)

会社計算規則第147条により、当期より、価格変動準備金を「特別法上の準備金」の内訳として表示しています。

- 9.消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 10.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。
- 11.外貨建債券に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引については、繰延ヘッジ処理および振当処理を行っています。なお、繰延ヘッジ処理については、原則としてヘッジ開始時からヘッジ有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を定期的に比較し、両者の変動額等を基礎にしてヘッジ有効性を評価しています。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一である場合には、双方の間に高い相関性があるとみなし、ヘッジの有効性の評価を省略しています。
- 12.無形固定資産のうち主なものは電話加入権97百万円です。
- 13. 有形固定資産の減価償却累計額は21,085百万円、圧縮記帳額は5,826百万円です。
- 14. 関係会社株式の額は3,583百万円です。
- 15.担保に供している資産は、預貯金965百万円です。これは、信用状発行の目的により差入れているものです。
- 16.(1)貸付金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は、409百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は 弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」 という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定 する事由が生じている貸付金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息 の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

- (2)貸付金のうち、3ヵ月以上延滞債権に該当するものはありません。
 - なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (3)貸付金のうち、貸付条件緩和債権に該当するものはありません。
 - なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (4)破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額の合計額は409百万円です。
- 17.貸付金のうち、ローン・パーティシペーション契約における参加利益の購入を債権譲渡を受けたものとして取り扱い、原債務者に対す る貸付債権として会計処理した参加元本金額の期末残高の総額は500百万円です。

18. 支払備金の内訳は次のとおりです。

支払備金(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)41,414百万円同上に係る出再支払備金2,310百万円差 引 (イ)39,104百万円地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(ロ)5,463百万円計 (イ+ロ)44,567百万円

19. 責任準備金の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	119,361百万円
同上に係る出再責任準備金	3,287百万円
差 引 (イ)	116,074百万円
その他の責任準備金(口)	216,492百万円
計 (イ+口)	332.566百万円

20.1株当たりの純資産額は562円37銭です。

算定上の基礎である当期純資産は118,278百万円、普通株式の期末発行済株式数は210,320千株です。

- 21.会社法第461条第2項第4号及び保険業法施行規則第19条の4に規定する額はありません。
- 22. 有価証券には消費賃借契約により貸し付けているものが176百万円含まれています。
- 23.貸付金に係るコミットメント契約の融資未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメントの総額	7,425百万円
貸出実行残高	4,487百万円
	2.938百万円

- 24. 関係会社に対する金銭債権総額は421百万円、金銭債務総額は55百万円です。
- 25. 退職給付に関する事項は次のとおりです。
 - (1)退職給付債務及びその内訳

イ.退職給付債務	22,292百万円
口.年金資産	10,726百万円
_ 八.退職給付信託	18,111百万円
二.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	6,544百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	3,844百万円
へ.未認識過去勤務債務	1,032百万円
ト.貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+へ)	1,667百万円
チ.前払年金費用	3,661百万円
リ.退職給付引当金(ト-チ)	1,993百万円

(2)退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法期間定額基準割引率2.0%期待運用収益率2.0%過去勤務債務の額の処理年数12年数理計算上の差異の処理年数12年

(3)退職一時金制度、適格退職年金制度及び自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期未残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金	適格退職年金	自社年金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	5,567	566	5,400	10,402
退職給付信託の年金資産	3,573	1,881	6,614	12,069
退職給付引当金(純額)	1,993			1,993
前払年金費用(純額)		2,447	1,213	3,661

26. 繰延税金資産の総額は39,118百万円、繰延税金負債の総額は28,112百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は508百万円です。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金28,309百万円、退職給付引当金3,937百万円、有価証券評価損1,380百万円、支払備金1,122百万円及び価格変動準備金1,334百万円です。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差額金26,247百万円です。

- 27. 当期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しています。
 - これまでの資本の部の合計に相当する金額は118,775百万円となっています。なお、当期における貸借対照表の純資産の部については、保険業法施行規則の改正に伴い、改正後の保険業法施行規則により作成しています。
- 28.保険業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり表示方法を変更しています。
 - (1)前期において、「不動産及び動産」と掲記されていたものは、当期から「有形固定資産」として表示しています。
 - (2)前期において、「預託金」に含めていた電話加入権等を、当期から「無形固定資産」として表示しています。
- 29.上記における子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、保険業法第2条及び保険業法施行令第2条の3に基づいています。
- 30.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(2)損益計算書

			(単位:日月月
年 度	平成17年度 / 平成17年4月1日から \	平成18年度 / 平成18年4月1日から\	LV #
科目	(平成18年3月31日まで)	○ 平成19年3月31日まで	比較増減
	金額	金額	
経 常 収 益	172,776	169,908	2,867
保険引受収益	162,385	159,540	2,844
正味収入保険料	144,620	144,711	91
		•	
	13,599	11,412	2,186
積 立 保 険 料 等 運 用 益	3,208	3,296	88
責任準備金戻入額	910		910
為 替 差 益	23	112	88
その他保険引受収益	23	8	15
資 産 運 用 収 益	9,896	10,084	187
利息及び配当金収入	7,692	8,545	853
	1		
有価証券売却益	4,237	4,500	263
有価証券償還益	586	0	586
金融派生商品収益	285	52	233
為 替 差 益	51	188	136
その他運用収益	251	94	157
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替	3,208	3,296	88
その他経常収益	494	283	211
展 常 費 用 B B B B B B B B B B B B B B B B B B	167,417	169,256	1,839
保険引受費用	137,295	138,784	1,489
正味支払保険金	78,126	82,212	4,085
損 害 調 査 費	7,267	7,661	393
諸 手 数 料 及 び 集 金 費	25,374	25,373	0
満期返戻金	25,114	18,864	6,250
契約者配当金	5	1	4
支払備金繰入額	1,294	2,799	1,505
	1,234		
責任準備金繰入額		1,736	1,736
その他保険引受費用	111	134	23
資 産 運 用 費 用	1,187	1,621	434
有 価 証 券 売 却 損	1,038	844	194
有 価 証 券 評 価 損	84	524	440
有価証券償還損	7	183	175
その他運用費用	56	67	11
営業費及び一般管理費	28,611	28,014	596
その他経常費用	322	836	513
		030	
支払利息	1		1
貸倒引当金繰入額	18	368	350
貸 倒 損 失	0	1	1
その他の経常費用	303	466	163
経 常 利 益	5,359	652	4,707
特 別 利 益	479	612	132
不動産動産処分益	479		
固定資産処分益		612	
特別 損 失	1,062	930	132
不動産動産処分損	311	333	.02
日 定 資 産 処 分 損 日 定 資 産 処 分 損		280	
	311	200	311
	1	414	
特別法上の準備金繰入額	395	414	19
価格変動準備金 300mmは特別提供	(395)	(414)	(19)
その他特別損失	44	235	190
税引前当期純利益	4,776	333	4,443
法人税及び住民税	2,188	2,321	132
法 人 税 等 調 整 額	355	2,411	2,055
当期純利益	2,943	423	2,520
	1,552	120	_,020
当期未処分利益	4,495		

平成18年度の注記事項

1. 関係会社との取引による収益総額は231百万円、費用総額は4,414百万円です。

2.(1)正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

2.(1)止味収入保険料の内訳は次のどおりです。	
収入保険料	171,024百万円
支払再保険料	26,313百万円
差。引	144,711百万円
(2)正味支払保険金の内訳は次のとおりです。	
支払保険金	100,202百万円
回収再保険金	17,989百万円
差 引	82,212百万円
(3)諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。	
支払諸手数料及び集金費	26,440百万円
出再保険手数料	1,066百万円
差。引	25,373百万円
(4)支払備金繰入額(は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。	
支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(ロ)に掲げる保険を除く)	2,595百万円
同上にかかる出再支払備金繰入額	160百万円
差 引 (イ)	2,755百万円
地震保険及び自動車損害賠償責任保険にかかる支払備金繰入額(口)	43百万円
計 (イ+ロ)	2,799百万円
(5)責任準備金繰入額(は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。	
普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	3,009百万円
同上にかかる出再責任準備金繰入額	0百万円
差 引 (イ)	3,009百万円
その他の責任準備金繰入額(口)	1,273百万円
計 (イ+ロ)	1,736百万円
(6)利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。	
預貯金利息	74百万円
コールローン利息	1百万円
買入金銭債権利息	41百万円
有価証券利息·配当金	6,849百万円
貸付金利息	1,124百万円
不動産賃貸料	340百万円
その他利息・配当金	114百万円
計	8,545百万円

- 3. 金融派生商品収益中の評価損益は78百万円の損です。
- 4. 1株当たりの当期純利益は2円01銭です。

算定上の基礎である当期純利益は423百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。普通株主に係る当期純利益は423百万円、普通株式の期中平均株式数は210,357千株です。

- 5.その他特別損失は、株式会社ミレアホールディングスとの経営統合にかかる費用です。
- 6. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は555百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	716百万円
利息費用	444百万円
期待運用収益	201百万円
数理計算上の差異の費用処理額	256百万円
過去勤務債務の費用処理額	146百万円
計	555百万円

- 7. 当期における法定実効税率は36.2%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は 26.9%であり、この差異の主要な内訳は評価性引 当額24.3%、受取配当等の益金不算入額 111.7%、交際費等の損金不算入額40.7%、住民税均等割等39.1%です。
- 8.保険業法施行規則の改正に伴い、前期において「不動産動産処分益(損)」と表示していたものは、当期から「固定資産処分益(損)」として表示しています。
- 9.会社計算規則第147条により、当期より、貸借対照表の表示方法を変更したことに伴い、損益計算書の価格変動準備金繰入額を「特別法上の準備金繰入額」の内訳として表示しています。
- 10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

(3)利益処分計算書及び株主資本等変動計算書

利益処分計算書 (単位:百万円)

科 目 年 度	平成17年度 平成18年6月28日
当 期 未 処 分 利 益任 意 積 立 金 取 崩 額 (不 動 産 圧 縮 積 立 金) (不動産圧縮特別勘定積立金)計	4,495 211 (11) (200) 4,707
利 益 処 分 額 利 益 準 備 金 配当金(1株につき8円00銭) 任 意 積 立 金 (特 別 準 備 金) (配 当 引 当 積 立 金) (不 動 産 圧 縮 積 立 金) 次 期 繰 越 利 益	3,054 400 1,683 971 (500) (300) (171) 1,653

⁽注)日付は株主総会承認年月日です。

株主資本等変動計算書

平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								
		資本剰余金				利益乗	創余金		
						その	他利益剰	余金	
	資本金	資本 準備金		「中) 資本) 利益 第一 資本) 推供会	配当引当積立金	不動産 圧縮 特別勘定 積立金	不動産 圧縮 積立金	特別 準備金	繰越利益 剰余金
前 事 業 年 度 末 残 高	20,389	12,620	3,882	5,235	6,000	200	1,596	20,340	4,495
当事業年度変動額									
特別準備金の積立(注1)								500	500
配当引当積立金の積立(注1)					300				300
不動産圧縮積立金の積立(注1)							171		171
不動産圧縮積立金の取崩(当期分)							13		13
不動産圧縮積立金の取崩(前期分(注1)							11		11
不動産圧縮特別勘定積立金の取崩(注1)						200			200
剰 余 金 の 配 当				400					2,083
当期 純利 益									423
自己株式の取得									
自己株式の処分			0						
自己株式の消却			984						
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 変 動 額(純 額)									
当事業年度変動額合計			984	400	300	200	145	500	2,405
当 事 業 年 度 末 残 高	20,389	12,620	2,898	5,635	6,300		1,742	20,840	2,090

				(月	位:百万円
		評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	純資産 合計
前事業年度末残高	927	73,833	50,804		124,638
当事業年度変動額					
特別準備金の積立(注1)					
配当引当積立金の積立(注1)					
不動産圧縮積立金の積立(注1)					
不動産圧縮積立金の取崩(当期分)					
不動産圧縮積立金の取崩(前期分(注1)					
不動産圧縮特別勘定積立金の取崩(注1)					
剰 余 金 の 配 当		1,683			1,683
当期 純利 益		423			423
自己株式の取得	60	60			60
自己株式の処分	2	3			3
自己株式の消却	984				
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 事 業 年 度 変 動 額(純 額)			4,545	497	5,042
当事業年度変動額合計	927	1,316	4,545	497	6,359
当 事 業 年 度 末 残 高		72,516	46,259	497	118,278

平成18年度の注記事項

- 1.平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。
- 2.発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発 行 済 株 式				
普 通 株 式	212,696	-	2,376	210,320
合 計	212,696	-	2,376	210,320
自己株式				
普 通 株 式	2,270	112	2,383	-
合 計	2,270	112	2,383	-

- (1)普通株式の発行済株式総数の減少2,376千株は、自己株式の消却によるものです。
- (2)普通株式の自己株式の株式数の増加112千株は、単元未満株式の買取りによる増加です。また、自己株式の株式数の減少2,383千株は、買増し請求による減少及び当期における自己株式の消却によるものです。

3.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通株式	1,683百万円	8円	平成18年3月31日	平成18年6月28日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成19年5月22日 取締役会	普通株式	1,682百万円	利益剰余金	8円	平成19年3月31日	平成19年6月21日

(4)キャッシュ・フロー計算書

			(単位:百万円
期別	平成17年度 (平成17年4月1日から (平成18年3月31日まで)	平成18年度 (平成18年4月1日から (平成19年3月31日まで)	比較増減
科目	金額	金額	
.営業活動によるキャッシュ・フロー			
税 引 前 当 期 純 利 益	4,776	333	4,443
減価償却費	1,699	1,338	361
減 損 損 失	311	1,000	311
支払備金の増加額	1,294	2,799	1,505
責任準備金の増加額	910	1,736	2,647
貸倒引当金の増加額	18	368	350
退職給付引当金の増加額	51	199	250
賞与引当金の増加額	26	67	40
価格変動準備金の増加額	395	414	19
利息及び配当金収入	7,692	8,545	853
有価証券関係損益()	3,793	2,919	873
支 払 利 息	1	,	1
為替差損益()	45	182	136
不動産動産関係損益()	123		123
有形固定資産関係損益()		398	398
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	4,339	4,517	8,857
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増加額	1,142	657	1,799
そ の 他	352	104	248
小計	9,823	115	9,707
利息及び配当金の受取額	7,901	8,091	190
利 息 の 支 払 額	1		1
法 人 税 等 の 支 払 額	2,759	2,648	111
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,683	5,327	10,010
│ │ .投 資 活 動 による キャッシュ・フロ ー			
預貯金の純増加額	200	59	141
買入金銭債権の取得による支出	27,985	15,076	12,909
買入金銭債権の売却・償還による収入	31,596	19,419	12,177
有価証券の取得による支出	144,213	112,711	31,501
有価証券の売却・償還による収入	156,434	84,502	71,932
貸付けによる支出	50,591	31,170	19,421
貸付金の回収による収入	32,926	42,333	9,407
小計	1,631	12,643	11,011
(+)	(6,315)	(7,315)	(1,000)
不動産及び動産の取得による支出	1,797		1,797
有形固定資産の取得による支出		660	660
不動産及び動産の売却による収入	782		782
有形固定資産の売却による収入		882	882
そ の 他	167	799	632
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,478	11,622	9,143
│ │ .財務活動によるキャッシュ・フロー			
転換社債の償還による支出	227		227
自己株式の取得による支出	46	60	13
自己株式の売却による収入	2	3	10
配 当 金 の 支 払 額	1,305	1,681	376
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,576	1,737	161
		·	
.現金及び現金同等物に係る換算差額	30	83	52
現金及び現金同等物の増加額	8,707	7,949	757
現金及び現金同等物期首残高	55,416	46,709	8,707
.現 金 及 び 現 金 同 等 物 期 末 残 高	46,709	38,759	7,949

平成18年度の注記事項

1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から満期日又は償還日までの期間が3ヵ月以内の定期預金等の短期投資から構成されています。

2.(1)現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(平成19年3月31日現在)

現金及び預貯金 38,364百万円 コールローン 7,000百万円 買入金銭債権 608百万円 預入期間が3ヵ月を超える定期預金 6,605百万円 現金同等物以外の買入金銭債権 608百万円 現金及び現金同等物 38,759百万円

- (2)投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。
- 3. 保険業法施行規則の改正に伴い、以下の通り表示方法を変更しています。
 - (1)前期において「不動産関係損益」として表示していたものは、当期から「有形固定資産関係損益」として表示しています。
 - (2)前期において「不動産及び動産の取得による支出」として表示していたものは、当期から「有形固定資産の取得による支出」として、「不動産及び動産の売却による収入」として表示していたものは、「有形固定資産の売却による収入」として表示しています。

(5)貸借対照表(主要項目)の推移

年 度	T 15	T 15 4 1	(羊匹.百/川)
科目	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
現金及び預貯金	58,282	52,373	38,364
コールローン			7,000
買入金銭債権	12,561	5,950	608
有 価 証 券	276,959	307,669	331,661
貸付金金	47,158	64,666	53,503
不 動 産 及 び 動 産	38,392	38,088	
有 形 固 定 資 産			36,927
無形固定資産			112
その他資産	41,517	44,440	38,706
繰 延 税 金 資 産	19,047	5,225	10,497
貸 倒 引 当 金	848	646	967
資産の部合計	493,070	517,768	516,415
保険契約準備金	372,212	372,597	377,134
転 換 社 債	9,736		
その他負債	16,578	14,067	14,254
退職給付引当金	2,456	2,508	2,309
賞 与 引 当 金	658	685	752
特別法上の準備金	2,876	3,272	3,686
負債の部合計	404,518	393,130	398,136
資 本 金	15,635	20,389	
資本 剰 余 金	11,747	16,502	
利 益 剰 余 金	36,233	37,868	
当期 純 利 益	(2,659)	(2,943)	
株式等評価差額金	25,818	50,804	
自 己 株 式	882	927	
資本の部合計	88,551	124,638	
負債及び資本の部合計	493,070	517,768	
資 本 金			20,389
】 資 本 剰 余 金			15,518
利 益 剰 余 金			36,608
株 主 資 本 合 計			72,516
その他有価証券評価差額金			46,259
繰延 ヘッジ 損 益			497
評価・換算差額等合計			45,761
無資産の部合計			118,278
負債及び純資産の部合計			516,415
スほびしばまたり即日日			310,713

(6)損益計算書(主要項目)の推移

			(単位:百万円
年 度 科 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経 常 収 益	183,689	172,776	169,908
保険引受収益	176,961	162,385	159,540
正味収入保険料	144,962	144,620	144,711
収入積立保険料	16,311	13,599	11,412
積 立 保 険 料 等 運 用 益	3,296	3,208	3,296
支払備金戻入額	633		·
責 任 準 備 金 戻 入 額	11,707	910	
その他保険引受収益	50	47	120
資 産 運 用 収 益	6,010	9,896	10,084
利息及び配当金収入	6,694	7,692	8,545
有 価 証 券 売 却 益	2,364	4,237	4,500
その他運用収益	248	1,175	334
積立保険料等運用益振替	3,296	3,208	3,296
その他経常収益	717	494	283
	178,435	167,417	169,256
保険引受費用	148,499	137,295	138,784
正味支払保険金	84,529	78,126	82,212
損害調査費	7,326	7,267	7,661
諸手数料及び集金費	25,648	25,374	25,373
満期返戻金	30,884	25,374	18,864
契約者配当金	9	5	10,004
支払備金繰入額	9	1,294	2,799
責任準備金繰入額		1,234	
その他保険引受費用	100	111	1,736 134
資産運用費用	1,776	1,187	1,621
有価証券売却損		1,038	844
有価証券評価損	1,142 19	84	524
その他運用費用	614	64	251
営業費及び一般管理費	27,613	28,611	28,014
音乗員及び一般音項員 その他経常費用	545	322	836
経常利益	5,254	5,359	652
特別利益	1,495	479	612
不動産動産処分益	1,495	479	
固定資産処分益			612
特別損失	1,996	1,062	930
不動産動産処分損	270	311	202
固定資産処分損			280
減損損失		311	
特別法上の準備金繰入額	403	395	414
その他特別損失	1,321	44	235
税引前当期純利益	4,753	4,776	333
法 人 税 及 び 住 民 税	2,074	2,188	2,321
法 人 税 等 調 整 額	18	355	2,411
当期 純利益	2,659	2,943	423
前 期 繰 越 利 益	1,544	1,552	
当期未処分利益	4,204	4,495	
	i	1	

(7)1株当たり配当金等の推移

項 目	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1 株 当 た り 配 当 金	7円00銭	8円00銭	8円00銭
1 株 当 た リ 当 期 純 利 益	16円79銭	15円64銭	2円01銭
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 た リ 当 期 純 利 益	14円83銭		
配当性向	41.7%	51.2%	398.0%
1 株 当 た り 純 資 産 額	473円57銭	592円31銭	562円37銭
従業員一人当たり総資産	197百万円	194百万円	188百万円

当期純利益 - 役員賞与金

- ()期中平均発行済株式の総数は、平成16年度は158,408千株、平成17年度は188,226千株、平成18年度は210,357千株です。
- 2.平成17年度以降の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、転換社債が平成18年3月31日に償還となり潜在株式がなくなったこ とから記載していません。

2 資産の明細

(1) 現金及び預貯金の内訳と推移

(単位:百万円)

	年	度		平成16	年度	未		平成17	年度	ŧ	平成18年度末			ŧ
X	分					構成比		構成比				構成比		
現		金		174		0.3		153		0.3		140		0.4
預	貯	金		58,107		99.7		52,220		99.7		38,224		99.6
(郵便打	振替・郵便	貯金)	(593)	(1.0)	(729)	(1.4)	(516)	(1.3)
(当	座 預	金)	(925)	(1.6)	(744)	(1.4)	(658)	(1.7)
(普	通預	金)	(45,935)	(78.8)	(37,486)	(71.6)	(26,227)	(68.4)
(通	知 預	金)	(3,200)	(5.5)	(4,000)	(7.6)	(3,250)	(8.5)
(定	期預	金)	(6,152)	(10.6)	(7,960)	(15.2)	(6,272)	(16.4)
(譲派	度 性 預	金)	(1,300)	(2.2)	(1,300)	(2.5)	(1,300)	(3.4)
合	ì	計		58,282		100.0		52,373		100.0		38,364		100.0

(2)商品有価証券

該当ありません。

(3)商品有価証券平均残高及び売買高 該当ありません。

(4)保有有価証券の内訳と推移

(単位:百万円)

	年 度 平成16年度末		年度末	平成17	7年度末	平成18年度末		
X	分			構成比		構成比		構成比
				%		%		%
国		債	20,581	7.4	21,096	6.8	35,047	10.6
地	方	債	1,455	0.5	1,107	0.4	754	0.2
社		債	49,191	17.8	50,954	16.6	72,557	21.9
株		式	93,962	33.9	132,516	43.1	123,987	37.4
外	国証	券	87,010	31.4	76,290	24.8	76,123	23.0
そ (の他のi	正券	24,758	9.0	25,704	8.3	23,191	7.0
É	ì	計	276,959	100.0	307,669	100.0	331,661	100.0

(5)保有有価証券利回りの内訳と推移

X	年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
インカム利回り	公 社 債	% 1.61	1.54	1.46
ź	株式	1.81	2.37	2.63
슈	外 国 証 券	2.96	3.68	3.62
	そ の 他	1.78	3.10	5.94
(נוֹ	合 計	2.18	2.64	2.77
実	公 社 債	1.72	2.08	1.92
実現利回り	株式	5.13	6.98	7.00
	外 国 証 券	1.77	4.19	3.35
1	そ の 他	1.73	4.63	6.82
	合 計	2.55	4.25	3.97
時価総合利回り	公 社 債	1.82	1.92 %	2.27 %
総	株 式	11.77	44.81	2.80
盒	外 国 証 券	3.69	3.59	4.34
	そ の 他	2.21	10.58	4.27
ij	合 計	5.59	17.68	0.82

⁽注)1.インカム利回り... 利息・配当金収入から示す利回り

(6)有価証券の残存期間別残高

_								(十座:口///)
X	年 度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めの ないものを含む)	合 計
	国 債	17	5,020	979	300	4,039	10,738	21,096
377	地 方 債	559	407	123	16			1,107
平成	社 債	12,266	14,252	10,884	5,557		7,993	50,954
17 年 度 末	株 式						132,516	132,516
	外 国 証 券	1,928	11,922	40,818	1,835	8,432	11,352	76,290
	その他の証券	25	1,502	996	593	3,994	18,591	25,704
	合 計	14,798	33,106	53,802	8,303	16,465	181,193	307,669
	国債	6,673	1,002	5,325		12,232	9,813	35,047
1	地 方 債	28	391	19	315			754
成	社 債	6,658	23,629	21,763	7,647	5,600	7,256	72,557
平成18年度末	株式						123,987	123,987
度 末	外 国 証 券	7,774	11,082	19,927	5,060	8,032	24,246	76,123
	その他の証券	710	956	1,697	591	737	18,496	23,191
	合 計	21,845	37,062	48,734	13,615	26,602	183,800	331,661

^{2.}実現利回り、時価総合利回り... P.64(3) P.65(4)をご参照ください。

(7)保有株式の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

年 度		成16年度末		平	成17年度末		平	成18年度末	
区分	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金融保険業	千株 63,285	30,155	32.1	千株 36,964	41,023	31.0	^{千株} 36,440	34,273	27.6
陸運業	20,066	8,669	9.2	20,336	12,856	9.7	20,946	12,365	10.0
商業	13,496	8,544	9.1	11,315	12,403	9.4	11,496	11,356	9.2
鉄鋼	21,573	4,981	5.3	22,573	10,596	8.0	24,603	14,412	11.6
機械	13,618	4,565	4.9	13,549	8,934	6.7	13,182	7,832	6.3
建設	10,005	4,723	5.0	9,450	7,280	5.5	9,535	5,876	4.7
電気・ガス業	2,921	6,265	6.7	2,521	6,418	4.8	2,521	8,145	6.6
輸送用機器	9,735	5,632	6.0	8,019	5,853	4.4	8,069	5,264	4.2
食 料 品	6,127	4,759	5.1	6,206	5,234	4.0	6,052	5,323	4.3
金属製品	3,914	2,731	2.9	3,914	4,898	3.7	3,714	3,924	3.2
その他	22,500	12,932	13.7	21,772	17,016	12.8	18,172	15,213	12.3
合 計	187,246	93,962	100.0	156,624	132,516	100.0	154,734	123,987	100.0

⁽注)1.業種別区分は、証券取引所の業種分類に準じています。

(8)貸付金残存期間別残高

(単位:百万円)

X	期 分	間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
	貸 付	金	14,093	21,285	11,569	7,115	6,499	3,330		63,893
	変 動 金	利	10,493	16,850	10,182	6,326	4,303	714		48,869
	固定金	利	3,600	4,435	1,387	789	2,196	2,615		15,024
平成	うち国内企業向	け	13,994	20,761	10,574	6,906	5,703	265		58,205
17 年	変 動 金	利	10,493	16,849	9,654	6,309	4,272	265		47,845
17 年 度 末	固定金	利	3,501	3,912	920	596	1,430			10,360
	うちその	他	99	523	994	209	795	3,064		5,687
	変 動 金	利		0	527	16	30	448		1,024
	固定金	利	99	523	467	192	765	2,615		4,663
	貸 付	金	14,036	14,948	11,870	2,820	5,847	3,214		52,738
	変 動 金	利	11,583	10,918	10,976	2,623	3,407	578		40,089
	固定金	利	2,452	4,029	894	196	2,439	2,635		12,648
平成18年度末	うち国内企業向	け	13,966	14,568	11,143	2,597	4,772	573		47,621
18 年	変 動 金	利	11,583	10,918	10,454	2,597	3,392	164		39,112
度	固定金	利	2,383	3,649	688		1,379	408		8,509
	うちその	他	70	379	727	222	1,075	2,640		5,116
	変 動 金	利	0		521	26	15	413		977
	固定金	利	69	379	205	196	1,060	2,226		4,139

(注)約款貸付は含みません。

^{2.} 陸運業は空運業を含んでいます。また、卸売業及び小売業は商業として、銀行業、保険業及びその他金融業は金融保険業として記載しています。

(9)貸付金担保別内訳と推移

(単位:百万円)

年度	平成16	年度末	平成17	7年度末	平成18	年度末
区分		構成比		構成比		構成比
担保貸付	6,145	13.0 %	7,543	11.7 %	6,188	11.6 %
有価証券担保貸付	823	1.7	400	0.6	285	0.5
不動産·動産·財団担保貸付	5,233	11.1	7,054	10.9	5,474	10.2
指名債権担保貸付	89	0.2	89	0.2	429	0.8
保 証 貸 付	6,864	14.6	7,579	11.7	6,657	12.4
信 用 貸 付	32,221	68.3	47,645	73.7	39,801	74.4
そ の 他	1,070	2.3	1,125	1.7	91	0.2
一般貸付計	46,301	98.2	63,893	98.8	52,738	98.6
約 款 貸 付	856	1.8	772	1.2	764	1.4
合 計	47,158	100.0	64,666	100.0	53,503	100.0
(うち劣後特約付貸付)	(7,000)	(14.8)	(6,000)	(9.3)	(5,500)	(10.3)

(10)貸付金使途別内訳と推移

(単位:百万円)

	年 度		平成16年度末		平成17年度末		平成18年度末			
X	分	分			構成比		構成比		構成比	
設	備	資	金	9,684	20.5 **	15,207	23.5 %	13,190	24.7 %	
運	転	資	金	37,473	79.5	49,458	76.5	40,312	75.3	
É	全	i	†	47,158	100.0	64,666	100.0	53,503	100.0	

(11)貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

年度	平成16	平成16年度末		7年度末	平成18	年度末
区分		構成比		構成比		構成比
農林・水産業		%		%		%
鉱業						
建 設 業	1,022	2.2	3,721	5.7	2,610	4.9
製 造 業	3,078	6.5	5,167	8.0	4,770	8.9
卸 ・ 小 売 業	6,535	13.8	5,931	9.2	3,653	6.8
金融・保険業	17,541	37.2	15,827	24.5	13,097	24.5
不 動 産 業	5,551	11.8	17,635	27.3	12,414	23.2
情 報 通 信 業			500	0.8	445	0.8
運 輸 業	6	0.0			1,000	1.9
電気・ガス・水道・熱供給業	1,793	3.8	85	0.1	40	0.1
サービス業等	3,301	7.0	8,211	12.7	9,498	17.8
そ の 他	6,400	13.6	5,687	8.8	5,116	9.6
(うち個人住宅・消費者ローン)	(5,811)	(12.3)	(5,120)	(7.9)	(4,557)	(8.5)
小 計	45,231	95.9	62,768	97.1	52,647	98.4
公 共 団 体	135	0.3	110	0.2	86	0.2
公 社 ・ 公 団	934	2.0	1,014	1.5	5	0.0
約 款 貸 付	856	1.8	772	1.2	764	1.4
合 計	47,158	100.0	64,666	100.0	53,503	100.0

(注)業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

(12)貸付金企業規模別内訳と推移

(単位:百万円)

	年 度 平成16年		年度末	年度末 平成17年度末		平成18年度末	
X	分		構成比		構成比		構成比
大	企 業	31,083	67.1	40,675	63.6	32,119	60.9
中	堅 企業	5,801	12.6	12,069	18.9	10,095	19.1
中	小 企 業	2,880	6.2	5,349	8.4	5,320	10.1
そ	の 他	6,536	14.1	5,798	9.1	5,202	9.9
_	般 貸 付 計	46,301	100.0	63,893	100.0	52,738	100.0

- (注)1.大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。
 - 2.中堅企業とは1の「大企業」及び3の「中小企業」以外の企業をいいます。
 - 3.中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます)。
 - 4.その他とは非居住者貸付、公共団体・公企業、個人ローン等です。

(13)貸付金地域別内訳の推移

(単位:百万円)

	年度		平成1	平成16年度末		平成17年度末		平成18年度末	
X	分			構成比		構成比		構成比	
国	首	都圏	34,749	85.8	53,583	91.2	43,902	91.1	
	その	他の地域	4,707	11.6	4,177	7.1	3,768	7.8	
内	国	内 計	39,962	98.7	58,261	99.1	47,671	99.0	
海	外	計	525	1.3	500	0.9	500	1.0	
	合	計	40,487	100.0	58,761	100.0	48,171	100.0	

- (注)1.個人ローン・約款貸付等は含みません。
 - 2. 国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

(14)住宅関連融資の推移

(単位:百万円)

年 度	平成16	平成16年度末		年度末	平成18年度末	
区分		構成比		構成比		構成比
個人向ローン	422	100.0 %	381	100.0 %	343	100.0 %
地方住宅供給公社貸付						
合 計	422 (0.9%)	100.0	381 (0.6%)	100.0	343 (0.6%)	100.0
総貸付残高	47,158		64,666		53,503	

(注)「合計」欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

(15) リスク管理債権の推移

(単位:百万円)

年 度 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
破綻先債権額	200		
延 滞 債 権 額	98	96	409
3ヵ月以上延滞債権額			
貸付条件緩和債権額	188	176	
合 計	487	272	409
貸付金残高に対する比率	1.0%	0.4%	0.8%
(参考)貸付金残高	47,158	64,666	53,503

(注)1.各債権の定義は次のとおりです。

(1)破綻先債権

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という)のうち、法人税法施行令に規定する事由が生じている貸付金です。

(2)延滞債権

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。

(3)3ヵ月以上延滞債権

3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

(4)貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

2.担保等保全額及び個別引当額は、担保等で保全され回収が見込まれる額と個別貸倒引当金に繰入済の額の合計額です。

(16) 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

(17)債務者区分に基づいて区分された債権の推移

年 度区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	298	96	244
危 険 債 権			164
要管理債権	188	176	
正常債権	46,866	64,549	53,418
合 計	47,353	64,822	53,827

- (注)上記の表は、貸付金・貸付有価証券及びそれらに準ずる未収利息・仮払金を基礎として区分しています。
 - (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立てにより経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。
 - (2)危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収 及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、破綻懸念先に対する債権です。
 - (3)要管理債権とは、要注意先に対する債権のうち3ヵ月以上延滞貸付金(元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金)及び条件緩和貸付金(債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金)です。 ただし前記(1)(2)に掲げる貸付金を除きます。
 - (4)正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、前記(1)(2)(3)及びこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権であり、国、地方公共団体及び被管理金融機関に対する債権、正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(18)資産の自己査定結果

当社が保有する貸付金・有価証券等の各資産について資産の健全性維持を目的として、合理的かつ客観的な査定基準を 策定し、適正な償却及び引当金の計上を行っています。なお、平成18年度末において 分類資産については、その全額について償 却または引当を行っています。

平成17年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

E //	非分類資産			A ±1		
区 分	(分類)	分類	分類	分類	計	合 計
貸 付 金	63,938	630		96	727	64,666
有 価 証 券	307,102	567		84	651	307,754
不動産及び動産	37,904	183		44	228	38,133
その他	107,534	138	2	325	466	108,001
合 計	516,480	1,520	2	551	2,074	518,555

平成18年度末の資産の自己査定結果は以下のとおりです。

(単位:百万円)

E ()	非分類資産			A +1		
区 分	(分類)	分類	分類	分類	計	合 計
貸 付 金	48,385	4,743	129	244	5,117	53,503
有 価 証 券	330,736	924		211	1,136	331,873
不動産及び動産	36,927					36,927
その他	94,699	168	353	71	594	95,293
合 計	510,749	5,837	483	527	6,848	517,597

(注)1.資産の自己査定結果における各分類債権の意義は次のとおりです。

(1)非分類(分類)資産

回収の危険性または価値の毀損の危険性について、問題のない資産です。

(2) 分類資産

債権確保上の諸条件が満足に充たされていないため、あるいは、信用上疑義が存する等の理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産です。

(3) 分類資産

最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産です。

(4) 分類資産

回収不能または無価値と判定される資産です。

2.各欄の金額は、自己査定による償却及び評価損計上実施前の残高を表示しています。

(19)貸付金に対する自己査定、債務者区分に基づく債権及びリスク管理債権の関係

(単位:百万円)

				_					(+12,111)
		(貸付金)				査定の		リスク管理債権	債務者区分に基づいて
分類	分類	分類	分類		慎務有区:	分(貸付金)		(貸付金)	区分された債権(貸付金)
引当率 100% -	引当率 100% -	不動産 担保等	有価証券 担保等		破綻先			破綻先債権	破産更生債権及び
引当率 100% 244	引当率 100% -	不動産 担保等 -	有価証券 担保等 -		実質破綻先			延滞債権	これらに準ずる債権 244
	引当率 91.5% 129	不動産 担保等 35	有価証券 担保等	内訳	破綻	懸念先 164		409	危険債権 164
		不動産担保等 または	有価証券			うち		3ヵ月以上延滞債権	要管理債権
		無担保	担保等		要注意先	要管理先		貸付条件緩和債権	-
		不動産担保等 または 無担保 4,708	有価証券担保等		4,708	うち要管理先 以外の 要注意先 4,708			
		, , ,	有価証券・ 不動産担保等 または無担保			常先			正常債権
合計			48,385			48,385			53,094
分類	分類	分類	分類]					
7377	737.70	7,7,7,	737	ł					

分類	分類	分類	分類
244	129	4,743	48,385

合計	53.503
1	00,000

合計	409

合計	53,503
----	--------

(注) 1.リスク管理債権は貸付金のみを対象としています。

- 2.「債務者区分に基づいて区分された債権」には、本来は貸付金以外の債権(未収利息、仮払金、貸付有価証券、支払承諾見返)を含み ますが、上図では、他の分類との関係をわかりやすくするため、貸付金以外の債権を除き、貸付金のみを表示しています。
- 3.破綻先、実質破綻先、破綻懸念先向け貸付金のうち無担保部分(分類・分類)については、個別の債権を精査した上で引き当て を行っており、その引当率は上図に示すとおりです。
- 4.要注意先、正常先向け貸付金については、担保等により保全された部分も含めた債権額全体に対して、過去の実績率に基づく引き 当てを行っており、その引当率は、要管理先以外の要注意先1.53%、正常先0.11%となっています。
 - 上図の計数は直接償却後の金額となっており、貸借対照表計上額と同額となっています。

(20)有形固定資産明細表

(単位:百万円)

年 度 分	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
土 地	21,032	20,670	20,494
営業用	19,875	19,679	19,653
賃 貸 用	1,156	990	841
建物	15,659	15,572	14,761
営 業 用	14,051	14,047	13,380
賃 貸 用	1,607	1,525	1,380
土地・建物合計	36,692	36,242	35,256
営 業 用	33,927	33,726	33,034
賃 貸 用	2,764	2,516	2,222
建設仮勘定			
営業用			
賃 貸 用			
合 計	36,692	36,242	35,256
営 業 用	33,927	33,726	33,034
賃 貸 用 2,764		2,516	2,222
その他有形固定資産	1,700	1,846	1,671
有形固定資産合計	38,392	38,088	36,927

(21)その他資産明細表

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
未収保険料	33	37	24
代 理 店 貸	9,405	8,940	8,667
共同保険貸	491	390	401
再 保 険 貸	6,334	6,037	5,979
外 国 再 保 険 貸	3,230	1,434	1,956
未 収 金	3,245	8,894	2,044
未 収 収 益	707	451	738
預 託 金	1,425	1,395	1,206
地震保険預託金	8,466	8,988	9,541
仮 払 金	3,564	4,091	4,267
金融派生商品	233	135	59
繰延ヘッジ損失	1,242	690	
その他の資産	3,136	2,952	3,820
合 計	41,517	44,440	38,706

(22)支払承諾の残高内訳

該当ありません。

(23) 支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

(24)長期性資産

(単位:百万円)

年 度 分	区 分 平成16年度木		平成18年度末
長期性資産	114,969	105,585	100,101

(注)長期性資産の金額は、責任準備金の内訳である払戻積立金と契約者配当準備金に含まれる、積立型保険の収入積立保険料等とその 運用益の累積残高です。

3 負債・資本の明細

(1)保険契約準備金の推移

支払備金

(単位:百万円)

種	年 度	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末
火	災 5,047		6,017	6,837
海	上	452	568	419
傷	害 2,815		2,911	3,076
自	動車	22,824	22,894	24,908
自動	自動車損害賠償責任 5,325		5,419	5,463
そ	の他	4,007	3,957	3,862
合	計	40,473	41,767	44,567

[期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)]

(単位:百万円)

会 計 年 度	期首支払備金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
平成18年度	35,614	24,256	16,633	5,275

- (注)1 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
 - 2.地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 - 3. 当期把握見積D差額 = 期首支払備金 (前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

責任準備金 (単位:百万円)

種	目	<u> </u>		平成17年度末	平成18年度末
火	災 133,364		133,364	135,351	137,118
海		上	2,857	2,795	2,866
傷	害 89,465		89,465	84,278	82,053
自	動	功 車 38,721		38,275	38,009
自動車損害賠償責任 43,862		43,862	46,952	49,295	
そ	の	他	23,467	23,176	23,222
合		計	331,739	330,829	332,566

責任準備金の残高の内訳

(単位:百万円)

[X		分	普通責任準備金	異常危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合 計
	火		災	82,179	23,514	29,500	156	135,351
	海		上	303	2,492			2,795
平 成	傷		害	4,159	6,654	73,072	392	84,278
17 年	自	動	車	24,494	12,940	840		38,275
17 年 度 末	自動車	損害賠	音償責任	46,952				46,952
	そ	の	他	12,155	8,481	2,529	10	23,176
	合		計	170,245	54,082	105,942	559	330,829
	火		災	86,042	24,594	26,341	140	137,118
- T	海		上	355	2,510			2,866
平成	傷		害	4,165	6,654	70,851	382	82,053
18	自	動	車	24,244	12,822	943		38,009
18 年度末	自動車	損害賠	倍償責任	49,295				49,295
本	そ	の	他	12,052	8,711	2,447	10	23,222
	合		計	176,155	55,292	100,583	533	332,566

[責任準備金積立水準]

区分	年 度	平成17年度末	平成18年度末	
建 	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金	
員 積 立 方 式 日 日	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式	
積 立 率		100.0%	100.0%	

- (注)1 積立方式及び積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約及び保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を 主たる保険としている保険契約を除いています。
 - 2 保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金及び積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
 - 3 積立率 = (実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)~(3)の合計額)
 - (1)標準責任準備金対象契約に係る平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金及び払戻積立金 (保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
 - (2)標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金並びに平成13年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金及び払戻積立金
 - (3)平成13年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

(2) 引当金明細表

(単位:百万円)

			平成17年度末 平成18年度		平成18年度減少額		+* 75
	区 分	残 高	増 加 額	目的使用	その他	平成18年度末 残 高	摘要
貸倒引当金	一般貸倒引当金	232	182		232	182	洗い替えに よる取崩額
当金	個別貸倒引当金	413	785	47	366	785	
	計	646	967	47	598	967	
賞	与 引 当 金	685	752	685		752	
価	格変動準備金	3,272	414			3,686	

個別貸倒引当金における平成18年度減少額・その他のうち、13百万円が回収による取崩額、352百万円が洗い替えによる取崩額です。

(3)貸付金償却の額

(単位:百万円)

年 度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
貸付金償却額		159	

(4)資本金等明細表(含む利益準備金及び任意積立金)

			(羊匠:日/川)
	X	分	平成17年度末残高
資	本 金		20,389
	うち既発行	普 通 株 式	(212,696,546株) 20,389
	株式	計	(212,696,546株) 20,389
		(資 本 準 備 金) 株 式 払 込 剰 余 金	12,620
	賃備金及び資本剰余金	(その他資本剰余金) 自己株式処分差益	3,882
		計	16,502
		利 益 準 備 金	5,235
		任 意 積 立 金	
		特別準備金	20,340
711 34	N+ /++ A	配当引当積立金	6,000
	準備金	退職慰労積立金	
		特別危険積立金	
		不動産圧縮積立金	1,596
		不動産圧縮特別勘定積立金	200
		計	33,372

⁽注)1.平成17年度末における自己株式数は2,270,354株です。

^{2.}平成18年度の純資産の変動については、「P.75 株主資本等変動計算書」をご参照ください。

4 損益の状況

- (1)売買目的有価証券運用益の内訳 該当ありません。
- (2)売買目的有価証券運用損の内訳 該当ありません。

(3)有価証券売却益の内訳

(単位:百万円)

年 度 区 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国 債 等	170	637	543
株式	2,053	2,764	3,201
外 国 証 券	45	446	281
その他の証券	95	388	473
合 計	2,364	4,237	4,500

(4)有価証券売却損の内訳

(単位:百万円)

年 度 公分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国 債 等	115	276	150
株式	54	31	134
外 国 証 券	924	721	478
その他の証券	47	9	81
合 計	1,142	1,038	844

(5)有価証券評価損の内訳

年 度 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
国 債 等			
株式	19	84	524
外 国 証 券			
その他の証券			
合 計	19	84	524

(6)不動産・動産処分益の内訳

(単位:百万円)

X	年 度 平成16年度 平成17年度		平成18年度	
不	動 産	1,494	479	610
動	産	0	0	1
合	計	1,495	479	612

(7)不動産・動産処分損の内訳

(単位:百万円)

X	年 度	平成16年度 平成17年度		平成18年度
不	動 産	215	189	31
動	産	55	122	181
合	計	270	311	213

(8)事業費(含む損害調査費)の内訳

(単位:百万円)

年 度 分	平成16年度	平成17年度	平成18年度
人 件 費	18,927	19,666	20,180
物件費	14,095	14,344	13,646
税金	1,826	1,779	1,761
火災予防拠出金	1	1	0
交通事故予防拠出金	0	0	0
保険契約者保護機構に対する負担金	89	87	86
諸手数料及び集金費	25,648	25,374	25,373
合 計	60,589	61,253	61,049

⁽注)合計欄の金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費並びに諸手数料及び集金費の合計額です。

(9)減価償却費明細表(含む賃貸用不動産等減価償却費)

資産の種類		取得原価	平成18年度償却費	償却累計額	平成18年度末残高	償却累計率
建(賃貸用	物 不動産)	31,902 (3,338)	844 (77)	17,140 (3,116)	14,761 (222)	53.73% (93.35%)
動	産	5,615	494	3,944	1,671	70.24%
合	計	37,517	1,338	21,085	16,432	

⁽注)取得原価は、減損評価損控除後としています。

(10) リース取引

平成17年度

1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び 期末残高相当額

	取得価額相 当額	減価償却累計額相 当 額	期末残高相 当額
動産	78百万円	44百万円	34百万円

取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が不動産及 び動産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子 込み法により算定しています。

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内
1 年 超13百万円
20百万円合 計34百万円

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末 残高が不動産及び動産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しています。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 14百万円 減価償却費相当額 14百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっています。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

 1 年 内
 4百万円

 1 年 超
 3百万円

 合 計
 7百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

平成18年度

1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び 期末残高相当額

	取得価額相 当額	減価償却累計額相 当 額	期末残高 相 当 額	
動産	68百万円	42百万円	25百万円	

取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定 資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込 み法により算定しています。

未経過リース料期末残高相当額

1 年 内
1 年 超12百万円
13百万円合計25百万円

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末 残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算定しています。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料 12百万円 減価償却費相当額 12百万円

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 によっています。

2. オペレーティング・リース取引

未経過リース料

 1 年 内
 3百万円

 1 年 超
 百万円

 合 計
 3百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

5 時価情報等

(1)有価証券に係る時価情報

売買目的有価証券

該当ありません。

満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当ありません。

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの 該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

(単位<u>:百万円</u>)

			平成17年度末		平成18年度末		
種	類	取得原価	貸借対照表計 上額	差額	取得原価	貸借対照表 計 上 額	差額
(15 /44) L BT	公 社 債	29,719	32,858	3,138	67,356	70,516	3,160
貸借対照表	株 式	51,470	126,212	74,742	50,194	117,379	67,184
計上額が取得原価を	外国証券	43,925	45,027	1,101	54,308	56,006	1,697
超えるもの	その他	7,883	10,152	2,268	14,648	16,369	1,720
270000	小 計	132,998	214,249	81,250	186,508	260,271	73,763
┃ ┃ 貸借対照表	公 社 債	40,950	40,299	650	38,126	37,842	284
計上額が	株 式	1,810	1,678	132	2,714	2,317	397
取得原価を	外国証券	28,410	27,763	646	16,865	16,380	484
超えないもの	その他	14,823	14,633	190	6,096	5,974	121
	小 計	85,995	84,375	1,620	63,802	62,515	1,287
合	計	218,993	298,624	79,630	250,311	322,786	72,475

⁽注)「取得原価」欄には減損処理後の帳簿価額を記載しています。

前期及び当期中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

1 1	平成17年度		平成18年度			
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他有価証券	71,265	4,237	1,038	65,304	4,500	844

時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

平成17年度末		平成18年度末			
1. 満期保有目的の債券 該当ありません。		1. 満期保有目的の債券 該当ありません。			
2. 子会社株式及び関連会社株式 株式(非上場の国内株式) 外国証券(非上場の外国株式)	83百万円 3,500百万円	2. 子会社株式及び関連会社株式 株式(非上場の国内株式) 外国証券(非上場の外国株式)	83百万円 3,500百万円		
3. その他有価証券 株式(非上場の国内株式) 買入金銭債権(コマーシャルペーパー) その他	4,543百万円 999百万円 918百万円	3. その他有価証券 株式(非上場の国内株式) 外国証券 その他 その他	4,208百万円 236百万円 847百万円		

その他有価証券のうち満期のあるものの償還予定額

(単位:百万円)

				平成17年度末				平成18年度末			
	種 類	Į	1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10年以内	10 年超	1 年以内	1 年 超 5 年以内	5 年 超 10年以内	10 年超	
国		債	17	5,999	4,339	10,738	6,673	6,327	12,232	9,813	
地	方	債	559	531	16		28	411	315		
社		債	12,266	25,136	5,557	7,993	6,658	45,393	13,248	7,256	
外	国 証	券	1,928	52,741	10,267	4,570	7,774	31,010	13,093	13,753	
そ	の	他	1,025	2,498	4,588		710	2,654	1,329		
É	<u> </u>	計	15,798	86,908	24,768	23,302	21,845	85,796	40,218	30,824	

(注)「その他」には買入金銭債権として計上しているコマーシャルペーパーを含めています。

(2)金銭の信託に係る時価情報

運用目的の金銭の信託

該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

運用目的、満期保有目的以外の金銭の信託 該当ありません。

(3)デリバティブ取引関係

取引の状況に関する事項

1.取引の内容・取引に対する取組方針・取引の利用目的

当社は、公社債の投資に係る将来の金利変動によるリスクを軽減する目的で、債券オプション取引を行っているほか、外貨建有価証券の投資に係る将来の為替変動によるリスクを軽減する目的で先物為替予約・通貨オプション取引を、また株式投資に係る将来の価格変動によるリスクを軽減する目的で、株式オプション取引を行っています。

当社では、取引の方針として、主として将来の金利・為替・価格の変動によるリスクを軽減するためにデリバティブ取引を活用することとし、投機を目的とした取引及びレバレッジ効果の高いハイリスクな取引は行わないこととしています。

上記のようなヘッジを目的とするデリバティブ取引以外に、一定のリスクの範囲内で運用収益を獲得する等の目的で行う為替予約取引、通貨オプション取引、債券オプション取引、株式オプション取引及びクレジットデリバティブ取引があります。

2.取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスク等を内包しています。

市場リスクは、取引対象物の将来の市場価格(為替・金利・株価等)の変動とボラティリティー(予想相場変動率)等の将来の変動によって損失を被る可能性です。

信用リスクは、取引の相手方が倒産等により当初の契約どおりに取引を履行できなくなった場合に損失を被る可能性です。当社は、取引先について、資産規模・決算状況及び格付等を吟味し慎重に選定しているため、信用リスクは極めて小さいものと判断しています。

なお、クレジットデリバティブ取引は取引対象物の信用リスクを有しています。

3.取引に係るリスク管理態勢

当社のデリバティブ取引に係るリスク管理は、経営上多額な損失を被ることがないように、市場リスクに晒されている資産に対し、そのリスク軽減のため適切かつ効果的にデリバティブ取引が利用されているか、また、取引限度を超えた単独の取引が存在していないか、等の点検に重点を置いて行っています。

デリバティブ取引の利用にあたっては、取引担当セクションと業務管理セクションを分離し相互牽制を行うとともに、取引量に応じた決裁権限規程及び資産運用規程等を定め、当該規程に基づき取引を行っています。デリバティブ取引の総量・リスク状況・含み損益の状況及びリスク軽減効果の状況については、定期的に、当社のリスク管理を担当しているリスク管理委員会及び取締役会に報告しています。

取引の時価等に関する事項

次の表における「契約額等」は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体は、デリバティブ取引に係る市場リスクまたは信用リスクを表すものではありません。

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

a.通貨関連 (単位:百万円)

X			平成17	'年度末			平成18	年度末	
分	取引の種類	契 約	額等	時 価	評価損益	契 約	額等	時 価	評価損益
71			うち1年超	H4 JM	計測摂益		うち1年超	H4 JM	計測摂益
市	為替予約取引								
場	売 建								
取	米ドル					5,299		9	9
引以	ユーロ	1,397		28	28	5,332		3	3
以 外	英ポンド					693		0	0
l o	カナダドル					304		0	0
取	買建								
引	ユーロ					2,323		21	21
	合 計	1,397		28	28	13,953		9	9

(注)1.時価の算定方法

為替予約取引 ... 先物為替相場によっています。

2.前期末においては、ヘッジ会計を適用しているものについては記載の対象から除いています。

b.金利関連

該当ありません。

c.株式関連

(単位:百万円)

									(+12:1771)
X			平成17	'年度末			平成18	年度末	
	取引の種類	契 約	額等	時 価	拉/布提 **	契 約	額等	時 価	☆/無提 ∺
分			うち1年超	Pot JIIII	評価損益		うち1年超	時 価	評価損益
市	株式オプション取引								
場	売 建								
取引	プット	300							
以外		(54)	()	0	54	()	()		
外 の	買 建								
取 引	コール	300							
引		(32)	()	118	85	()	()		
	合 計	600		118	140				

(注)1.時価の算定方法

株式オプション取引...株式オプション契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

2.オプション取引については、契約額の下に()で契約時のオプション料を示しています。

d.債券関連 該当ありません。

e.その他

(単位:百万円)

X			平成17年度末			平成18年度末			
分	取引の種類	契 約	額等	時 価	評価損益	契 約	額等	時 価	評価損益
ח			うち1年超	h4 JM	計測摂益		うち1年超	14.7	可順识皿
市場取引以外の取引	クレジットデリバティブ取引								
引の取り	売 建	3,300	1,300	15	15	1,300		3	3
	合 計	3,300	1,300	15	15	1,300		3	3

(注)時価の算定方法

クレジットデリバティブ取引...クレジットデリバティブ契約を締結している取引金融機関から提示された価格によっています。

6 財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと平成19年6月1日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署並びに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に処理していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等に従い、適切に遂行されていることを確認していること。

コーポレートデータ

沿革	100
株式の状況	101
会社の組織	103
役員の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
従業員の状況	107
企業集団の状況	108
設備の状況	110
損害保険用語の解説	111
店舗の一覧	114
店舗ネットワーク ――――	

沿革

日新火災のあゆみ

年 月	事項			
明治				
41年(1908年)6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に 設立			
43年(1910年)8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称			
大正				
14年(1925年)10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称			
昭和				
17年(1942年)4月	東明火災海上保険株式会社を合併			
18年(1943年)7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株			
	式会社の両社と合併して現在の日新火災			
	海上保険株式会社と改称			
24年(1949年)5月	東京証券取引所に株式を上場			
27年(1952年)10月	ロンドンのウイリス社に代理店を委嘱、マ			
	リンの再保険取引開始(ノンマリンは昭和			
	34年4月開始)			
32年(1957年)7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュ			
	アランスサービス株式会社)を設立			
41年(1966年)6月	地震保険の発売			
45年(1970年)4月	株式会社日新損害調査センター(現 日新			
	火災損害調査株式会社)を設立			
49年(1974年)1月	中国人民保険公司と再保険取引開始			
50年(1975年)9月	ニューヨークのアトランティック・ミューチ ュアル社と提携			
51年(1976年)9月	代理店特別研修生制度発足			
53年(1978年)7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに			
	代理店会による連合組織)発足			
55年(1980年)9月	日新ビジネスサービス株式会社(現 日新火災			
	キャリアアンドライフサービス株式会社)を設立			
57年(1982年)6月	ロンドン駐在員事務所開設			
58年(1983年)2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火			
	災総合サービス株式会社)を設立			
62年(1987年)7月	本店を東京都千代田区から港区に移転			
63年(1988年)10月	日新火災浦和センター(現 さいたまセン			
	ター)を開設			
11月 12月	日新情報システム開発株式会社を設立 総合オンラインシステム(MELON)稼動			
 平成				
	国債窓口販売業務を開始			
元年(1989年)4月	国頃窓口販売業務を開始 資産運用管理システム(DREAM)稼動			
2年(1990年)6月7月	員産連用官理システム(DREAM Myss) 総合オンライン第2期システム稼働			
/H	応ロ4ノノ1ノ第2州ソ人ナム修測			

年 月	事項			
平成				
3年(1991年)4月	日新総合サービス株式会社を設立			
4年(1992年)2月	東京本社・浦和本社(現さいたま本社)の			
	2本社体制スタート			
6年(1994年)7月	東京本社を東京都港区から千代田区に移転			
8年(1996年)7月	富国生命保険相互会社と業務提携			
11月	第1回・第2回無担保転換社債(各100億円、			
	合計200億円)発行			
9年(1997年)8月	「はあべすと (現 ジョイエ)シリーズの発売			
10月	日新火災テレフォンサービスセンター開設			
10年(1998年)6月	創立90周年			
12月	全社情報ネットワーク(Vネット)完成			
11年(1999年)1月	総合自動車保険「VAP」の発売			
10月	明治生命(現明治安田生命)保険相互会			
	社と業務提携			
12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転			
12年(2000年)2月	ニッシン・インシュアランス・ガーンジー・			
_	ピーシーシー・リミテッドを設立			
4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社			
	を設立			
13年(2001年)3月	自動車保険「無事故円満」の発売			
4月	米国ミネソタ州セント・ポール社と業務提携			
7月	「がん保険」の発売			
15年(2003年)3月	東京海上火災(現東京海上日動火災)保険			
4月	株式会社と業務提携・資本提携 住宅ローン利用者向け火災保険「すま			
4月	住もローノ利用有向け欠火休険、9 ま いの保険・住自在(じゆうじざい)」の発売			
7月	家庭用自動車保険「HAP」の発売			
16年(2004年)3月	第1回無担保転換社債満期償還			
10年(2004年)3月	お「自然性体も狭性原例知道を 賃貸入居者向け家財専用火災保険「L(エ			
10/3	ル)プランSuper」の発売			
17年(2005年) 3月	積立型医療保険「ジョイエ医療保険」の			
((===== 1) 5/3	発売			
18年(2006年) 3月	第2回無担保転換社債満期償還			
5月	株式会社ミレアホールディングスとの経			
	営統合に合意			
9月				
	会社化に伴い株式上場廃止			
11月	「自動車保険インターネット約款」サービス開始			
19年(2007年)6月	日新総合サービス株式会社とトークビル			
	サービス株式会社が合併し、日新火災総合			
	サービス株式会社と改称			

は商品の発売

株式の状況

株主及び株式の状況

平成19年3月31日現在、当社が発行する株式の総数は389957千株、発行済株式総数は210320千株、資本金は203億円です。なお、当社は、株式交換により平成18年9月30日付で株式会社ミレアホールディングスの完全子会社となっています。

基本事項

決 算 期 日 毎年3月31日

定時株主総会 毎年4月1日から4ヵ月以内に開催

期末配当の基準日 毎年3月31日

公告掲載方法 電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができな

い場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。

公告を掲載する当社ホームページ http://www.nisshinfire.co.jp

1単元の株式数 1,000株 株主名簿管理人 なし 上場証券取引所 非上場

第100期定時株主総会

第100期定時株主総会が、本年6月22日、東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地東京本社において開催されました。報告事項及び決議事項は以下の通りです。

報告事項 平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告しました。

決議事項

第1号議案 取締役9名選任の件

本件は、原案どおり、宮島洋、水上誠、徳本政幸、多田佳嗣、秋元茂夫、福山雅朝、馬路修司、松原裕、大薗恵美の 9氏が選任され、就任しました。

なお、大薗恵美氏は、社外取締役です。

第2号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり、新たに池田登氏が選任され、就任しました。

なお、池田登氏は、社外監査役です。

第3号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、原案どおり、退任取締役 福島良平、上月和夫の両氏並びに、退任監査役 大嶋邦男、平尾和之の両氏に対し、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれ

一任することで承認可決されました。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり、取締役の報酬額を月額3300万円以内に改定することで承認可決されました。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

本件は、原案どおり、監査役の報酬額を月額600万円以内に改定することで承認可決されました。

株式の状況

大株主

(平成19年3月31日現在)

氏 名 又 は 名 称	所 在 地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社ミレアホールディングス	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	^{千株} 210,320	100 %
	· 合 計	210,320	100

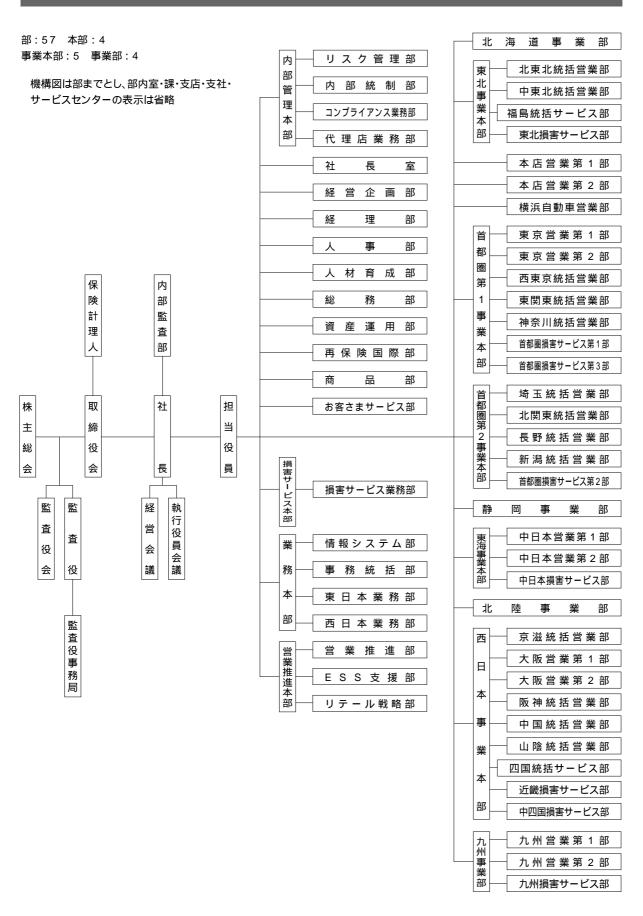
(注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

発行済株式総数及び資本金の額の推移

5 0 0	発行済株式総数		資本金の額		+±
年月日	増 減 数	残 高	増 減 額	残 高	摘要
平成13年3月31日	^{千株} 1,942	^{千株} 194,805	千円	^{千円} 15,634,652	利益による株式の消却 (平成12年4月1日~平成13年3月31日)
平成14年3月31日	5,648	189,157		15,634,652	利益による株式の消却 (平成13年4月1日~平成14年3月31日)
平成17年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (平成16年4月1日~平成17年3月31日)
平成18年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (平成17年4月1日~平成18年3月31日)
平成19年3月31日	2,376	210,320		20,389,640	自己株式の消却 (平成18年4月1日~平成19年3月31日)

会社の組織

組織図(平成19年6月22日現在)



役員の状況

取締役

(平成19年6月22日現在)

以 統 位			(平成19年6月22日現在
役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担当
代表取締役社長	常島洋 (昭和25年5月4日生)	昭和49年4月 当社入社 以後 総合企画部長を経て、 平成12年6月 取締役総合企画部長 平成13年4月 取締役人事総務部長 同 年11月 取締役人事総務部長兼改革推進室長 平成14年4月 取締役人事部長兼改革推進室長 平成15年4月 常務取締役営業推進本部副本部長 同 年6月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進本部副本部長 平成16年4月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 営業推進本部長 平成17年4月 取締役社長(代表取締役)営業推進本部長 平成17年4月 取締役社長(代表取締役)営業推進本部長 平成18年6月 株式会社ミレアホールディングス取締役(現職) 平成19年4月 取締役社長(代表取締役)X 現職)	内部監査部
代表取締役	ッチ かみ まごと 水 上 誠 (昭和24年7月26日生)	昭和48年 4 月 当社入社 以後 人事総務部長を経て、平成12年 6 月 取締役人事総務部長 平成13年 4 月 取締役営業企画部長 平成14年 4 月 取締役営業推進部長 平成15年 4 月 常務取締役 (代表取締役)専務執行役員 業務統括本部長兼経営企画部長 中成16年 6 月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 業務統括本部長 平成18年 4 月 専務取締役(代表取締役)専務執行役員 可 年 6 月 取締役(代表取締役)專務執行役員 平成19年 6 月 取締役(代表取締役)專務執行役員 平成19年 6 月 取締役(代表取締役)副社長執行役員(現職)	社長総括補佐、 人事部、 人材育成部、 総務部
代表取締役	德本政幸 (昭和23年10月9日生)	昭和49年 4 月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成15年 6 月 取締役執行役員業務統括本部副本部長 平成16年 6 月 取締役執行役員業務統括本部副本部長兼 経営企画部長 平成17年 4 月 取締役常務執行役員業務統括本部副本部長兼 業務統括本部宣長 東経営企画部長 同 年 6 月 取締役常務執行役員業務統括本部副本部長兼 業務統括本部宣長 平成18年 4 月 取締役常務執行役員業務本部長 平成19年 4 月 取締役常務執行役員內部管理本部長 同 年 6 月 取締役(代表取締役) 専務執行役員営業推進本部長(現職)	営業推進部、 ESS支援部、 リテール戦略部
取締役	を 型 佳 嗣 (昭和22年7月11日生)	昭和46年4月 当社入社 以後 資産運用部長を経て、 平成13年6月 取締役資産運用部長 平成15年4月 常務取締役人事部長兼改革推進室長 同年6月 常務取締役常務執行役員 構造改革本部長兼人事部長兼改革推進室長 平成16年6月 常務取締役常務執行役員構造改革本部長 平成17年4月 常務取締役常務執行役員 平成18年6月 取締役常務執行役員 平成19年4月 取締役常務執行役員	経理部、 資産運用部、 再保険国際部、 損害サービス業務部
取締役	秋 元 茂 夫 (昭和25年1月21日生)	昭和48年4月 当社入社 以後 営業推進部長を経て、 平成15年6月 執行役員営業推進部長 平成17年4月 執行役員営業推進部長兼お客さまサービス部長 平成18年4月 常務執行役員営業推進本部副本部長 同 年6月 取締役常務執行役員 営業推進本部副本部長(現職)	本店営業第1部、 本店営業第2部、 横浜自動車営業部、 北陸事業部
取締役	福山雅朝(昭和26年9月28日生)	昭和49年4月 当社入社 以後 損害サービス業務部長を経て、 平成17年4月 執行役員損害サービス業務部長 平成18年6月 取締役執行役員損害サービス業務部長 平成19年4月 取締役執行役員業務本部長(現職)	情報システム部、事務統括部、 東日本業務部、西日本業務部、 代理店システムサポートセンター、 九州事業部
取締役	馬路修司 (昭和30年4月6日生)	昭和53年4月 東京海上火災保険株式会社入社平成14年7月 同社中部·北陸本部部長平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社名古屋営業第一部長平成18年6月 当社取締役執行役員(現職)	商品部、 お客さまサービス部、 海上保険室、 北海道事業部、静岡事業部
取締役	**	昭和52年11月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 平成19年4月 執行役員経営企画部長 同 年6月 取締役執行役員内部管理本部長兼 経営企画部長(現職)	リスク管理部、 内部統制部、 コンプライアンス業務部、 代理店業務部、 社長室
取締役	大 薗 恵 美 (昭和40年8月8日生)	平成12年 4 月橋大学大学院国際企業戦略研究科専任講師 平成14年10月橋大学大学院国際企業戦略研究科 准教授(現職) 平成16年 6 月 当社取締役(現職) 平成18年 6 月 株式会社りそな銀行取締役(現職)	

⁽注)1.平成18年6月28日以降、当社は会長・社長以外の役付取締役を廃止しました。

² 取締役 大園恵美は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。

監 查 役 (平成19年6月22日現在)

			(12010年07)22日30日
役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担当
監査役 (常勤)	高 橋 諒 (昭和23年1月23日生)	昭和47年4月 当社入社 以後 関連事業室長を経て、 平成16年6月 監査役(常勤)(現職)	
監査役 (常勤)	萩原祥元 (昭和25年6月4日生)	昭和48年4月 当社入社 以後 検査部長を経て、 平成17年6月 監査役(常勤)(現職)	
監査役	ラス の しょう じ 上 野 昭 二 (昭和19年2月5日生)	昭和42年4月 東京海上火災保険株式会社入社 同社営業企画部長、人事企画部長を経て、 平成5年6月 同社取締役 平成8年6月 同社常務取締役 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社取締役副社長 平成14年4月 株式会社ミレアホールディングス取締役 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社監査役 東京海上日動かんしん生命保険株式会社監査役 東京海上日動かイナンシャル生命保険株式会社監査役 (現職) 株式会社ミレアホールディングス常勤監査役(現職) 平成18年6月 当社監査役(現職)	
監査役	池田 登 (昭和18年7月11日生)	昭和42年4月 株式会社静岡銀行入行 平成9年6月 同行取締役名古屋駐在兼名古屋事務所長 平成11年4月 同行取締役西部カンパニー長補佐 同年6月 同行常務取締役 平成13年6月 静岡保険総合サービス株式会社 代表取締役社長(現職) 平成19年6月 当社監査役(現職)	

- (注)1.監査役上野昭二及び池田登は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
 - 2.監査役 上野昭二は、平成19年6月25日付で株式会社ミレアホールディングス常勤監査役を退任し、平成19年6月28日付で株式会社東京海上日動キャリアサービス監査役に就任しました。 また、監査役 池田登は、平成19年6月29日付で静岡保険総合サービス株式会社代表取締役社長を退任しました。

役員の状況

執行役員

(平成19年6月22日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担当
社長	宮島洋	「取締役」の欄をご参照ください。	
副社長執行役員	^{みず かみ} まこと 水 上 誠	「取締役」の欄をご参照ください。	
専務執行役員 (西日本事) (業本部長)	高(は のよう へい 福島良平 (昭和23年6月10日生)	昭和47年 4 月 当社入社 以後 東海北陸本部長を経て、 平成13年 6 月 取締役東海北陸本部長 同 年 9 月 取締役東海北陸本部長兼中日本業務部長 平成15年 6 月 取締役常務執行役員業務統括本部副本部長 平成18年 4 月 取締役常務執行役員西日本事業本部副本部長 平成19年 4 月 取締役常務執行役員西日本事業本部長 同 年 6 月 専務執行役員西日本事業本部長 (現職)	四国統括サービス部、 京滋統哲営業部、 大阪営業第2部、 阪神統括営業部、 中国統括営業部、 山陰統括営業部、 山畿損害サービス部、 中四国損害サービス部
専務執行役員	德本政幸	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	多田佳嗣	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員	秋元茂夫	「取締役」の欄をご参照ください。	
常務執行役員 (首都圏第1 事業本部長)	有賀克明 (昭和24年10月15日生)	昭和47年4月 当社入社 以後 静岡統括営業部長を経て、 平成15年6月 執行役員静岡統括営業部長 平成17年4月 執行役員神奈川統括営業部長 平成19年4月 常務執行役員首都圏第1事業本部長(現職)	東京営業第1部、 東京営業第2部、 西東京統括営業部、 東関東統括営業部、 神奈川統括営業部、 首都圏損害サービス第1部、 首都圏損害サービス第3部
執行役員 (首都圏第2 事業本部長)	板 谷 進 (昭和25年9月21日生)	昭和48年4月 当社入社 以後 商品部長を経て、 平成15年6月 執行役員東海本部長 平成17年4月 執行役員東海事業本部長 平成18年4月 執行役員首都圏第2事業本部長(現職)	埼玉統括営業部、 北関東統括営業部、 長野統括営業部、 新潟統括営業部、 首都圏損害サービス第2部
執行役員 (東北事業本部長)	松 本 千 二 (昭和26年2月5日生)	昭和48年4月 当社入社 以後 北海道統括営業部長を経て、 平成17年4月 執行役員東北事業本部長(現職)	北東北統括営業部、 中東北統括営業部、 福島統括営業部、東北損害サービス部
執行役員	福山雅朝	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員 (東海事業本部長)	竹野泰生 (昭和26年4月3日生)	昭和50年4月 当社入社 以後 本店営業第1部長を経て、 平成18年4月 執行役員東海事業本部長(現職)	中日本営業第1部、 中日本営業第2部、 中日本損害サービス部
執行役員	馬路修司	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員 (静岡事業部長)	稲 垣 信 夫 (昭和28年7月22日生)	昭和51年4月 当社入社 以後 静岡事業部長を経て、 平成19年4月 執行役員静岡事業部長(現職)	
執行役員	松原裕	「取締役」の欄をご参照ください。	
執行役員 (人事部長)	坂 井 輝 雄 (昭和31年2月15日生)	昭和53年4月 当社入社 以後 人事部長を経て、 平成19年4月 執行役員人事部長(現職)	
執行役員 (損害サービス) 業務部長	が なが が だ び 釜 中 貞 彦 (昭和30年6月13日生)	昭和53年7月 当社入社 以後 情報システム部長を経て、 平成19年4月 執行役員損害サービス業務部長(現職)	

従業員の状況

従業員数等

(平成19年3月31日現在)

区分	総 合 職	— 般 職	嘱託職員・他
\(\tau = \psi_0	1,010名	899名	832名
従業員数		2,741名	
平 均 年 齢		40.3歳	
平均勤務年数		9.9年	
平均年間給与		5,621,853円	

(注)1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。

新規採用数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年 度	総 合 職	一 般 職	合 計
平成15年度		40名	40名
平成16年度	17名	65名	82名
平成17年度	32名	63名	95名
平成18年度	25名	67名	92名
平成19年度	38名	58名	96名

(注)職種転換者及び関連会社からの移籍者は除く

社員の採用と教育

採用方針

お客さまに最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、日本国内における地域に密着した営業活動を通じて人と人との和を大切に考える独自のビジネスモデルを実践することのできる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、「円滑な人間関係を築くことのできるコミュニケーション能力を持つ」、「決定したことに対し、責任をもって最後まで執着して完遂させる粘り強さを持つ」人物像を求めています。また、新卒者以外にも中途採用や第二新卒の採用を行い、幅広い人材の確保に努めています。

採用にあたっては、応募や入社試験の機会を等しく提供し、公平・公正な選考を行うとともに、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力および意欲を見極めた採用を行っています。

採用選考過程において、応募者に対する基本的人権の尊重や就職の機会均等を全ての人に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。

社員育成体制

当社では「当社独自のビジネスモデルを実践できる社員の育成強化」を一つ柱に据え、人材の育成を行っています。「中期経営計画」に掲げられた「一番誠実で真面目な、また内部統制が最も貫かれた『お客さま本位の保険会社』として、損害保険業界のトップランナーとしての位置を占める企業」の実現に向け、徹底的なお客さま本位を自らの業務に具体化し実践できる社員の教育・研修・育成を目的に、体系的なプログラムに基づいた研修を実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に会社戦力として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。その後については、 階層別、 部門別、 職種別、 経験年数別、 年齢別、 OJT、 自己啓発、あるいは全社員共通等の各種研修メニューを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また当社では、業務知識の習得のみならず、時代の要請に応える意識の変革・醸成や、お客さまのニーズを敏感にとらえ的確に対応しつる幅広い知識と技能を持つ、損害保険サービス業に従事するにふさわしい社員の育成に努めています。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度の他、以下の諸制度を実施しています。

·財形貯蓄制度 ·住宅資金貸付制度 ·持株会制度 ·共済会 ·各種保養施設 他

企業集団の状況

主要な事業の内容及び組織の構成

当社及び当社の関係会社において営まれている主な事業の内容と、各関係会社の当該事業における位置付けは、次のとおりです。

(1)保険及び保険関連事業

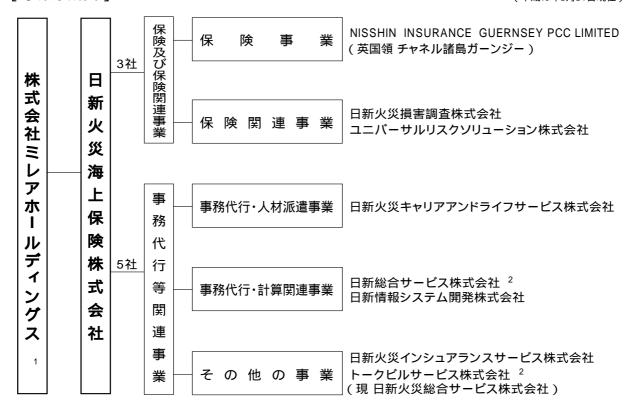
各種損害保険の元受・再保険の引受業務及び保険金の支払業務等を営む部門で、関係会社はこのうち保険金支払に係る 損害調査業務及びリスクコンサルタント業務並びに海外での保険引受業務を行っています。

(2)事務代行等関連事業

上記以外の各種業務を営む部門で、関係会社は物流関係のほか、各種事務代行業務を行っています。

[事業系統図]

(平成19年3月31日現在)



- 1 平成18年9月30日、当社と株式会社ミレアホールディングスとは株式交換を行い、当社は株式会社ミレアホールディングスの完全子会社となりました。
- 2 平成19年6月1日、日新総合サービス株式会社はトークビルサービス株式会社と合併し、解散しました。同日、トークビルサービス株式会社は日新火災総合サービス株式会社に社名を変更しました。

子会社等

(平成19年3月31日現在)

会 社 名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	当社子会社等の 議決権の所有割合	本 社 所 在 地	主 な 事 業 内 容
日新火災インシュアランスサービス(株)	昭和 32. 7.24	百万円 20	10 %	90	東京都千代田区 神田駿河台2 - 3	保険代理業、個人ローン 業務、リース業務
日新火災損害調査(株)	45. 4. 1	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2 - 3	自動車保険、その他 保険の損害調査業務
日新火災キャリアアンド ライフサービス(株)	55. 9.26	20	100		東京都千代田区 神田駿河台2 - 3	計算受託·福利厚生業務、 人材派遣業務
トークビルサービス(株)	58. 2. 1	10	100		東京都千代田区 神田駿河台2 - 3	不動産・付随設備保守・ 管理業務等
日新情報システム開発(株)	63.11. 1	20	100		埼玉県さいたま市 浦和区上木崎 2 - 7 - 5	プログラム作成、 ソフトウエア開発
日新総合サービス(株)	平成 3.4.1	10	100		埼玉県さいたま市 浦和区上木崎 2 - 7 - 5	荷造・梱包及び印刷・ 製本、集配業務
NISSHIN INSURANCE GUERNSEY PCC LIMITED	12. 2.16	700	100		PO BOX 384, The Albany,South Esplanade,St.Peter Port, Guernsey GY14NF	損害保険業
ユニバーサルリスク ソリューション(株)	12. 4.11	10	100		東京都千代田区 神田駿河台2 - 3	リスクコンサルタント業務

連結財務諸表

当社では、連結の範囲に含めるべき重要な子会社がないことから、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として損害保険事業において、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は6億6千万円でした。

主要な設備の状況

(平成19年3月31日現在)

	11	所属	帳簿	価 額(百万円		
店名	所在地	出先機関	土 地(面積 m²)	建物	動 産	従業員数
本店/東京本社 1	東京都千代田区	19 ^店	11,698(5,179)	5,446	236	738 ^人
さいたま本社 2	さいたま市浦和区	8	3,091 (9,015)	1,790	429	271
神奈川統括営業部	横浜市中区	6	0 (234)	335	43	137
長野統括営業部	長 野 市	4	87 (947)	107	8	45
新潟統括営業部	新 潟 市	3	203 (1,041)	66	11	50
北海道統括営業部	札幌市中央区	9	5 (705)	230	35	103
東北事業本部	仙台市青葉区	27	1,070 (3,104)	1,035	146	248
静岡統括営業部	静岡市葵区	4	4 (170)	140	23	90
東海事業本部	名古屋市中区	12	555 (2,491)	907	72	216
北陸統括営業部	富 山 市	5	65 (1,026)	390	11	75
西日本事業本部	大阪市北区	34	374 (1,883)	402	124	546
九州事業部	福岡市博多区	15	406 (1,969)	202	42	222

- 1 東京営業第1部、東京営業第2部、西東京統括営業部、東関東統括営業部を含む
- 2 埼玉統括営業部、北関東統括営業部を含む
- (注)1.上記「店名」は、本部又は独立統括営業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本部又は統括営業部に属する支店、支社及び営業所等出先機関の合計を記載しています。海外駐在員事務所は本店の所属出先機関に含んでいます。
 - 2.上記は全て営業用設備です。
 - 3 .上記の他、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

設備名		帳	簿	価	額	
設備名	土地(面積	m²)	建物(面積	m²)
名 古 屋 ビル (名古屋市中区)	(337	l 7)	(2,	445 ,921)
武 蔵 野 ビル (東京都武蔵野市)	(1	119 ,090,	•		254 171,)

4.前記の他、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位:百万円)

設備名	帳簿	価 額
設備名	土地(面積 m²)	建物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	804 (3,536)	648

5 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

損害保険用語の解説

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する株式・債券などの資産の価格変動による損失に備えるため、資産の一定割合をあらかじめ積み立てる準備金のことです。

過失相殺

損害賠償額を算出するにあたり、被害者にも過失があった場合、その過失の割合に応じて損害賠償額を減額することをいいます。

クーリングオフ

契約の取り消し請求権のことです。損害保険の場合には、保険業法の定めにより、保険期間が1年を超える個人契約について、契約の申込日からその日を含め8日以内であれば契約の解除ができる場合があります。

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)の積立保険料部分において、保険会社が予定利率を超える運用益をあげた場合に、満期返れい金と合わせて保険会社から保険契約者に支払われる配当金をいいます。

契約の解除

保険契約者または保険会社の意思表示によって、契約が初めからなかったのと同様の状態に戻すことをいいます。ただし、多くの保険約款では、告知義務違反などによる解除の場合は、契約の当初まで溯るのではなく、将来に向かってのみ効力を生ずるように規定しています。

契約の失効

保険契約が効力を失い終了することをいいます。例えば、保険金支払の対象とならない事故によって保険の対象が滅失した場合には、保険契約は失効します。

告知義務

保険契約を締結する際に、保険契約者は保険会社に対して重要な事実を 申し出なければならないという義務、また、重要な事項について不実のこ とを申し出てはならないという義務のことをいいます。

さ行

再調達価額

時価(額)に対する言葉で、保険の対象と同等の物を新たに建築または購入するために必要な金額をいいます。

再保険

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の保険金支払責任の一部または全部を他の保険会社に転嫁するための保険のことをいいます。

再保険料

再保険上の責任を他の保険会社に転嫁する際に、対価として支払う保険 料のことをいいます。

時価(額)

再調達価額から、経過年数や使用・消耗による減価分を差し引いた金額 のことをいいます。

事業費

保険会社が事業を行うための経費で、損害保険会計では「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」、「諸手数料及び集金費」を総称したものです。

質権設定

火災保険などで、保険契約を締結した物件が災害に遭った場合の保険金 請求権を、被保険者が他人(質権者)に質入れすることをいいます。

支払備金

決算日までに発生した保険事故で、保険金がまだ支払われていないもの について、保険金の支払いのために積み立てる準備金のことをいいます。

責任準備金

将来の保険金支払いなどの保険契約上の債務に対して、保険会社があらかじめ積み立てておく準備金をいいます。これには、次年度以降の保険期間に対応する保険料を積み立てる「普通責任準備金」、異常災害時に備える「異常危険準備金」、積立保険の満期返れい金・契約者配当金の支払いに備える「払戻積立金」「契約者配当準備金」などがあります。

全損

保険の対象が完全に滅失した場合(火災保険であれば全焼・全壊)や、修理・回収に要する費用が再調達価額または時価(額)を超えるような場合をいいます。

損害てん補

保険事故によって生じた損害に対し、保険会社が保険金を支払うことをいいます。

損害率

収入保険料に対する支払保険金の割合のことで、保険会社の経営分析や 保険料率の算定に用いられます。通常は、正味支払保険金に損害調査費 を加えて正味収入保険料で除した割合を指します。

損害保険用語の解説

た行

大数の法則

サイコロを振ったときに1の目の出る確率は、振る回数を増やすほど6分の1に近づいていきます。このように、ある独立的に起こる事象について、それが大量に観察されれば、その事象の発生する確率が一定値に近づくという法則のことです。例えば、火災などの事故を長年にわたって統計学的に調べると、その発生率を全体として予測できることになります。保険料の算出のもととなる保険事故の発生率は、この「大数の法則」に基づいて算出されています。

超過保険 / 一部保険

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超える保険のことを超過保険といいます。また、保険価額よりも保険金額が少ない保険のことを一部保険といい、この場合、保険金額の保険価額に対する割合で保険金が支払われます。

重複保険

同一の被保険利益について、保険期間の全部または一部を共通にする複数の保険契約が存在する場合、また、複数の保険契約の保険金額(契約金額)の合計額が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を超えている場合をいいます。

通知義務

保険契約締結後、保険の対象を変更した、譲渡したなど、契約内容に変更が生じた場合に、保険契約者がそれを保険会社に通知しなければならない義務のことをいいます。

積立勘定

積立保険(貯蓄型保険)において、その積立資産を他の資産と区分して運用する仕組みのことです。

積立保険(貯蓄型保険)

火災保険・傷害保険などの補償機能のほかに貯蓄機能を持ちあわせた長期保険のことで、満期時には満期返れい金が支払われます。

な行

ノンフリート契約者

自らが所有・使用し、自動車保険契約を締結している自動車が9台以下の契約者のことです。これに対し、10台以上の契約者をフリート契約者といいます。

ノンフリート等級別料率

ノンフリート契約者の自動車に適用する無事故割引(割増)制度です。事故の有無により翌年の継続契約の等級が決められ、その等級に応じて保険料が割引(割増)されます。

は行

被保険者

保険事故が起こったとき、保険の補償を受ける人または保険の対象となる人をいいます。

比例てん補

保険金額(契約金額)が保険価額(保険の対象であるものの実際の価額)を下回っている一部保険の場合に、保険金額の保険価額に対する割合に 応じて保険金を削減して支払うことをいいます。

分損

保険の対象の一部に損害が生じた場合のことで、全損に至らない損害を いいます。

保険価額

保険事故が発生した場合に、被保険者が被る可能性のある損害の最高見積額をいいます。保険契約によって時価(額)または再調達価額のいずれかを基準として評価します。

保険期間

保険の契約期間、すなわち保険会社が責任を負う期間をいいます。この 期間内に保険事故が発生した場合にのみ、保険会社は保険金を支払いま す。ただし、特に約定がある場合を除き、保険期間中であっても保険料が 支払われていないときには保険会社の責任は開始しないため、保険金は 支払われません。

保険金

保険事故により損害が生じた場合に、保険会社が被保険者に支払う金銭のことをいいます。

保険金額

保険契約において設定する契約金額をいいます。保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額のことで、その金額は、保険会社と保険契約者との契約によって定められます。

保険契約者

自己の名前で保険会社に対し保険契約の申し込みをする人のことで、契約が成立すれば保険料の支払義務を負います。ほとんどの場合、保険契約者が同時に被保険者となりますが、他人を被保険者とする保険契約もあります。

保険契約準備金

保険契約に基づく保険金支払などの責任を果たすために、保険会社が決算期末に積み立てる準備金のことで、責任準備金・支払備金などがあります。

保険事故

保険契約において、保険会社がその事実の発生を条件として保険金の支払を約束した偶然な事実をいいます。火災、交通事故、人の死傷などがその例です。

保険証券

保険契約の成立およびその内容を証明するために、保険会社が作成して 保険契約者に交付する文書のことをいいます。

保険の目的

保険を付ける対象のことで、自動車保険での自動車、火災保険での建物・ 家財などがこれにあたります。

保険引受利益

正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費などの保険 引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支 を加減したもので、保険の引受によって得られる利益を示すものです。 なお、その他収支は自動車損害賠償責任保険等に係る法人税相当額な どです。

保険約款

保険会社が保険契約者と結ぶ保険契約の内容を定めたものです。保険約款には、同一種類の保険契約の全てに共通する契約内容を定めた普通保険約款と、個々の契約において普通保険約款の規定内容を補充・変更・排除する特別約款(特約条項)があります。

保険料

被保険者の被る危険を保険会社が負担する対価として、保険契約者が保険会社に支払う金銭をいいます。

保険料控除制度

地震保険契約または生命保険契約を締結し保険料を支払った場合に、その一定額が契約者のその年の所得から差し引かれ、所得税と住民税の負担が軽減される制度です。これには、地震保険料控除制度と生命保険料控除制度があります(損害保険料控除制度は廃止されましたが、経過措置があります)。

保険料即収の原則

保険契約を締結すると同時に保険料の全額を領収しなければならないという原則のことです。なお、保険料分割払契約など特に約定がある場合にはこの原則は適用されません。

ま行

マリン / ノンマリン

マリンは海上保険を意味し、船舶保険・貨物保険・運送保険のことをいい ます。ノンマリンはマリン以外の保険のことをいい、火災保険・自動車保険・傷害保険などが該当します。

満期返れい全

積立保険(貯蓄型保険)において、保険期間の満了まで契約が有効に存続し、保険料全額の払い込みが完了している契約について、満期時に保険会社が保険契約者に支払う金銭のことをいいます。この金額は契約時に定められています。

免責

保険金が支払われない契約上の事由のことです。保険会社は、保険事故が発生した場合には保険契約に基づいて保険金支払の義務を負いますが、特定の事由が生じたときには例外としてその義務を免れることになっています。例えば、戦争その他変乱によって生じた事故、保険契約者が自ら招いた事故、地震・噴火・津波等による事故があります。保険約款に「保険金を支払わない場合」や「てん補しない損害」などとして記載されています。

免責金額

自己負担額のことをいいます。一定金額以下の損害について、保険契約者または被保険者が自己負担するものとして設定する金額のことで、免責金額を超える損害については、免責金額を控除した金額を支払う方式と、損害額の全額を支払う方式とがあります。

元受保険

再保険に対応する用語で、ある保険契約について再保険契約がなされているとき、再保険契約に対してそのある保険を元受保険といいます。また、保険会社が個々の保険契約者と契約する全ての保険を指す場合もあります。

店舗の一覧

東京本社(本店)	〒101-8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)3292 - 8000
さいたま本社	〒330−9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834 - 2211
ロンドン駐在員事務所	c/o Willis Ten Tri	inity Square ,London EC3P 3AX ,U.K.	44(0)20 - 7488 - 8121

営業店舗の一覧			
北海道事業部	∓ 060 − 0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011) 241 - 13
札幌第1支店	〒060−0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-13
小樽支社	〒047−0032	北海道小樽市稲穂2-22-1(日専連小樽ビル)	(0134)27-33
函館支社	〒040−0001	北海道函館市五稜郭町33-1(五稜郭フコク生命ビル)	(0138)54-85
札幌第2支店	〒 060−0063	北海道札幌市中央区南三条西3-12-1(札幌トークビル)	(011)241-13
苫小牧事務所	〒053−0022	北海道苫小牧市表町2-1-14(王子不動産第3ビル)	(0144)34-81
室蘭事務所	〒050−0074	北海道室蘭市中島町1-23-18(YSプラザビル4F)	(0143)45-34
旭川支店	〒 070−0035	北海道旭川市五条通9右1	(0166)26-44
稚内事務所	〒097-0005	北海道稚内市大黒2-3-14(第2丹羽ビル)	(0162)22-97
道東支店	〒 085 − 0016	北海道釧路市錦町5-3(三ツ輪ビル5F)	(0154)23-82
带広支社	= 080−0010	北海道帯広市大通南10-8(帯広フコク生命ビル)	(0155)22-87
北見支社	〒090−0022	北海道北見市北二条東1(大槻ピル)	(0157)24–64
東北事業本部	∓ 980 − 0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-31
北東北統括営業部	〒020−0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-43
盛岡サービス支店	∓ 020 − 0034	岩手県盛岡市盛岡駅前通15-19(フコク生命ビル2F)	(019)623-43
花巻支社	∓ 025 − 0312	岩手県花巻市二枚橋6-335-1(ユーズステーション花巻)	(0198)26-17
岩手南支店	∓ 024 − 0032	岩手県北上市川岸3-10-2(東北永愛友商事ビル2F)	(0197)65-38
一関事務所	∓021−0893	岩手県一関市地主町2-29(朝日生命ビル2F)	(0191)21-32
大船渡営業所	∓ 022 − 0002	岩手県大船渡市大船渡町欠の下向1-123	(0191)21 32
三陸事務所	∓026−0024	岩手県釜石市大町1-8-6(明治中央ビル2F)	(0192)24-31
青森支店	∓030−0861	右手宗金(117人) 1-0-00 昭石中大に//27 / 青森県青森市長島2-10-3(青森フコク生命ビル6F)	(017)775-14
ョ林文冶 むつ事務所	∓035−0072	青森県むつ市金谷1-4-6(アドバンスビル1F)	(0175)23-86
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, ,
弘前支社	〒036−8001 =034_0072	青森県弘前市代官町38(明治安田生命弘前第2ビル8F)	(0172)36-15
八戸支店	∓031−0072 =040,0004	青森県八戸市城下4-5-9	(0178)43-15
秋田サービス支店	〒010-0001 =017,0014	秋田県秋田市中通4-5-2(明治安田生命秋田第二ビル4F)	(018)837-52
大館事務所	〒017−0814	秋田県大館市赤館町7-6	(0186)49-35
大曲事務所	〒014−0027	秋田県大仙市大曲通町8-26(正和ビル2F)	(0187)63-06
本荘事務所	= 015−0001	秋田県由利本荘市岩渕下13-13(徳永ビル2F)	(0184)24-29
中東北統括営業部	〒980−0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)227-33
仙台支店	〒980−0804	宮城県仙台市青葉区大町1-4-7	(022)263-54
仙南支社	〒981−1232	宮城県名取市大手町1-1-22	(022)382-68
古川支社	〒989−6115	宮城県大崎市古川駅東1-5-11(向山館2F)	(0229)24-16
気仙沼事務所	〒988−0017	宮城県気仙沼市南町2-5-12	(0226)24-20
仙台東支社	〒983−0012	宮城県仙台市宮城野区出花1-9-3(ヴューポートオバタ1F)	(022)259-62
山形支店	〒990−0023	山形県山形市松波1-8-14	(023)622-40
天童支社	〒994−0034	山形県天童市本町2-1-26(寿商事ビル2F)	(023)654-44
米沢事務所	〒992−0039	山形県米沢市門東町3-3-1(米沢共立ビル2F)	(0238)22-78
酒田支社	〒998−0853	山形県酒田市みずほ2-19-1	(0234)23-51
福島統括サービス部	〒963−8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-31
郡山支店	∓ 963−8871	福島県郡山市本町2-1-12	(024)932-22
白河支社	〒961−0975	福島県白河市立石山1-3(丸昌ビル2F)	(0248)22-66
福島支店	〒960−8107	福島県福島市浜田町6-5	(024)531-16
いわき支店	〒970−8026	福島県いかき市平字小太郎町2-6(いかきフコク生命ビル2F)	(0246)22-18
会津若松支店	〒965−0042	福島県会津若松市大町2-14-24(山本中央ビル2F)	(0242)24–56
本店営業第1部	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282 - 55
		東京都千代田区神田駿河台2-3	
本店営業第2部	〒101−8329		(03)5282-55
横浜自動車営業部	〒221−0052	神奈川県横浜市神奈川区栄町8-1(ポートサイドビル1F)	(045) 461 - 22

都圈第1事業本部	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03) 5282 - 555
東京ダイレクトサポートセンター	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-559
東京営業第1部	〒101−0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-511
東京中央支店	〒101−0062	東京都千代田区神田駿河台2-5(村田ビル3F)	(03)5282-555
江東支店	〒130−0014	東京都墨田区亀沢4-5-4(プルームビル1F)	(03)3625-204
東京東支店	〒121−0816	東京都足立区梅島2-3-15(岩立ビル2F)	(03)3886-011
東京営業第2部	〒170−6051	東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 51F)	(03)3987-488
池袋支店	〒170−6051	東京都豊島区東池袋3-1-1(サンシャイン60 51F)	(03)3987-406
新宿支店	〒160−0023	東京都新宿区西新宿3-2-11(新宿三井ビルディング二号館9F)	(03)3343-394
渋谷支店	〒150−0042	東京都渋谷区宇田川町33-7(都民興業渋谷ビル5F)	(03)3464-122
城南支店	∓144-0052	東京都大田区蒲田5-29-6(とみん蒲田ビル6F)	(03)3733-225
西東京統括営業部	〒190−0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)525-282
立川支店	T190 0012 T190-0012	東京都立川市曙町2-22-22(TBK立川ビル5F)	(042)527-777
ガ川文店 三鷹支社	±190-0012 ±180-0006	東京都武蔵野市中町1-16-10(日本生命武蔵野ビル5F)	
二鳥文社 山梨支店	∓400-0006 ∓400-0032	東京都政殿野川中町1-10-10(日本王の政殿野C/V3F) 山梨県甲府市中央4-7-13	(0422)55-817 (055)228-127
山未文店 富士吉田支社	∓403−0004	山梨県富士吉田市下吉田50(山吉商店ビル2F)	(0555)22-580
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
東関東統括営業部	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-555
水戸支店	∓310−0805	茨城県水戸市中央1-1-7	(029)221-912
土浦支社	〒300−0051	茨城県土浦市真鍋1-11-12(延増第1ビル4F)	(029)822-574
下館支社	〒308−0841	茨城県筑西市二木成80-1(みすじビル3F) 千葉県千葉市中央区新宿2-7-10(千葉TALKビル2F)	(0296)25-031
千葉支店 木更津支社	〒260−0021	十葉県十葉市中央区新伯2-7-10(十葉 IALNCJV2F) 千葉県木更津市東中央2-4-14(木更津東中央ビル5F)	(043)244-052
市川支店	〒292−0057 〒272−0023		(0438)23-226
柏支店	T272-0023 ₹277-0011	千葉県市川市南八幡3-6-18(ミーナアサヒビル3F) 千葉県柏市東上町2-28(第1水戸屋ビル4F)	(047)376-332 (04)7163-744
			` '
神奈川統括営業部	〒231−0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-528
横浜支店	〒231−0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-528
横浜中央支店	〒231−0007	神奈川県横浜市中区弁天通5-72	(045)633-529
横須賀支社	〒238−0008	神奈川県横須賀市大滝町1-25-1(横須賀ベイビュービルディング5F)	(046)822-097
川崎支店	〒210-0014	神奈川県川崎市川崎区貝塚1-1-3(川崎フコク生命ビル2F)	(044)244-017
神奈川県央支店 湘南支店	〒228−0803 〒254−0034	神奈川県相模原市相模大野7-1-6(相模大野第一生命ビル6F) 神奈川県平塚市宝町3-1(平塚MNビル8F)	(042)749-191
小田原支社	T254-0034 T250-0011	神奈川県小田原市栄町1-6-1(小田原第一生命ビル6F)	(0463)21-217 (0465)23-015
5.四次又正	1200 0011		(0400)20 010
都圈第2事業本部	〒330−9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048) 834 – 147
		埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	
	〒330-9311		, ,
埼玉統括営業部 埼玉新都心支店	〒330−9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-229
埼玉新都心支店 埼玉東支店	〒330−9311 〒344−0067	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F)	(048)834-229 (048)761-618
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉北支店	〒330−9311 〒344−0067 〒360−0042	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F)	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉北支店 埼玉西支店	〒330-9311 〒344-0067 〒360-0042 〒350-1122	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F)	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉北支店 埼玉西支店 北関東統括営業部	〒330-9311 〒344-0067 〒360-0042 〒350-1122 〒330-9311	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉北支店 埼玉西支店 北関東統括営業部 群馬支店	〒330-9311 〒344-0067 〒360-0042 〒350-1122 〒330-9311 〒371-0023	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉北支店 埼玉西支店 北関東統括営業部 群馬支店 太田支店	〒330-9311 〒344-0067 〒360-0042 〒350-1122 〒330-9311 〒371-0023 〒373-0851	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉北支店 埼玉西支店 北関東統括営業部 群馬支店 太田支店 宇都宮支店	〒330-9311 〒344-0067 〒360-0042 〒350-1122 〒330-9311 〒371-0023 〒373-0851 〒320-0815	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉東大支店 埼玉西支店 北関東統括営業部 群馬支店 太田支店 宇都宮支店 黒磯事務所	〒330-9311 〒344-0067 〒360-0042 〒350-1122 〒330-9311 〒371-0023 〒373-0851 〒320-0815 〒329-3153	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号)	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉東支店 埼玉西支店 北関東統括営業部 群馬支店 太田支店 宇都宮支店 黒磯事務所 小山営業所	〒330-9311 〒344-0067 〒360-0042 〒350-1122 〒330-9311 〒371-0023 〒373-0851 〒320-0815 〒329-3153 〒323-0807	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F)	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉東支店 埼玉五西 在 北関東統括営業部 群馬支店 大田 支店 宇都宮支店 宇職選事務所 小山営業所 長野統括営業部	〒330-9311 〒344-0067 〒360-0042 〒350-1122 〒330-9311 〒371-0023 〒373-0851 〒320-0815 〒329-3153	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-801
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉東東支支店 北関東統括営業部 群馬田支店 大田西都宮支店 宇磯・山山営工 長野統括営業 長野・ 長野・ 長野・ 大田 本田 大田	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47	(048)834-226 (048)761-618 (048)523-13' (049)226-34' (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-80' (026)244-023
埼玉新都心支店 埼玉東支店 埼玉東支店 埼玉五西 在 北関東統括営業部 群馬支店 大田 支店 宇都宮支店 宇職選事務所 小山営業所 長野統括営業部	〒330-9311 〒344-0067 〒360-0042 〒350-1122 〒330-9311 〒371-0023 〒373-0851 〒320-0815 〒329-3153 〒323-0807 〒380-0901	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-801 (026)244-023
埼玉新都心支店 埼玉東北京店 埼玉玉東立支店 北関郡三東立支店 北関郡三大西部省 群馬田支店 宇職、山山 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市 大田市	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル)	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-801 (026)244-023 (0268)27-324 (0263)33-321
埼玉新都心支店 埼玉東北 埼玉東北 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県北市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県松本市大手2-10-3 長野県諏訪市赤羽根1-8	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-023 (0268)27-324 (0263)33-321 (0266)57-660
埼玉新都立支店 埼琦支店 埼琦支店 埼琦支店 大時間 群馬田都 群馬田郡 群馬田郡 北西 大宇 大市 大市 大市 大市 大市 大市 大市 大市 大市 大市	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県大田市常田2-20-3 長野県諏訪市赤羽根1-8 長野県飯田市本町4-1243	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-023 (0268)27-324 (0263)33-321 (0266)57-660
埼玉新都心支店 埼玉東北 埼玉東北 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県北市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県松本市大手2-10-3 長野県諏訪市赤羽根1-8	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-023 (0268)27-324 (0263)33-321 (0266)57-660 (0265)52-028
埼玉新都立支店 埼琦支店 埼琦支店 埼琦支店 大時間 群馬田都 群馬田郡 群馬田郡 北西 大宇 大市 大市 大市 大市 大市 大市 大市 大市 大市 大市	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011 T395-0044	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県大田市常田2-20-3 長野県諏訪市赤羽根1-8 長野県飯田市本町4-1243	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-13' (049)226-34' (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-80' (026)244-023 (0268)27-324 (0268)27-324 (0266)57-660 (0265)52-028 (025)245-032
埼玉新都立支店 埼埼克店 埼埼克店 埼克王东 北西西东 大古東統古店 大宇馬田本郡 東西古京 大宇馬西京 大宇馬田本郡 東京支支支 大宇馬田本郡 東京支京 大宇馬田本 大宇馬田本 大野田本 大野田本 大野田本 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011 T395-0044 T950-0087	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県松本市大手2-10-3 長野県飯田市本町4-1243 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県長岡市神田町2-1-6	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-801 (026)244-023 (0268)27-324 (0263)33-321 (0266)57-660 (0265)52-028 (025)245-032 (025)245-032
埼玉斯郡立立店 埼埼市	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011 T395-0044 T950-0087	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県本市大手2-10-3 長野県飯田市本町4-1243 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F)	(048)834-228 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-468 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-408 (026)244-023 (0268)27-324 (0263)33-321 (0266)57-660 (0265)52-028 (025)245-032 (025)245-032 (0258)32-228
埼琦	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T395-0044 T950-0087 T950-0087 T940-0052	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県松本市大手2-10-3 長野県飯田市本町4-1243 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県長岡市神田町2-1-6	(048)834-228 (048)761-618 (048)523-13' (049)226-34' (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-468 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-023 (0268)27-324 (0263)33-32' (0266)57-660 (0265)52-028 (025)245-032 (025)245-032 (0258)32-228 (025)773-354
埼琦场 赞 群太宇黑小野 長上松 諏飯 潟新 長六三新東北西 熊 東 支 宮 書 当 話 支 支 支 支 括 店店 支 務 業 営 店 在 主 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011 T395-0044 T950-0087 T950-0087 T940-0052 T949-6600 T955-0065	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県大田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県鉱訪市赤羽根1-8 長野県飯田市本町4-1243 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県長岡市神田町2-1-6 新潟県南魚沼市六日町800-1(装宴ビル2F) 新潟県三条市旭町2-13-23	(048)834-228 (048)761-618 (048)523-13' (049)226-34' (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-468 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-408 (026)244-023 (0268)27-324 (0263)33-32' (0266)57-666 (0265)52-028 (025)245-032 (0258)32-228 (025)773-354 (0256)33-104
埼琦埼琦 開	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011 T395-0044 T950-0087 T940-0052 T949-6600 T955-0065 T420-0031	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県心いたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県小山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県松本市大手2-10-3 長野県飯田市本町4-1243 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県長岡市神田町2-1-6 新潟県南魚沼市六日町800-1(装宴ビル2F) 新潟県三条市旭町2-13-23	(048)834-228 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-468 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-408 (026)244-023 (0268)27-324 (0263)33-321 (0266)57-660 (0265)52-028 (025)245-032 (025)245-032 (025)245-032 (025)32-228 (025)773-354 (0256)33-104
埼琦场景 新天主 电弧	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011 T395-0044 T950-0087 T940-0052 T949-6600 T955-0065 T420-0031 T420-0031	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県心いたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県・加市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県松本市大手2-10-3 長野県飯田市本町4-1243 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県東高沼市六日町800-1(装宴ビル2F) 新潟県三条市旭町2-13-23	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-023 (026)244-023 (0268)27-324 (026)333-321 (0266)57-660 (0265)52-028 (025)245-032 (025)245-032 (025)245-032 (025)32-228 (025)773-354 (0256)33-104
埼琦埼南 群太宇黒小野長上松諏飯潟新長六三 事神神 大宝 大田 在	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011 T395-0044 T950-0087 T940-0052 T949-6600 T955-0065 T420-0031 T420-0031 T420-0034	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県心いたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県・那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県・山市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県松本市大手2-10-3 長野県敵田市本町4-1243 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県高沼市六日町800-1(装宴ビル2F) 新潟県三条市旭町2-13-23 静岡県静岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F) 静岡県藤岡市葵区呉服町1-1-2(静岡呉服町スクエア9F) 静岡県藤村市駅前2-14-8(フルカワクリエイトビル2F)	(048)834-147 (048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (049)226-341 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-023 (026)244-023 (026)244-023 (026)333-321 (0266)57-660 (0265)52-028 (025)245-032 (025)245-032 (025)773-354 (025)773-354 (025)33-104
埼琦场景 新天主 电弧	T330-9311 T344-0067 T360-0042 T350-1122 T330-9311 T371-0023 T373-0851 T320-0815 T329-3153 T323-0807 T380-0901 T380-0901 T386-0018 T390-0874 T392-0011 T395-0044 T950-0087 T940-0052 T949-6600 T955-0065 T420-0031 T420-0031	埼玉県さいたま市浦和区上木崎2-7-5 埼玉県春日部市中央1-13-6(春日部フコク生命ビル3F) 埼玉県熊谷市本町2-48(熊谷第一生命ビル7F) 埼玉県川越市脇田町18-6(川越小川ビル6F) 埼玉県心いたま市浦和区上木崎2-7-5 群馬県前橋市本町2-4-3 群馬県太田市飯田町945 栃木県宇都宮市中河原町1-24 栃木県那須塩原市大原間143-7(那須塩原サンライズマンション102号) 栃木県・加市城東1-6-42(第3高岩ビル3F) 長野県長野市居町47 長野県長野市居町47 長野県上田市常田2-20-26(常田ビル) 長野県松本市大手2-10-3 長野県飯田市本町4-1243 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県新潟市中央区東大通1-3-8(明治安田生命新潟駅前ビル2F) 新潟県東高沼市六日町800-1(装宴ビル2F) 新潟県三条市旭町2-13-23	(048)834-229 (048)761-618 (048)523-131 (049)226-341 (048)834-147 (027)224-362 (0276)45-469 (028)635-157 (0287)65-093 (0285)24-409 (026)244-023 (026)244-023 (0268)27-324 (026)333-321 (0266)57-660 (0265)52-028 (025)245-032 (025)245-032 (025)245-032 (025)32-228 (025)773-354 (0256)33-104

店舗の一覧

東海事業本部	∓ 460 − 0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052) 231 - 7676
中日本営業第1部	〒460−0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7196
知多営業所	〒475−0922	愛知県半田市昭和町1-35(半田名鉄南館ビル2F)	(0569)22-8267
三河支店	∓ 444 − 0044	愛知県岡崎市康生通南2-5	(0564)21-1601
豊橋支店	〒440−0886	愛知県豊橋市東小田原町88	(0532)54-3188
愛知北支店	∓ 486 − 0844	愛知県春日井市鳥居松町2-268	(0568)81-8400
一宮支店	〒491−0851	愛知県一宮市大江1-11-21	(0586)72-0178
中日本営業第2部	∓ 460−0003	愛知県名古屋市中区錦2-4-11	(052)231-7531
岐阜支店	〒500−8069	岐阜県岐阜市今小町28	(058)264-7261
高山支社	〒506−0025	岐阜県高山市天満町4-64-8(第一ビル2F)	(0577)32-1277
多治見支店	〒507−0034	岐阜県多治見市豊岡町2-57-2	(0572)22-7268
中津川営業所	〒508−0037	岐阜県中津川市えびす町7-30(イシックス駅前通りビル3F)	(0573)65-0451
三重支店	〒510−0068	三重県四日市市三栄町2-17	(059)351-2477
津支社	〒514−0028	三重県津市東丸之内22-14(津フコク生命ビル3F)	(059)227-5185
松阪支社	〒515−0004	三重県松阪市朝日町387-5(三井生命松阪ビル2F)	(0598)51–2030
北陸事業部	〒930−0026	富山県富山市八人町8-5	(076) 433 - 2533
金沢支店	〒920−0981	石川県金沢市片町1-3-27(日新火災金沢ビル)	(076)263-2150
七尾支社	〒926−0052	石川県七尾市山王町ソ部41-8	(0767)53-0878
福井支店	〒910−0024	福井県福井市照手1-2-15	(0776)21-0401
富山支店	〒930−0026	富山県富山市八人町8-5	(076)433-3545
高岡支店	〒933−0871	富山県高岡市駅南1-8-34(アラヤビル4F)	(0766)22-1824
西日本事業本部	〒530−0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06) 6343 - 3610
関西ダイレクトサポートセンター	〒530−0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3323
京滋統括営業部	〒600−8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4591
京都支店	〒600−8004	京都府京都市下京区四条通寺町西入ル奈良物町358(日新火災京都ビル7F)	(075)211-4592
福知山支社	〒620−0059	京都府福知山市厚東町208(FM-Eビル2F)	(0773)22-6327
大津支店	〒520−0806	滋賀県大津市打出浜13-49(日新火災大津ビル2F)	(077)522-4077
彦根支店	〒522−0073	滋賀県彦根市旭町1-24(田中ビル2nd5F)	(0749)22-1826
八日市支社	〒527−0022	滋賀県東近江市八日市上之町1-43(松原ビル3F)	(0748)23-6378
大阪営業第1部	〒530−0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3600
大阪営業第2部	〒530−0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3607
難波支店	〒556−0011	大阪府大阪市浪速区難波中1-12-5(難波室町ビル7F)	(06)6647-7055
堺支店	〒590−0063	大阪府堺市堺区中安井町3-2-13(堺フコク生命ビル3F)	(072)238-1985
和歌山支店	〒640−8045	和歌山県和歌山市ト半町31	(073)422-1131
田辺支店	〒646−0046	和歌山県田辺市本町49-3(田辺中央ビル2F)	(0739)24-1621
新宮支社	〒647−0052	和歌山県新宮市橋本2-14-35	(0735)22-2353
大阪東支店	〒577−0012	大阪府東大阪市長田東3-2-43(SKパークビル9F)	(06)6745-8516
奈良支店	〒634−0078	奈良県橿原市八木町1-6-1(草楽ビル6F)	(0744)23-3650
阪神統括営業部	〒530−0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3801
北大阪支店	〒567−0032	大阪府茨木市西駅前町6-26(田畑ビル3F)	(072)623-6146
梅田支店	〒530−0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3608
神戸支店	〒651−0086	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-30(三宮フコク生命ビル2F)	(078)242-4911
姫路支店	〒670−0924	兵庫県姫路市紺屋町6	(0792)88-5580
枚方支社	〒573−0022	大阪府枚方市宮之阪2-2-2(スカイパレス有馬1F)	(072)805-5571
中国統括営業部	〒730−0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(082)247-9261
広島サービス支店	〒730−0036	広島県広島市中区袋町3-17(シシンヨービル6F)	(082)247-9262
福山支店	〒720−0801	広島県福山市入船町2-8-3	(084)922-2129
尾道支社	〒722−0024	広島県尾道市西則末町2-22(東中国スズキビル)	(0848)25-5131
山口支店	〒747−0809	山口県防府市寿町2-11(吉幸ビル3F)	(0835)25-1711
周南営業所	₹745 - 0073	山口県周南市代々木通り2-3(代々木公園前ビル5F)	(0834)21-1204
岡山支店	〒700-0904	岡山県岡山市柳町2-10-22	(086)225-0541
倉敷支社 小吟体长学光初	〒710−0051	岡山県倉敷市幸町1-40(明治安田生命倉敷幸町ビル2F)	(086)424-5556
山陰統括営業部	〒690−0886	島根県松江市母衣町34	(0852)22-2627
松江支店	〒690−0886 〒693−0053	島根県松江市母衣町34	(0852)22-3525
米子支社	〒683−0053	鳥取県米子市明治町157(米子駅前パーキングビル) 島根県出雲市渡橋町398(正友ビル2F)	(0859)34-5357
出雲支社 浜田事務所	〒693−0004 〒697 − 0024	島根県江豊市渡崎町398(正及CJV2F) 島根県浜田市黒川町4196(岡本ビル2F)	(0853)23-6699 (0855)23-1090
共口争物的 鳥取サービス支店	∓680−0034	島板宗浜田巾黒川町4190(両本こル2F) 鳥取県鳥取市元魚町2-105(アイシンビル2F)	(0857)23-4651
海状 プログメロ	1 000 10034	両44.不両44.117.11光型と110人!17フロ/V2Γ)	(0001)23-4001

四国統括サービス部	〒760−0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0026
高松支店	〒760−0025	香川県高松市古新町8-1(四国パナソニックビル6F)	(087)851-0030
松山支社	〒790−0002	愛媛県松山市二番町4-5-2(R-2番町ビル5F)	(089)941-8298
伊予三島支社	〒799−0411	愛媛県四国中央市下柏町75-1(ロイヤルマンション柏1F)	(0896)24-5306
徳島支店	∓ 770−0831	徳島県徳島市寺島本町西1-7-1(日通朝日徳島ビル4F)	(088)622-3711
高知支店	- 780-0870	高知県高知市本町5-1-12	(088)823-4488
中村支社	- 787-0013	高知県四万十市右山天神町300	(0880)34-6010
			` ,
九州事業部	〒812 − 0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092) 281 - 8162
九州営業第1部	〒812−0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
福岡第1支店	〒812−0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8161
唐津事務所	〒847−0821	佐賀県唐津市町田812-7	(0955)73-9449
福岡第2支店	〒812−0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8165
沖縄事務所	〒900−0015	沖縄県那覇市久茂地2-12-21(電波堂ビル3F)	(098)863-3235
大牟田サービス支社	〒836−0844	福岡県大牟田市浄真町6-1	(0944)55-1311
久留米支店 佐賀サービス支社	〒830−0018 〒840−0833	福岡県久留米市通町6-21(ニッシンビル) 佐賀県佐賀市中の小路6-26(佐嘉栄商事ビル)	(0942)35-2819 (0952)22-4711
佐負りーピス支社 北九州支店	〒840−0833 〒802−0066	在貝宗在貝巾中の小路0-20(在希木尚事Cル) 福岡県北九州市小倉北区萩崎町1-4	(093)923-1581
大分サービス支店	∓870−0026	大分県大分市金池町2-6-15(EME大分駅前ビル3F)	(097)535-2143
九州営業第2部	〒812−0025	福岡県福岡市博多区店屋町8-30(博多フコク生命ビル8F)	(092)281-8162
能本支店	〒860−0844	熊本県熊本市水道町14-27(KADビル8F)	(096)325-7211
八代支社	〒866−0843	熊本県八代市花園町17-11(森ビル2F)	(0965)35-5270
阿蘇事務所	〒869−2301	熊本県阿蘇市内牧620-3	(0967)32-3242
鹿児島支店	〒890-0063	鹿児島県鹿児島市鴨池2-10-20	(099)254-1115
宮崎サービス支店	〒880−0805	宮崎県宮崎市橘通東1-7-4(第1宮銀ビル5F)	(0985)24-3833
長崎サービス支店	〒850−0023	長崎県長崎市出来大工町25	(095)825-4131
諫早支社	〒854−0026	長崎県諫早市東本町5-17(土橋ビル4F)	(0957)21–4855
佐世保サービス支店	〒857−0805	長崎県佐世保市光月町4-14	(0956)23-3171
V= 1 /D (A +0 BB			
海上保険部門			
本店営業第2部	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5554
海上営業グループ	〒101−8329	東京都千代田区神田駿河台2-3	(03)5282-5552
海上営業グループ(西日本)	〒530−0002	大阪府大阪市北区曽根崎新地2-2-16(桜橋東洋ビル6F)	(06)6343-3619

店舗の一覧

損害サービス店舗の一覧

北海道

北海道事業部

北海道損害サービス課 (011)241-1314 旭川サービスセンター (0166)23-2732 札幌サービスセンター (011)241-1313 道東サービスセンター (0154)23-8260

東北

北東北統括営業部

盛岡サービス支店 (019)623-4316 秋田サービス支店 (018)837-5255

福島統括サービス部

郡山支店 (024)932-2280 いわき支店 (0246)22-1881 福島支店 (0242)24-5661 (024)531-1645 会津若松支店

東北損害サービス部

損害サービス課 (022)227-3620 酒田サービスコーナー (0234)23-5968 火新サービスセンター(022)227-2135 青森サービスセンター(017)775-1465 八戸サービスセンター(0178)44-5309 仙台サービスセンター(022)227-2133 山形サービスセンター(023)624-2900 岩手南サービスセンター(0197)65-3833

関東・甲信越

首都圏損害サービス第1部

(03)5282-5557 市川サービスセンター (047)376-3350 損害サービス課 火新サービスセンター (03)5282-5558 柏サービスセンター (04)7163-8256 傷害サービスセンター (03)5282-5559 水戸サービスセンター (029)224-0823 医療保険サービスセンター (03)5282-5647 土浦サービスセンター (029)826-1322 東京第1サービスセンター (03)5282-5560 下館サービスセンター (0296)25-0320 東京第2サービスセンター (03)5282-5668 立川サービスセンター (042)524-0711 千葉サービスセンター (043)244-3130 山梨サービスセンター (055)228-1218

首都圏損害サービス第2部

(048)834-2249 埼玉新都心サービスセンター(048)834-1834 損害サービス課 安心サービスセンター (048)834-1539 埼玉東サービスセンター(048)755-2836 自賠責損害サービスセンター (048)834-2577 埼玉西サービスセンター (049)226-3413 太田サービスセンター (0276)45-4702 埼玉北サービスセンター(048)523-1215 松本サービスセンター (0263)33-9700 新潟サービスセンター (025)245-0345 長野サービスセンター (026)244-0442 三条サービスセンター (0256)32-8159 宇都宮サービスセンター(028)635-1183 長岡サービスセンター(0258)32-2293 群馬サービスセンター (027)224-5021

首都圏損害サービス第3部

損害サービス課 (045)633-5345 横浜サービスセンター(045)461-2521 神奈川県央サービスセンター (042)749-1921 川崎サービスセンター (044)244-4446 小田原サービスセンター(0465)24-3381 静岡サービスセンター(054)254-8896 神奈川サービスセンター (045)633-5295 沼津サービスセンター (055)962-7086 湘南サービスセンター (0463)21-6651 富士サービスセンター (0545)51-9731 横須賀サービスコーナー (046)822-0576 浜松サービスセンター (053)455-4395

東海·北陸

中日本損害サービス部

損害サービス課 (052)231-9292 豊橋サービスセンター (0532)56-4744 火新サービスセンター (052)231-9225 岐阜サービスセンター (058)264-8231 三重サービスセンター (059)351-2977 一宮サービスセンター (0586)72-0511 名古屋サービスセンター(052)231-9226 富山サービスセンター(076)433-3557 津サービスセンター (059)227-6231 高岡サービスセンター (0766)28-1834 多治見サービスセンター(0572)25-8661 福井サービスセンター (0776)27-2851 愛知北サービスセンター(0568)81-6911 金沢サービスセンター (076)263-2180 三河サービスセンター (0564)21-1576

沂畿

近畿損害サービス部

損害サービス課 (06)6343-3628 田辺サービスセンター (0739)24-1671 火新サービスセンター (06)6343-3634 大阪東サービスセンター(06)6745-8609 福知山サービスセンター (0773)24-6390 奈良サービスセンター (0744)23-3982 京都サービスセンター (075)211-4594 北大阪サービスセンター (072)625-3071 彦根サービスセンター (0749)23-1960 神戸サービスセンター (078)242-4930 大津サービスセンター (077)522-4179 姫路サービスセンター (079)288-5376 大阪サービスセンター (06)6343-3639 堺サービスセンター (072)222-3873 和歌山サービスセンター(073)422-1134

中国・四国

中国統括営業部

広島サービス支店 (082)247-9262

山陰統括営業部

鳥取サービス支店 (0857)23-4651

中四国損害サービス部

(082)247-9265 岡山サービスセンター (086)224-7976 指害サービス課 火新サービスセンター (082)247-9272 倉敷サービスコーナー (086)424-5556 福山サービスセンター (084)923-4108 松江サービスセンター (0852)22-3575 山口サービスセンター (0834)21-1585 出雲サービスコーナー (0853)23-6699

四国統括サービス部

高松支店 (087)851-0030 徳島支店 (088)622-3711 松山支社 (089)941-8298 高知支店 (088)823-4488 伊予三島支社 (0896)24-5306 中村支社 (0880)34-6010

九州

大牟田サービス支社 (0944)55-1311 大分サービス支店 (097)535-2143 佐賀サービス支社 (0952)22-4711

九州営業第2部

鹿児島サービス支店 (099)254-1115 長崎サービス支店 (095)825-4135 宮崎サービス支店 (0985)24-3833 佐世保サービス支店 (0956)23-3171

九州損害サービス部

(092)281-8135 久留米サービスセンター (0942)33-4450 損害サービス課 火新サービスセンター (092)281-8136 北九州サービスセンター (093)923-1591 福岡サービスセンター (092)281-8164 熊本サービスセンター (096)325-7115

海上保険部門

海上保険室 (03)5282-5532

テレフォンサービスセンター

000 0120-25-7474

店舗ネットワーク





日新火災海上保険株式会社

ホームページアドレス:http://www.nisshinfire.co.jp